

## Bassingかわら版Editorial

きわめておめでたくて救いようのない全体状況 Bassingかわら版 Editorial (2002/09/18)

バスフィッシングを取り巻く現在の嵐のような状況を少しでも正しく皆さんにお伝えするために、今回から新しいコーナーを設けることにした。これはいわばBassingかわら版の社説のようなものである。

お坊ちゃん、お嬢ちゃん方には面白くもないかもしれないが、はっきり言って今のお子様向け釣り雑誌の数々には分別ある大人が読むに耐える記事がまったくと言ってよいほど載っていない。それでは面白くないので、子供にはわかりにくいのを承知で大人向けにキーボードを叩き続けることにする。内容が内容だけに、文体もいつもの情報とはかえることにする。フィッシングライターなどと称しながら、実はお子様向けの文章しか書けない方々に、プロなら内容に合わせて七色(ダムじゃないよ)の文体を使い分けられるのことはしていただきたいという願いを込めて……。

9月17日に小泉首相が平壤を訪れ日朝首脳会談が行われた。そのテレビニュースの中に街頭インタビューの場面があった。拉致された人達のうち6人が亡くなっていったことについて、街頭にいる人達(テレビの都合に合わせて選ばれた行われているが)に話を聞いて、予想の範疇をまったく越えないどこにでもありそうな意見を引き出すという、あれである。その場面の中に軒並み出てきたのが、「まさか亡くなっているとは思いませんでした」という感想だ。

これって、亡くなっているとは思わなかったんじゃないかと、今日この日まで拉致問題のことなんか真剣に考えたこともなかったというのが本当のところなのではないのか。それが今日になって突然、20年も前に拉致された日本人が連れ去られた先の国で死んでたという重大な事実を突きつけられて狼狽したあげく、「まさか亡くなっているとは……」などとやってその場を取り繕っている、というのが今回の日朝首脳会談で市井の日本人が置かれた平均的な状況なのではなからうか。そういう事実をテレビの街頭インタビューが図らずも画面上にさらけ出してしまったのだが、テレビを見てる人のほとんどはそのことに気付きもしない。これが現在の日本という国のきわめておめでたくて救いようのない全体状況なのである。

わがバスフィッシングの世界にも、これとよく似たことがあった。琵琶湖で釣ったバスをリリースすることが滋賀県の条例で禁止されることになるなんて、半年前まで誰が思っていたらうか。ゴミ問題も、めいわく駐車も、夜間の騒音も、生態系の問題も、自分達の目の前にあったにもかかわらず、2003年4月から琵琶湖で釣ったバスをリリースできなくなるという事実を突き付けられるまで真剣に考えようとしなかった。考えなかっただけでなく、考えるのに必要な知識を身に付けようとしなかった。それが現在のバスアングラーとそれを取り巻く業界のきわめておめでたくて救いようのない全体状況なのではないかと思う。

でなかったら、今になって次のような発言が出てくるわけがない。琵琶湖のバスアングラーのマナーの悪さは日本一だと前から思っていた……これって街頭インタビューの「まさか亡くなっているとは……」というのと同レベル。分別ある大人がしっかり考えれば、今さら恥ずかしくて口にはできない言葉ではないか。これを聞いて、さすがに偉い人はいいいこと言っ

なんて思った人が、もし一般のアングラードだけでなく業界や各種団体の多数を占めているのであれば、つまり（こう書くのは3回目になるが）全体状況がそれほどおめでたくて救いようがないのであれば、日本のバスマスフィッシングに未来はないと思って早々におさらばした方がよいのかもしれない。そうじゃない明るい希望を持てるような材料があることはあるのだが、その力は十分なのか。全体状況を好転させる具体的で有効な方法は？

などと、そんなことを日朝首脳会談のテレビニュースを見ながらふと思つて、まずはとにかく思ったことを文章にまとめてみた。まとめたら、それを載せるためのスペースをBassingかわら版に作るつて、このコラムを始めることになった次第である。もとより議論になるのは承知の上。十分な知識と正確な情報に裏打ちされた議論なら、それにふさわしい場で大いにやっていただきたい。そのための話題を提供できたのであれば本望である。匿名の不毛な議論はごめんこうむる。そういうのは時間と努力、ネット資源の無駄遣いであるから、なしにしていたらどうかようにお願い申しあげる。言論の自由を保証した日本国憲法第21条（Bassingかわら版の活動もこの権利にもとづいて行われている）は、他人の人権をないがしろにすることを許すものではないことを念のため申し添えておきたい。

状況がまったく正しく把握できていない

Bassingかわら版Editorial(2002/09/19)

なにやら、さつそく第1回からずいぶん盛り上がりつつあったようで、まずはお礼申しあげる。第2回は昨日の日朝首脳会談の話の続きから。

昨日のテレビのニュースで、拉致された人達の家族が安否調査の結果を知らされて、それに対する感想を述べているシーンが何回も映っていた。その場面を見て感じたのだが、男性よりも女性の方がしつかりしていて、言うべきことをきちんと言っていたではないか。これってどういふことかと考えてみた。その結論は、つらいことや悲しいことに対する心の準備が、女性の方がちゃんとできていたのではないかとことだ。

ただし、これは著者がテレビニュースを見て勝手に感じたり考えたりしたことである。画面に映つてた人達がそうであると言つつもりはまったくくないから、くれぐれも誤解なきように。あくまでも、こういうことを考えたという範囲内の話であることをご理解の上で読み進めていただきたい。

同じようにつらいことや悲しいことに直面するといつても、その内容は様々に分かれる。男性なら働いてる店や会社の状態が思わしくないとか、取引先との商談がうまく進まないとか、人間関係がうまくいってないとか、そういう自分の責任と努力でなんとか解決できる可能性が少しでもあつて、それが思い通りにいかないからつらいとか、ダメになったから悲しいことになつてしまったというケースが多いのではないが。

対する女性は、同じつらいことや悲しいことでも、自分の力ではどうにもならないことが多いのではなからうか。ありそうな例を一つあげるなら、夫の会社からの帰りが遅くて、そのために家庭が乱れているというケース。それを解決するのは奥さんよりも夫の責任で、奥さんが取れる手段はそう多くはないはずだ。テレビに映つていた人達の年齢なら、もつとつらいことや悲しいことがたくさんあつたとしてもおかしくはない。そういう経験を重ねてき

て、いざ拉致された家族が生きてた、死んでたとなったときに、女性の心の強さが際立ったのではないかと思ったのだ。

それとも一つ、これはメディアも含めての話なのだが、拉致された人達全員は無事帰還にとても強くこだわっていたのが気になった。もちろん、それがかなうに越したことはない。しかしながら現実には、他国で平和に暮らしている一般市民を拉致して連れ去るといふ暴虐非道なことをする人達（そのようなことを実行した人達あるいは組織。ここで国や国家という言葉を使うべきではないと思う）が相手である。拉致された人達の一部でも亡くなっていたときに備えるのは当然だと思っただが、そういう準備はしていなかったのだらうか。もっと不思議に思うのは、安否情報の公開を求めたら、よくない答えが返ってくる可能性も当然ある。その覚悟はしていなかったのかということだ。

これにはミスリードが働いているのではないかと思う。例えば家族の所へ取材に行った様々なメディアのスタッフが、「大丈夫。きつと無事ですすよ」「みたいなことを別れ際に安易に言っただけで帰る。」「希望を失ったらダメですよ」「みたいなことを言う人もいる。」「亡くなってる可能性がある」というようなことは言っただけから誰も言わない。しまいに決して口にははいけないタブーになってしまう。よい情報はすぐに伝わるが、よくない情報はなかなか伝わらない。その結果、きつと生きてるといふ信念が、絶対に生きてるといふ過信にかわる。もちろん信じることは必要だが、一方で状況を正しく把握していないと、予想してない事態に追い込まれてパニックになる。つまり、ミスリードが悲しみを増幅させる結果になるわけで、これって状況を正しく把握できてない典型的なケースではないか。もちろん、こ

れも筆者がそう思ったというだけで、事実確認などはしていないから、その点、誤解のなきように。

上の内容の中で、バスアングラーの皆さんに注意しながら読んでいただきたいのは、「よい情報はすぐに伝わるが、よくない情報はなかなか伝わらない」というところだ。これを具体的に言いかえるなら、受け手が喜びそうな情報はすぐに伝わるが、受け手に喜ばれない情報はなかなか伝わらない。そういうことが長く続くと、最後には自分達が置かれた状況がまったく見えなくなってしまう。情報とは、そういう性質を持ったものである。これって自分達の身のまわりにもあるのではないだろうか。それを防ぐには、メディアリテラシーについて勉強するしかないのだが、日本ではこれがまったく普及していないのである。メディアリテラシーについては、いずれ機会があれば書きたいと思っている。

さて、前回の内容については多くのご指摘をいただいた。指摘の多くは以下の部分に集中していた。

前回からの引用

でなかったら、今になって次のような発言が出てくるわけがない。琵琶湖のバスアングラーのマンナーの悪さは日本一だと前から思っていた……これって街頭インタビューの『まさか亡くなってるとは……』というのと同レベル。分別ある大人がしっかりと考えれば、今さら恥ずかしくて口にできない言葉ではないか。

引用終わり

指摘の主な論旨は次のようなことである。

「琵琶湖のバスアングラのマナーの悪さは……」の部分について

- 1 話の内容が正しくない。間違ってる。
- 2 発言者の言おうとしていることが正しく伝わっていない。
- 3 発言の一部を引用して曲解して伝えている。
- 4 今はこんな論争をアングラ同士がしているときではない。

1〜3については、やっぱりきたかと思っただ。筆者の仕掛けに見事に引掛かったとしか言いようがない。こういうことを誰かがどこかに書いたとか、どこかで言ったということは前回の文章にはまったく書いてない。ただ、「次のような発言が出てくるわけがない」と書いただけである。それに対して1〜3のような指摘があった。誰かの話を引用しているのであれば1〜3のような指摘の対象になるかもしれないが、その場合は文章のプロなら、いつでもどこで、誰が、ということを書き書く。それをしないということは、単なる例として持ち出しただけであるから、1正しいも間違ってるもないし、2正しく伝える必要もないし、3曲解するもしないもない。4については、こういうときだからこそ次元の低い自己弁護的な発言は困るから、あえて例にあげさせていたのだと言っておこう。

どうやら一部の人達は、上に引用した文章を読んで、反射的にカーッと頭に血が上ってしまったようだ。だから、その後は支離滅裂で、議論にも何もなっていない。そういう人達の反応が強ければ強いほど、たくさんあればあるほど、この文章が効果的だったということを確認していただいているようなもので、まことに言ばしい限りである。相手を攻撃してるつもりが、実は相手を喜ばせてただけだということに、いかげん気が付いた方がいいのではな

いかと老婆心ながら忠告しておきたい。それと、文章はくれぐれも正しく読んでいただくようにお願い申しあげる。

つまり、これも自分が置かれている状況を正しく把握できてない典型的なケースだと言っただいである。ここまでできて、やっと最初の日朝首脳会談の話と結び付いた。長い道のりを最後までお付き合いただいた皆さんには、つつしんでお礼申しあげた。

本当の裏切り者は誰か

Bassingかわら版Editorial (2002/09/25)

Editorialの連載開始からちょうど1週間、第2回のアップから6日が経過した。その間、あちこちで拙文の内容をテーマとした議論が繰り広げられたようで、まずはお礼申しあげる。とりわけ第2回については、著者からの反論と勘違いした方々が、それ来なすつたと喜々とキーボードに向かわれる姿が目に見えがぶような反応が一部にあったようである。

それに対して、さらに議論を重ねようとは思わない。その理由は、あえて反論しないといけないような事実あるいは論理展開が何一つ見られなかったからである。議論の前提として現状を正しく把握できるだけの知識や情報と、それを取捨選択して合理的に論を積み上げるだけの判断力がなくてはならない。そういう知識も判断力も持ち合わせないお子様の戯言に付き合ってる暇はないので、話を先に進めることにする。置いてきぼりにされたくないから、がんばって勉強しながらでも付いてきていただきたい。こういう風を書くくと、論争の旗色が悪くなったから逃げた、というようなことを言い出す方がよくいるが、そういう発言自

体が普通は負けを認めたくない側から出てくるケースが大部分であることを付け加えておく。

さて、本題である。ジャツカルの加藤誠司プロが実行委員長を務める琵琶湖バス釣り人協議会が9月10日に滋賀県に対し意見書を出した。(ページBCホット情報003/09/11に関連情報掲載)その内容については、かなり激しい賛否両論があったようである。中には加藤プロを「裏切り者」とする意見もあった。琵琶湖バス釣り人協議会の意見書は一つの提案として、規模の大きなトーナメントではバスをリリースしないかわりに、それ以外のトーナメントや一般のアングラが釣りをするときのリリースを禁止しないという中庸案を出している。その点を取り上げて、規模の大きなトーナメントでバスをリリースしないとするのは、バスアングラがバスをリリースする権利を売り渡すことであって、こういうことを提案するのはバスアングラに対する裏切り行為であると言っただ。

滋賀県知事と滋賀県に対しては日本釣振興会ほか数団体から、バスのリリースを禁止する条項の削除を求める意見書や要望書が出されている。もちろん、これが受け入れられるに越したことはない。しかしながら現実はどうかと言つと、いったん条例案に盛り込まれたバスのリリース禁止が全面撤回される確率はそれほど高くないと言わざるを得ない。そういうときに皆が皆、バスのリリース禁止を撤回せよでは、相手を話し合いのテーブルに着かせることすらできないのではないかということが出てきたのが琵琶湖バス釣り人協議会の提案だとするの、一番わかりやすい解釈ではないだろうか。

もつと理想を言えば、いろんな団体や個々のアングラががんばって、具体的に実現可能な様々な提案をすべきである。その提案の中には、リリース禁止の全面撤回に近いものから、ごく限られた条件を満たすときだけリリースを認めるものまで、様々な段階のものがあつてよいと思う。その中からお互いが歩み寄れるベストの選択肢を選んで一本化したものをアングラの側からの提案とするか、あるいはいくつかの提案を併出する。それが民主主義というものだろう。ところが800万人に達すると言われる日本のバスアングラは、そのようなことができる組織も機構も何一つ持ち合わせていない。その点に関しては、ほんの少し前までバスアングラを代表するかのような顔をしてた組織が何ら有効な活動も議論もできていないことからきわめて明白である。

そこでバスアングラにかわって日釣振などの組織が動いているのだが、実際は釣り関係の業者が集まった団体である日釣振が背に腹は代えられず仕方なく動いているというのが本当のところだ。日釣振はあくまで業者の団体であつて、組織としてのまとまりに欠け、実行力もなく、当事者能力があるかどうかも疑わしい。業者の団体だから、バスアングラからの観点に乏しいのは当然である。だからと言って、アングラの代表であるはずの全日本釣り団体協議会は日釣振以上に何もできない。ほかにかわる代表組織がないのだから仕方がないということ、現有組織を最大限活用して、やらなければならぬことをやるために加藤プロが出張ることになったのである。

加藤プロにすれば、一部のアングラから個人的な非難、中傷を浴びるのは最初から覚悟の上だったはずだ。そういうことを恐れて誰も出て行きたがらないところをあえて出て行ったのは、非難や中傷を恐れては何もできないということがわかり切っていたからだ。琵琶

琵琶湖のバスのリリクス問題に関してはバスアングラーの間にも様々な意見があり、それがまったく整理されていないどころか、反論を恐れて何も発言しない風潮がとて強い。その中で行動しようとするれば、それなりの覚悟は必要だということである。

わかりやすい例をいくつかあげよう。家が汚れていると文句を言われるのは、たいていは掃除をしてお母さんで、汚してる子供達やお父さんではない。空港のバツゲージコレクションで荷物が出てくるのを待っていて、ついに最後まで荷物が出てこなかったときに、その場の担当者や怒鳴り付けてる人がよくいるが、荷物をなくしたのは担当者ではない。いろんな会社の消費者窓口は苦情を受け付けるのもその仕事のひとつだが、苦情の原因を作ってるのは窓口の担当者ではない。さらには、またまた日朝首脳会談を引き合いに出すが、拉致された人達のうち8人がすでに死亡していたという事実が明らかになったとき、そのことを家族に伝えた福田官房長官の態度が人間的でなかったという非難が一部にあったが、官房長官はただの伝達役に過ぎない。つまり、ものごとの前面に立つのは常にリスクがつきまとう損な役割だということである。

琵琶湖バス釣り人協議会の意見書に盛り込まれた提案が万全でないという意見はあって当然だし、そのことを代表者として動いている加藤プロに訴えたい気持ちもわかる。だからといって、裏切り者呼ばわりは的外れもいいところである。裏切り者と呼ばれるべきは、琵琶湖のバスでおいしいめをしておきながら、「慎重な立場だから……」とか何とか言いながら、実際は何もしようとせずに逃げている、あるいは何かしたくてもする能力がない会社や組織、人達であって、少なくとも何かしようとはがなばつてる人に対して言っべき言葉ではない。

琵琶湖のバスでおいしいめをした人達というのは、琵琶湖のバスのおかげでがっぼり稼いだとか、有名になったとか、他のアングラーよりも大きいのをたくさん釣って偉そうなの一つも言っただとか、具体的にはそういうことである。そういうおかげをこうむっておきながら、いざとなったら何の恩返しもしようとしない例を現在の琵琶湖のバス達、バスアングラー達はあまりにもたくさん目にしてはいないだろうか。そういう会社や組織、人達に対しては、それに見合った評価を下すしかないのだが、そんな判断力や実行力がアングラーにはたしてあるのかどうか。そのことも同時に試されているとしたら、結論によってはアングラー自身が裏切り者であったということにもなりかねない。そういうリスクをみずからも負わされているということを理解しているアングラーはどれくらいいるだろうか。

「裏切り者」というような言葉を使うのは、最低限右に書いたぐらいのことを理解してからにしないとイケない。そういう理解力も知識も判断力もなく言うのであれば、どこまで議論しても子供のけんかでしかない。それでは内輪もめや近親憎悪を拡大させるだけである。その結果、本当の裏切り者は誰か、どこにいるかがわからなくなってしまう。そういう状態が一番危険なのだが、さて、ここまで書いたことをどれぐらいの割合の方にご理解いただけただろうか。もしご理解いただけないとすれば、著者はとんでもない裏切り者だと誤解されるかもしれない。そういうリスクもあるから油断できないのである。

裏切り者というのがバスアングラーの中から出てきた言葉だとしたら、それは説明の仕方と誤解の解きようもある。もっとやっかいなのは、まったく著にも棒にもかからない非現実的な自然保護主義者、無知を恥じようともしない新聞やテレビなどのメディアである。その

類の批判に対しては、反論すべきは反論し、それ以外は無視するしかない。毛沢東が言った言葉に「敵から悪く言われるのはよいことだ」というのがあるそうだが、加藤プロにはこの言葉を謹んでお贈りしたい。この言葉をさらに解釈すれば、敵に悪く言われれば言われるほど、たいへんけっこうなことだということになる。

要は状況がいかによく見えているかだ。視界を明瞭に研ぎ澄まし、正しい情報に基づいて一つ一つの判断を下していけば、進むべき方向を見失うことはない。そういう判断力を備えているという点で、加藤プロは著者の知る中で最適者である。その何ものも恐れられない行動力は、ときとして無謀と評価されることもあるが、こういふときにはかけがえのないタレントであるということも明記しておきたい。

さて、加藤プロが裏切り者ではないということを書くのに精一杯で、本当の裏切り者は誰か、どこにいるかということを書くことができなかったが、これについてはいずれ稿をあらためて書きたいと思う。心当たりのある方は、楽しみにお待ちいただきたい。

釣りでおいしいめをする方法教えます

Bassingかわら版Editorial(2002/09/29)

まず最初に、前回の一部訂正を……。

「琵琶湖のバスでおいしいめをした人達というのは、琵琶湖のバスのおかげでがっばり稼いだとか、有名になったとか、他のアングラーよりも大きいのをたくさん釣って偉そうなおのことも言ってたとか、具体的にはそういうことである」という部分、「有名になったとか」を「有名になって何か得をしたとか」に訂正させていただきました。

「有名になった」だけでは、著者もその1人ということになってしまう。著者の場合は某テレビ番組のおかげで有名にはなったが、2000年秋からテレビに出なくなったり、雑誌などに出ることもなるべくお断りするようになっていたので、今ではすっかり忘れられかけている。すなわち、もはや有名人ではない。これは釣りの現場にいるとはっきりとわかることだし、テレビに出ているときは探み手にニコニコ顔で近付いてきてた人達が、テレビに出なくなるとたんだ姿を見せなくなったというようなこともある。そういう人達ときれいさっぱりおさらばできたことが、どれほど気持ちいいかということを実感できたのに加えて、テレビのよいところ悪いところ、裏表、損得勘定など、ずっと出続けてるだけではわからないことまで知ることができたのは、出るのをやめたからこそであったと思ってる。

琵琶湖のバスのおかげで経済的に得したか損したかと言えば、普通に仕事していたよりもちよっぴり得はあったかもしれないが、皆さんが思っておられるほどのことはないし、著者からそんなことを聞く立場にない面々が世間に吹聴して回った内容と事実はまったくかけ離れている。そんな面々の言うことを信じる方も信じる方だと思っただが、信じたくもなるようなバブルに湧いていた時代があったことが今ではなつかしい。

それよりも好きなバス釣りを自由に楽しめなくなった損害の方がはるかに大きいし、これから先の収入のダウンを考慮すれば、経済的に得したという結果にはおそろくならないだろう。つまり、著者は琵琶湖のバスのおかげで一時的に有名にはなったが、今はそれほど有名ではないし、得したか損したかは今でも微妙だし、将来的には損してる確率がかなり高いと

いうことで、「琵琶湖のバスでおいしいめをした人達」にはあたらぬ。その点、誤解している人が多いようなので、ここであらためてお断りしておく次第。著者は普段から申しあげて通り、かわいそうなフリーライターの一人に過ぎないのである。これホント。

釣りで本当においしいめをしようと思ったら、テレビや雑誌に出まわることだ。ディレクターや記者に乞われるままにメディアに都合のいいように演技したり、しゃべったり、書いてたりして、それが本当か嘘か、正しいか正しくないかなんてまったく気にしない。そういうことをした報酬として、釣りの実力よりも何よりもテレビや雑誌にたくさん出ることによって有名になって、メーカーが製品を売るのに貢献する。それが一番簡単な方法である。

もつと極端なのは、ディレクターや記者が要請するのに先回りして、自分からメディアの都合のいいように立ち回る。「やらせ」は止めても、出演者が自分からする「やりん」はディレクターも誰も止めない。みんながそうだとはいわれないが、それに近いことをして有名になつてるアングラーが大勢いるし、24時間釣り専門チャンネルはできた、雑誌は増えたて出演枠がどつと増えた今がチャンスとはかり、なんとかメディアに取り入るつと必死の連中は、そうするのが当然と信じ切つて何はばかることなく大手を振つてテレビや雑誌に登場してもらえる。これすなわち、タレントアングラーの誕生である。

なぜそういうことになるかと言つと、現在の釣りを取り巻く経済システムの中にある限り、ほとんどそれしか方法はないからである。いくら有名なアングラーであっても、本当に釣りが好きで自分の信念にこだわる人物を相手にするのは、お金を儲けることが本分であるところのメーカーにとつては相容れないところが大きい。それよりも、お金や物さえ与えておけるアングラーはいくらでもいる。それが現実であり、それが嫌なら消え去るしかないのである。

ば何でも言つたことを聞く連中の方がはるかに付き合いやすい。メディアとしては、「釣れないものは釣れない」などと言つてる筋金入りのアングラーを使うよりも、ディレクターや記者の言う通りに踊つてくれるタレントアングラーを使う方がはるかに簡単に番組や誌面が作られて映像効果、誌面効果も高いから、スポンサーや広告代理店も喜ぶというもの。そういう状況が固定化されてくると、釣りが好きで信念あるアングラーでも、程度の低いメディアに付き合おうと思えば、ある程度相手の都合に合わせざるを得ない。でなければ、かわりに出るアングラーはいくらでもいる。それが現実であり、それが嫌なら消え去るしかないのである。

釣りでおいしいめをするもう一つの方法として、消費機会は生み出すがお金は消費する有名アングラーの側ではなく、お金を生み出す生産システムとしてのメーカーやメディアの側に席を確保することも考えられるが、これは仕事釣りが関係だというだけで、釣りが仕事だというのとは違う。支配関係が逆なのである。それを勘違いして、仕事が釣り関係だから、一般のアングラーより一段高い所にいると思つている輩がいる。こういうのが一番たちが悪くて始末に負えない。特にメディア関係においては、百害あつて一理なしである。そういうのは一時の役には立つても、いずれ業績に貢献しないどころか足を引つ張るお荷物になるから、早めにリストラされることを経営陣にはお勧めしたいのだが、この経営陣がまたとんでもない勘違いをしているケースが多くて、こちらの方がいつそう始末に負えないという、まったくもつて笑い話にもならない現実があちこちに実在する。そんな玉石混淆を寄せ集めたのが日本釣振興会であるとしたら、琵琶湖のバス問題は……なんてことを考えるよりも、加藤



誠司プロはよくやっていると書いておこう。

さて、前回の内容に關してもう一点。

「ほんの少し前までバスアングラーを代表するかのような顔をしてた組織」に關して、もつとはつきりと名指した方がいいんじゃないかという意見があった。その一方で、これは人からの伝聞なのだが、事実無根で誹謗中傷にあたり心外だという人もいたようだ。

名指しするかもしれないかについては、あえてここで具体名を出す必要はないと思う。読んだ人が思い当たればそれで十分だし、そんな組織はないと思うのであればそれでもよい。そんな組織はないと思う人に、具体名をあげて、あなたの考えは間違っていると言わなければならない。拙文は最初からそういう人達の説得を目的にしていけないので、賢明な読者の皆さんはその点をご承知いただいた上で、(いろいろな意味で)著者の力の及ばない部分は自分のデータベースをフル活用して補いながら読み進んでいただきたい。

事実無根で誹謗中傷にあたり心外だというのは、具体名をあげていないのに何を指して事実無根、誹謗中傷と言うのか。具体的な という組織の名前をあげて、それに対する誹謗中傷だと言うのであれば、これこそまさに自分が普段から という組織にそういうことを感じて気にしているという自白行為である。でなければ、誹謗中傷などということを出した側から、著者が書きもしない などという具体名が出てくるわけがないではないか。あるいは拙文が、一般のアングラーに がそうであると勘違いさせる原因になると言うのであれば、一般のアングラーから はそうだと思われることを自分は気にしているという、これもまた自白行為である。これと同じようなことを第2回の終わりの方で書いたよ

うな気がするが、著者の仕掛けにまたもや懲りもせず引つ掛かったと言わざるを得ない。

人間、一番気にしていることをもろに指摘されると腹が立つものだが、こつこつ簡単に引つ掛けに乗ってこられるとゲームとしての面白みも何もない。もつやめよつかとも思っただが、面白いからもつとやれと言う声もあって、そういう声があるのが面白いから続けようかなどと思ったりもするから、拙文の本当の黒幕はそういうことをけしかけると一部読者の方々なにかもしれない。

最後にお断りを……。本文中に、「とあるのは実在の人物、団体、組織等とは一切関係ないので、その点誤解、曲解なきように。こつこつ断り書きをいぢいぢ入れないといけないのは、その断り書きが対象とするところの人の人の程度が低くて面倒なことだと思っと思う。テレビ番組の最後に同様のテロップが出てくるのもしらせるだけだが、これって一部匿名BBSにおける議論と同様の何の役にも立たない文章ではないか。

琵琶湖のバスフィッシングにとどめを刺したのは誰か

Bassingかわら版Editorial (2002/09/30)

9月25日から滋賀県議会が始まり、県知事が「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の条例案を提出した。同条例はこれから県議会での本格審議にかけられるわけだが、どうやらすでに結論は出ているようである。琵琶湖で釣ったバスのリリースは、来年4月から同条例により禁止されるだろう。2万余にものぼる反対意見が寄せられたにもかかわらず

らず、リリースを禁止する条項は事実上まったく何の修正もなく通る算が極めて大きい。もし今からひっくり返るとしたら、それはブッシュとフセインが握手して武力衝突なく事態が収拾するのに匹敵するぐらいの奇跡だ。

ことここに至るまでにいろいろとあったが、詳しくは琵琶湖ホット情報をこらんだくとして、最後の最後に事態を決定的にする動きがアングラーの側からあった。今回は、そのことについてお伝えしておきたい。

9月末の県議会の開会をにらんで、日本釣振興会の琵琶湖バス釣り人協議会は9月10日、滋賀県に対して意見書を提出した。その主な内容は、規模の大きなトーナメントではバスをリリースしないかわりに、それ以外のトーナメントや一般のアングラーが釣りをするときのリリースは禁止しないという改正案である。

ところが9月18日に滋賀県が発表した条例案は、要項案の内容から事実上何の修正もなく、「琵琶湖におけるレジャー活動として魚類を採捕する者は、外来魚（ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類をいう。）を採捕したときは、これを琵琶湖に放流してはならない」とするものであった。

これに対して日釣振はまたもや9月20日に公開質問状を県知事に出した。その内容は、外来魚の再放流禁止の撤回、削除を求めるとともに、条例に盛り込まれたリリース禁止の根拠を質し、9月30日までの回答を求めている。

そして9月25日に滋賀県議会が始まり、知事が条例案を提出した。問題は、この条例案のうち的外来魚のリリース禁止が修正あるいは削除される可能性があるかどうかだが、きれいうちの外来魚のリリース禁止はまたもや9月20日に公開質問状を県知事に出した。その内容は、さっぱり削除される可能性は、はっきり言って最初からなかった。なぜなら、そんなことしたら知事や議会だけでなく賛成派の面目まるつぶれで、それこそ県政の支持基盤が揺らぎかねないからである。

そこで修正に一縷の望みを託して出されたのが琵琶湖バス釣り人協議会による意見書だ。これはそのまま通らなくても何らかの修正が行われるためのたたき台になればよいという性質の提案だったのだが、実はこの意見書が、9月20日に日釣振が公開質問状を出したときに撤回されていた。一部の新聞にも載っていたので、すでにご存じの読者の方もおられるかもしれないが、これはしかし、よく考えてみれば、とんでもない行為かもしれないのである。

県側は条例で外来魚のリリースを禁止しようとする。アングラーの側は、それに反対してリリース禁止の撤回を求める。話し合いはいつまでたっても平行線で、歩み寄りの気配はない。そこで出された妥協案が、琵琶湖バス釣り人協議会による意見書だ。ところが、こともあろうに同協議会の上部組織である日釣振みずからが意見書をなかつたことにして、リリース禁止の撤回、削除を再度申し入れた。今の段階で一度出した妥協案を引つめて100%反対の立場に戻るといっては、妥協の余地はない宣言しているに等しい。つまり、リリース禁止か白紙撤回かどちらかにしてくれと言っているようなものだから、筋書きはこれで決まり。条例案は修正なく通ってしまうであろう。

なぜ今になってこのような動きが出てきたのか、まったく理解し兼ねる。意見書を撤回した理由は「状況が変わったから」とのことらしいが、これでは何の説明にもなっていない。ということとはつまり、説明したくないが、説明できないような理由があると思われるも仕方

がない。深読みすれば、次のようなことも考えられる。日釣振の中には、琵琶湖のバスのおかげで成功してる人達が嫌いな一派もいるのではないか。そういう勢力にとっては、何が何でも条例案に反対したことにしておいて、実はリリース禁止がそのまま決まって琵琶湖のバスフィッシングが壊滅すれば、それはまさに狙い通りではないのか。このような動きをさせたくないのであれば、誰にでもわかる説明をするべきであると思うのだが、これって何かおかしいことを言ってるだろうか。

著者はまだこの先に大どんでん返しを用意されている可能性も捨て切れないでいる。アングラと業界の危機感が頂点に達したところで、どこかの政治家あたりが出てきて、適当な落としどころに丸くおさまって、双方面目を保って万々歳。政治家さんは恩を売ってよかったね。そのための露払いをした日釣振の偉いさんは、やはりさすがのことはあると株を上げる。加藤誠司プロはよくがんばったねご苦労さん。みたいな決着の仕方もある。0.01%ぐらいの可能性ならあるかもしれないと思ってるのだが、これって政治の世界に足を突っ込んだ加藤プロからのよくない影響だろうか。

本当は誰がバスを放流したのか

Bassingかわら版Editorial (2002/10/07)

外来魚問題をめぐる議論には、過去も現在も多大な労力と時間が費やされている。ところが、その議論から説得力のある結論や提案が導き出されたことは、これまで一度もなかった。なぜそうなるかと言つと、議論の根拠がまったくあいまいであるか、あるいは嘘やデタラメ

とは言わないまでも、素人考えに近い推論に立脚しているからである。

バスの容認を否定する側からの意見として、バスが湖や池、川のとえ一カ所にもいれば、それが密放流による拡散の原因になることがあげられている。だから、すべての水域からバスを完全駆除しなければならないというわけだが、その前提となっているのは、密放流は防ぎようがないという仮説だ。極端な論者は、密放流を完全に防ぐことはできないから、その動機となるバスフィッシングそのものを禁止せよと言つ。ここまで極端なことを言う人物は、さすがにここへきてまともなメディアからは相手されなくなった。メディアも最低限の勉強はしてるよつで、この人物が言つてることの論拠のあいまいさ、支離滅裂さに気が付き始めたのは、せめてもの幸いである。

ところが、いまだにこれと同様の論理でものごとを押し進めようとする人達が少なくない。適切な範囲でバスフィッシングが可能なフィールドを残すという提案を受け入れず、一切の内水面からバスを完全駆除するという。そんなことすれば、かえって密放流が行われて、いつまでたっても状況をコントロールできようにはならないし、バスを完全駆除することなど現実的に不可能。いくらそう言つても、まったく耳を貸そうとしない。

なぜそういうことになるかという点、本当の事実を目を向けたくないか、あるいは事実を知られたら困るような事情があって、そこから逃げるために事実を隠した上で、自分達に都合のよい範囲の中だけで仮説に仮説を積み重ねて理屈だけで結論を出そうとしているからである。反対意見に耳を貸そうとしないのは、耳を貸したとたん自分達の論理が崩れ去つてしまつ、それぐらいあいまいな根拠に立っていることを自覚しているからにほかならない。

バス排除派の一部の人達に悪意はなく、そういう流れに乗っかっていけば自分達が目的とするところの環境保全とか生態系保護が実現できると思っただけかもしれない。しかしながら、その目的が達せられるとは思えない。なぜなら、乗っかっている論理の根拠とするところがきわめてあいまいで、もっと深読みすれば、生態系や自然保護なんか本当はどうでもよくて、目的は別のところにあるかもしれないからである。環境保全や生態系保護を目的とする人達は、そういう目的のために利用されているだけかもしれない。あるいは、利用されていることを知っていて、それも計算の上で活動されているということも考えられるが、いずれにしても反対意見に耳を貸そうとしないことにはわりはないから、同じ穴のムジナである。

間違いの始まりは、すべてバスアングラが悪いと決め付けている点にある。バスの拡散はすべてバスアングラの責任、ついでにブルーギルの拡散もバスアングラの責任にした人達が世の中には大勢いるようだ。テレビや新聞などの論調もほぼ同じで、独自の論理展開がまったく見られない。借り物の論理を元に記事を組み立てているだけだから、問題解決に結び付くような方向性が出てくるわけがない。すべては砂上の楼閣の中の閉ざされた会議室での言いつばなし。楼閣の土台だけでなく、会議室の壁も砂でできているから、反響さえも返ってこない。そんな状態で議論が進められているのが現状だ。

ここでは数ある問題点の中から三点を選んで著者からの問題提起とさせていた。まず第一の問題点として、バスの拡散はなぜ防げなかったのかということ。第二の問題点として、バス拡散の責任はすべてバスアングラが負うべきものなのかということ。第三は、本当は誰がバスを放流したのかということ。こつこつという本質的な問題を議論することなくして、外来魚問題を解決することなんかできっこないと思うので、触れられたくない、語りたくないという人も大勢いることを承知で、あえて書かせていただくことにした次第である。

赤星鉄馬氏に始まり、日本にはたびたびバスが移入されている。その事業には多くの場合、一部の釣り具メーカーやアングラの団体などが関わっている。あるいは愛玩用に持ち込まれたバスが自然界に出ていったケースもあるかもしれない。これらの事実を揺るがしようがないのだが、それをもって釣り業界やバスアングラを犯罪者呼ばわりするのは間違いである。もし仮に、バスの密放流が当時においても重大な犯罪行為であり、しかも全国的に大規模に行われたのであれば、なぜ誰も法的な責任を問われていないのか。その理由は、外来魚の移植をあやふやに禁止した条例や規則があっただけで、それを根拠に本気で移植をやめさせようとは誰もしなかったからだ。つまり、当時の一般的な認識として大した問題ではなかったのである。そういう認識の元に行われた行為を今になって犯罪と言えるだろうか。

バスが次第にあちこちの釣り場で釣れるようになっていったのは70年台後半から80年台のこと、80年台後半頃になると在来魚に対する影響を問題視する声が次第に強くなっていった。この問題に取り組んだ人達はバスアングラの中にもいて、琵琶湖バス会議などのフォーラムが開催されたこともあったし、雑誌などでかなり真剣な議論が聞かれたこともあった。しかしながら、密放流を条例などで禁止しようとする本格的な動きが出てくるのは、すでに全国の大部分の水域にバスが広がってしまった90年代に入ってからである。

それ以前は、日本の内水面における外来魚の影響がこれほど大問題になるとは、ごく一部

の人達を除いて誰も思っていなかったというのが本当のところだろう。マナーの問題として、外来魚の放流はやめましようというようなことを言われてはいたが、誰も本気で止めようとはしなかったのである。その間にバスが日本の広範囲の水域に広がってしまったのだが、例えば各都道府県の水産課や内水面水産試験場、研究機関の賢明なスタッフ達が本当に気付いていなかったのだろうか。著者は一部研究者が10年以上前から外来魚問題について度々発言していたことを知っているが、これらの意見がなぜ当時取り上げられなかったのだろうか。その点は大きな疑問である。

ブルーギルが拡散したプロセスについては今さら説明するまでもないと思うが、日本中の内水面水試や研究機関が広範囲に関わっている。この事実が、バスに関する判断を誤らせたのではないかと著者は思っている。ブルーギルの影響は場所によってはバスよりも大きいのだが、そういうことは認めたくないか、あるいは本気でそんなことはないと思っている。そういう思い込みが前提にあつて、バスも大した問題にはならないという方向に流されてしまった。もし大問題になる可能性があることに気付いていたとしても、それが誰の責任かということになったときに、ブルーギルのことが出てきたら自分達、あるいは自分の近くにいる人達が責任を問われて困ることになるから、バスのことも放っておくしか仕方がない。つまり、ブルーギルのことがあるから、バスのことを問題にしなくなかったのではないか。その結果、今になってバスのことが大問題になっているのだとしたら、これって何のための研究機関や研究者、誰のための行政かということになる。責任の一端でも自分達のところへ持って来られるのはかなわないから、すべてバスアングラーの責任にしておけということでは、

お互いに反省も何もあつたものではない。

バスの密放流に関しては、2008年11月に富山県で摘発されたケースを除いて、これまでのところ誰も責任を問われていないし、漁業補償のようなことになつた例もない。琵琶湖の問題にしても、あくまでリリースを禁止する、漁師が獲つた外来魚を買い上げる、駆除作業に助成金を出すということであつて、在来魚が獲れなくなったのを補償するということではないのである。これがなぜかという点、補償というようになったら、誰の責任かということになる。バスを放流した者の責任、ブルーギルを放流した者の責任、それが原因で在来魚の漁獲量がどれだけ減つたか、これらの事実関係を確認した上で損害を賠償する、補償金を出すという手順をたどることになるわけだが、ブルーギルを放流した責任なんか誰も取りたくない。だから補償問題にはできない。

バスの方は、とりあえず全アングラー、全バス釣り業界に責任をかぶせておけば、具体的に誰の責任かということにはならず損害賠償なんてことにもならないから、ブルーギルの責任問題に火の粉が飛んでくることもない。外来魚問題のすべての責任がバスアングラーとバス釣り業界にあるという論理は、こういうところから出てくるのである。この相当無理のある論理を貫こうと思つたら、バスアングラーとバス釣り業界は本質的に悪者であるから、釣り場のうち一カ所でもバスが残つたら、そこからバスが持ち出されて密放流される、だから完全駆除だということに話を持って行くしかない。つまり、バスアングラー全責任論とバス完全駆除論は断ち切ることのできないセット関係なのである。

誰がバスを放流したか。これほどシンプルな疑問でありながら、なぜか本質的な議論が行

われていない問題点もほかにない。バス排除派がよく使う、バスアングラーみんなが悪いという言い方は、具体例をあげられないことからの逃げ以外の何ものでもない。あるいは、わざと論点をすりかえようとしているのかもかもしれない。

誰かがバスを密放流したと言っているのであれば、いつ、どこで、誰がとほつきり言うべきであり、それが証明できるなら刑事訴訟でも何でも起こして法的手段に訴えるべきである。あるいは、条例や漁業調整規則で禁止される以前の行為であっても、その事実を明らかにして道義的責任を問うようなことをした方がいいかもしれない。そうすることで将来のバスの密放流を防ぐことができるなら、やるべきである。それができないのは、やはり具体例をあげることができないからである。あるいは、具体的な組織や個人を相手に議論する自信がないからかもしれない。もしそうでないと言っているのであれば、上記のような行動を今すぐ始めるべきだと思っただけだろうか。

論点のすりかえをしようとするのは、具体的に誰がということになったときに、バスアングラーやバス釣り業界以外から困る者が出てくるからではないか。一例をあげると、川のはバスアングラーの密放流が増えたことになっているが、本当にそうなのか。琵琶湖から大量のコアユが運び出されて、アユ釣りのために各河川に放流されているのにまじってバスが広まった可能性はないのか。その危険性に対して、バスが各河川に拡散した時期にさかのぼった時点から、すでに十分な選別は行われていたのか。水産庁や滋賀県水産課から適切な時期に適切な指導は行われたのか。そういうことを問題にされたくないために、意図的にすべてバスアングラーとバス釣り業界の責任にしようとしているのではないのか。釣り場の一

力所にもバスが残ったなら、それが持ち出されて密放流されるから完全駆除しかないと言いつたのであれば、琵琶湖のコアユを放流するとバスが川に拡散する可能性があるから即刻やめるべきだとなぜ言わないのか。

以上のようなことをしっかりと考えてみれば、バスの拡散がすべてバスアングラーとバス釣り業界の責任だというのは間違いであることがわかると思う。そのことが理解できれば、300万人に達すると言われるバスアングラーの存在を無視してのバス完全駆除論がいかに非現実的かがわかるというもの。バスアングラーとバス釣り業界以外にも責任があることを認めるなら（あるいは責任を認めなくてもよいのだが）、外来魚問題の現実的な解決策として管理可能なバス釣り場は残すべきであり、そのための話し合いを今すぐ始めるべきである。その話し合いの前提として、認められた水域以外への密放流が行われないようにバスアングラーに協力を要請すると同時に、条例などが飾り物でなく実際に効力を発揮するように整備することが必要になる。

あくまでバスアングラーとバス釣り業界以外の責任は認めない、完全駆除するというのであれば、いつまでたっても議論は平行線をたどるであろう。その場合、バスアングラーは信用できないと言っているのと同じである。そんな信用できないバスアングラーが300万人もいたら、いくら駆除しても次から次へと密放流されてバスは減らないという最悪の事態にならないとも限らない。これって、バスアングラーとバス釣り業界は信用できないから完全駆除しないといけないと言っておきながら、実はバスアングラーの協力なしにはバスを完全駆除するどころか、拡散をコントロールすることすらできっこないという矛盾を抱え込んでしま

うことになると思うのだが、その点、完全駆除論者はどのように説明するのだろうか。あるいは、信用するに値しない30万人が、条例などで強制すれば黙って言うことを聞くと思っているのだろうか。

#### 4.1に向けての行動案

Bassingかわら版Editorial (02/10/17)

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」が滋賀県議会9月定例会で可決された翌日の10月17日にこの原稿を書いている。

これまでは同条例の問題点、反対する理由などについて、このEditorialではいささかの遠慮もなく辛辣に、Bassingかわら版の表看板であるホット情報ではマイルドなタッチでわかりやすく書いてきたわけだが、条例が可決成立してしまったということで、事態は新たなフェーズへ移ったと解釈すべきだと思つ。これからは、実際に2003年4月1日に条例が施行されて、パスをリリースすると条例違反になるという現実に向かって自分達は何をしていくかという具体的な行動を考えなければならぬ。

ということ、条例の施行前と施行後に分けて、今思い付いている行動案を以下に記す。これはあくまでも著者からの提案であり、これがきっかけになって各分野から様々な行動案が出てくることを期待したい。実際にそうなれば何よりも幸いである。

「ここには、とりあえず思い付いたものを列記しただけなので、その実現性や合法性、違法性など、あまり深く考察したものではないことをお断りしておく。また、もし皆さんが、この行動案を実行に移されるのであれば、あくまで各自の責任においてやっていただきたい。法的、民事的訴追を受けた場合の責任を著者は負いかねるので、その点についてはくれぐれもご承知置きを……」。

#### 条例施行前の行動案

「4.1」というのをキーワードにする「こういうキーワードがあった方が、メディアが話題にするときに扱いやすいはず。目立つロゴを作って、雑誌やホームページなどで同じものを使うようにする。」

統一のカウントダウンバナーの掲示、「琵琶湖パスのリリース禁止まであと 日」というカウントダウンバナーを作って配布し、なるべく多くのホームページに同じデザインのものを入れるようにする。これにも4.1のロゴを入れる。

#### 条例施行後の行動案

4.1のパフォーマンスとして、次のようなことをたくさんさんのメディアを集めておいて大まじめにやれば面白いのではないだろうか。

4.1のパフォーマンスその1＝パスのお葬式＝2003年4月1日を琵琶湖のパスの命日に定めて、琵琶湖のどこかでお葬式をする。参列者には記帳してもらって、滋賀県に提出する。お葬式の祭壇はしばらくの間残しておいて、琵琶湖へ釣りに来た人にお参りしてもらう。

4.1のパフォーマンスその2＝琵琶湖大橋に行列作って黙祷と献花＝琵琶湖大橋米プラザから大橋の一番高い所まで、できるだけ長い行列を作って、1人ずつ順番になるべくゆつくりと黙祷して菊の花を一輪ずつ琵琶湖に流す。

「このパフォーマンスその3＝外来魚のタナゴ釣り」琵琶湖でタイリクバラタナゴを釣って「これも放流してはいけないのか? えーっと、条例には『法律で指定する外来魚』とあるけど、これはどっち? とか言ってる間に死んでしまったじゃないですか。あーあ、かわいそうに」

「このパフォーマンスその4＝琵琶湖でトロリング」軽油バカ食いのでつかいクルーザーでトロリングしながら琵琶湖を一周して「これはディーゼルエンジンだから、いくら燃料使っても合法です。和歌山だったらトロリングは、半世紀前に決めてからほったらかしの漁業調整規則違反ですけどね」

それ以外にもできそうなことがいろいろある。

黒バツクのホームページ＝前もって申し合わせをしておいて、来年4月1日から各ホームページのバツクを黒くする。数多くのホームページのバツクがいつせいに黒くなれば、かなりの効果があるのではないか。バツクを黒くするのがデザイン的に難しいページは、「この口ゴをあしらった共通アイコンを入れるのがいいかも」。

バスをリリースして自首する＝バスをリリースして、それをビデオとか写真で撮影して証拠を残しておいて、滋賀県庁の環境課へ自首に行く。警察とかへ行っても、条例には罰則規定がなく面白いことになりそうもないので、「どこへ行ったらいいかわからないから来ました」とか何とか言って、あくまで県庁へ行く。

釣ったバスを環境課へ届けに行く＝一般のアングララーは、「イケスが見付からないから」との理由で、釣ったバスを県庁の環境課に届けに行つてはどうか。大勢のアングララーが来年4月1日についてこれをやれば、環境課の入り口から県庁の外までバスをぶら下げたアングララーの行列ができるだろう。県庁の前の道路は、駐車所に入り切らないバスアングララーの車で大渋滞発生。警察も出勤しての大騒ぎに……。

こんなのもありか?

琵琶湖のニュービジネス＝バスアングララーが釣った外来魚を1kg200円ぐらいで漁師に売つて、それを漁師が県に買い取らせるといふのは、現実的に可能なだろうか。それが可能なら、バスアングララーが釣った外来魚を買い集めて漁師に卸す仲買も成立するのでは?

バスを漁師にプレセント＝バスアングララーが釣ったバスは、県が設置したイケスに入れずに、漁師のおっちゃんにあげるようにする。そうすれば、漁師のおっちゃんも右から左でバスを動かすだけでお金になるから喜ばれるはず。きつと、滋賀県の外来魚買い上げ予算はあつと言つ間に底を突くことだろう。滋賀県は大急ぎで補正予算を組まなくては……。

とまあ、いろいろと並べてみた。皆さんも何か面白いことを思い付けば、どしどし発表していただきたい。2008年4月1日は、琵琶湖のそこら中に集まったバスアングララーが、それぞれ工夫を凝らしたいろんなパフォーマンスを繰り広げるようなことになれば、それはそれで有意義な「」の迎え方なのではないかと著者は思っている。そして、それが終わった後は、琵琶湖のバス達の将来に思いを馳せながら、静に喪に服するのである。大勢のアングララーが4月と5月の2カ月間だけでも喪に服して琵琶湖でのバスフィッシングを自粛すれば、バス達からもたいへん感謝されると思つのだが、いかがだろうか。



やらなかったことを後悔しないために

Bassingかわら版Editorial (02/10/28)

ひさしぶりに琵琶湖で開催されているバストーナメントの様子を見に行ってみた。と言っても、「B」などのプロトーナメントではない。中主町の吉川漁港内にある石塚マリーナで10月27日に開催されていたLBBC (Lake Biwa Bassfishing Competition) 第3戦のウエイインを見学に出かけたのだ。

LBBCは2002年にスタートしたプライベートトーナメントで、16t、70馬力以上のボートに限定、トーナメントエリアは琵琶湖全域、4月にテストマッチが開催され、7月から11月までに4戦のシリーズが組まれている。そのルールがユニークで、まず全戦に共通の規定として、シンカーはタングステン素材のものに限定、試合中にロストしたルアーの数を帰着後に申告、湖上のゴミを1人3個以上回収することを義務付けている。

著者が見学に行った当日は強風による大荒れで、トーナメントエリアを琵琶湖南部に制限するほどだった。こうなるとゴミを探すだけでもたいへんではないかと思われたが、それでも各人3個かあるいはそれ以上のゴミを持ち帰っていた。

それに加えて、各試合ごとにユニークな規定も設けている。7月の第1戦は使用ルアーをハードプラグかワイヤーベイトに限定、9月の第2戦はバールプレスフック限定で、プラグはさらにダブルフック限定とするなどだ。10月の第3戦はスタート前に生分解性素材のワームを配布。その使用を義務付けることまではしなかったが、使用レポートの提出をトーナメント参加者に呼びかけていた。

トーナメント団体としての環境問題に対する早め早めの取り組みは、これから日本国内のフィールドでバスフィッシングを続けていくために、他の諸団体も見習わなければならないと思った。これは規模が小さいから可能、大きいから不可能というような性質の問題ではないし、トーナメントに限ったことでもない。方法さえ考えれば、それぞれの組織や団体、個人の事情が許す範囲で何かできることがあるはずだ。

ここでこういうことを書くのは、それをちゃんと伝えるのが取材者として当然の義務だと思っただけである。つまり、取材して事実を見た人間としてやらなければならないことをやっているだけのことで、著者とBBCを取り巻く事情が許す範囲内で可能なことをやっているに過ぎない。ところがEditorialをお読みいただいた方から、「あんなこと、よく書けますね」などと言われる。これって、他のメディアがよほど手抜きして、やらなければならないことをやってないか、やらなければならないことをできないような事情があるからではないのか。その事情というのは、知識や能力の欠如、利権関係、営業上の問題、思想、信条、好みなどいろいろである。

トーナメントですごいウエイトが出たとか出ないとか、テクニックがどうとかこうとか、そんなことは別に伝えなければならぬことはたくさんある。それを伝えることはメディアとして世に存在するための責務である。そういう責任を果たさないから、世の中がおかしなことになる。今回のようなことを目にしたとき、それを伝える場が与えられないようなメディアで仕事をしている人達は気の毒な限りである。そんなのをジャーナリズムとはとても言えなから、メディアという何にでも使えるような言葉があらわれていることを当事者は自

覚すべきであろう。

もつとも、取材と称しながら、そんなことに気付きもしない記者、編集者が多いのもまた事実。重大な事実に気付く暇さえないほどの過酷な労働条件しか与えていないとしたら二重に気の毒な限りではあるが、会社としてはそのことも十分に計算の上で、クライアントや取材先が嫌がるような余計な仕事はしてほしくないから、わざと余裕がないようにしているのかも知れない。あるいは広告ガタ減り、部数ガタ落ちによるリストラで否応なしにそうなるってしまったているのか。いずれにしても自分で自分の首を絞めるだけでなく、大切な取材相手やクライアント、最後には購読者の首まで絞めてしまっているという、三つどもえ、四つどもえの首の絞め合いをしている状況にかわりはない。

話はBBCのトーナメントから離れるばかりだが、ひさしぶりのトーナメント取材で感じたこと、思ったことをきっちり書いておきたいのでお許しを……。トーナメントの様子などについては、琵琶湖ホット情報2002/10/27（ページ）を「ごらんください」。

自分達が釣りをさせてもらっているフィールドのゴミを捨つのは、もはやあたりまえのことであって、一般のアングララーがいち早くやり始めたことを力のある組織や団体が遅ればせながらやっても、いまだに取り上げるに足る価値もない。組織力に頼んで動員数や集めたゴミの量を誇り、それをメディアが大々的に取り上げるに至っては笑止千万。できレースが世間の失笑を買っていることに気付きもしないのは、あいかわらずのおめでたい限りとしか言えない。

本当に必要なのは、力のある組織や団体がそれぞれに工夫を凝らし、一般のアングララーにもフィードバックできるような形で様々な問題に取り組んでいくことだ。例えばBBCがやったようなバプレスフックやダブルフック限定のトーナメントで十分な釣果を得ることができれば、それが注目度の高いトーナメントであればあるほど、一般のアングララーに広まっていくことは十分に考えられる。ルアーメーカーがトリプルフックのモデルとは別のオプションとして、ダブルフックのモデルも作るようになるかもしれない。それを多くのアングララーが使うようになって、ルアーのロストが少なくなれば、それが釣り場環境の保全につながる。一般のアングララーをよい方向へリードしていくには、現状の後追いでではなく、予想される事態に先回りした取り組みが必要なのである。

これは、ゴミ拾いをする必要がないと言っているのではない。ゴミ拾いなどは当然するべきこととしてスマートにこなしながら、さらに進んだ取り組みも積極的に行う。そうすれば、自然に一般のアングララーからの評価も高まるし、その取り組みを見習おうとする動きが出てくるはずだ。これはトーナメントに限ったことではなく、メーカーならメーカーで、メディアならメディアで、それぞれ工夫すればできることはいくらでもあるはずだと言いたいのである。

話はBBCのトーナメントに戻そう。参加選手の中に浅野大和君の姿があった。今、琵琶湖バスのリリース禁止問題でバスアングララーからもつとも注目を集めている人物である。新聞などで伝えられた、滋賀県と県知事を相手に訴訟を起こした大津市在住の28歳の男性というのが彼である。その後、某タレントも訴訟に加わり、そちらの方が大々的にメディアに登場しているが、新聞などに出たのは大津市在住の28歳の男性の方が先である。

訴訟ということで話を簡単にすますわけにはいかないのだが、注目すべき論点の一つあることをご紹介しておこう。リリースを前提としてバスを釣っている場合、アングラーには釣れたバスを所有するつもりは最初からない。そうすると、釣れたバスを手にはしてても、それはバスを所有しているということではなく、バスは無主物の状態（琵琶湖にいるバスは本来無主物であって、それを誰かが自分のものにする意図で釣り上げた時点で、その人の所有物になる。これは海の魚も特別の例外を除けば同じ）なわけで、リリースという行為は無主物を元の状態に戻しているだけということになるのだぞうだ。

つまり、キャッチする寸前にフックが外れてバレてしまったのも、自分でフックを外してリリースしたのも同じということになる。それを条例で禁止することはできない。たぶんそういう主張なのだと思うのだが、はっきり言ってこれで合っているかどうか、著者は法律の専門家ではないので自信がない。まあ、専門家の手にかかれバスのリリースがこういう法解釈になるのだなと感心した次第である。

訴訟の相手が滋賀県とその代表者の県知事であるから、裁判になれば当然、反証しなければならぬことになる。これまで日本釣り振興会が回答を求めた点などについても、否応なしに言及しなければならぬわけで、訴訟の最重要ポイントはその点にあると思う。その成り行きに注目するとともに、世のメディアがどんな取り上げ方をするかも注視していく必要があるだろう。

「訴えるぞ!!」と口で言うのは簡単だが、実際に訴訟を起すのはたやすいことではない。某タレントが所属する事務所や出演局には抗議が殺到していて、これはタレント生命にも関わる問題だから、それを上回る数の応援メッセージをみんなで送ろうというキャンペーンを始めたメディアもある。著者は某タレントのことをよく知らないし、その意図についても何とも言えないので、ここでは応援するもしないも触れないでおく。訴訟の詳細については、雑誌などのメディアが近いうちに取り上げるはずなので、それをこらんといたいた上で、支持するかしないかは皆さん自身が判断を下していただきたい。もし支持するべきだと判断されたら、その次は自分には何ができるかを考え、それを行動に移していただくようにお願いする次第である。

できたことが一つ、できていないことはたくさん Bassingかわら版Editorial (02/11/11)

11月11日からBassingかわら版に「琵琶湖バスのリリース禁止まであと 日」というカウントダウンバナーを設けた。Bassingかわら版Editorialで1カ月前に提案したことを他人まかせにしないで一つ実行したわけである。

カウントダウンバナーはJava Scriptで自動更新されるようになっていた。ただし、著者はそれがどういう仕組みになっているか理解していない。ネット上で見付けてきたのをそのまま利用させていたただいてるだけである。そのうち何か不都合が起ころうかもしれないのだが、とりあえずはちゃんと表示されているので、これで問題なければリリース禁止の前日まで掲載しておこうと思っている。

こっぴどいバナーにどのような意味があるかは、見た人がどう思うか次第なので、各自でこ

判断いただきたい。いいんじゃないかと思った方は、「自分のページにも掲載していただくか、ページを持つてお知り合いに「こういうのがあるよ」とご紹介いただければ幸いです。

ソースは下記の通り。これを各自で改良していただくのは自由である。そのかわり、改良されたものを自由に転載、流用するじやを認めていただくのも願います。

```
<BODY>
<CENTER><TABLE BORDER="0" CELSPACING="0" CELLPADDING="2">
<TR>
<TD WIDTH="100%" BGCOLOR="#000000">
<P><CENTER><B><FONT COLOR="#ff0000" SIZE="+1">
<script Language="JavaScript">
<!--yy = 2003;
mm = 04;
dd = 01;
today = new Date();
xday = new Date(yy,mm,1,dd);
countdown = (xday.getTime() - today.getTime())/(24*60*60*1000);
countdown = Math.ceil(countdown);
document.write("琵琶湖バスのリリース禁止まであと"+countdown+"日")
```

```
;/--></FONT></SCRIPT></B></CENTER></TD>
</TR>
</TABLE></CENTER>
</BODY>
```

「こういうマイチアが世に出たら、すぐに現れるのが「琵琶湖バス最後の日まで」と「あるいは「琵琶湖のバスツアーナメント最後の日まで」と「日」「琵琶湖のバスツアー最後の日まで」と「日」というようなバクリである。きつとどこかに出てくると思うが、賢明な皆さんは、そんなのをわざわざ探してアクセスカウンターの数字を増やすような愚かな行為はしないように。それと、上記三つのコピーの無断転載は断りするので、もしバクってやろうというのであれば自分でコピーを考えていただきたい。

ルアーにもオリジナルとコピーがあるが、コピーが売れるのは偉大なるオリジナルが存在するからであり、コピーがオリジナル以上に成功することはめったにない。その数少ない例は、ルプレックス社のオークラのコピー製品(ダイワ・クルセターほか)、ヘドン社のソナーのコピー製品(コモラン・コモソナーほか)などである。オークラのコピーは、消耗の激しいスプーンがオリジナルと性能は同等で値段が安いということで成功した。ソナーのコピーは、値段の問題もあるが、それよりも大きかったのはオリジナルの輸入量が少なく手に入れにくかったことだろう。

それともう一つ、ポパイのクリンクルカツというワームがある。これはオリジナルのフレンチフライがほとんど無名だった日本の市場で、コピーの方が先に有名になってしまっ

成功した希有の例である。コピーに様々なアイデアが加えられた結果、オリジナル以上のものになれば成功するかもしれないが、それはもはやコピーではない。クリックルカツツはハードとしてはコピーであっても、ソフトの部分でオリジナルは日本のバスフィールドでどう使うかというアイデアが希薄だったのに対し、コピーの方はジグヘッドリグに使うという有効なアイデアをブラスし、有名バスアングラーによる強力なプロモーションを展開した。素材の硬さが違うなどということも言われはしたが、大枠ではそういうことである。その意味でクリックルカツツは、日本市場ではコピーであってコピーでなかったと考えるのが正解ではないだろうが。

カントダウンバナーのコピーの話からルアーのコピーの話にワープしてしまったので、話題を元の線に戻そう。先に掲載したソースはネット上に公開されていたものを著者が見付けたきたものなので、これを皆さんが流用されるのは自由である。「琵琶湖バスのリリース禁止まで」と「日」というコピーの部分も著作権と著作者人格権に基づいて転載自由とさせていただく。自由であることから、悪意ある流用が行われるかもしれないが、そんなのはよしせん質の低いコピールアーと同じだと思う。ということでルアーのコピーの話を出した次第。あとはネットの評価におまかせしたい。

次に、今月のお手軽スポーツ最終回(27ページ)のお約束を果たそう。サンケイスポーツ掲載時に著者が書いた原稿からカットされたのは、湖面利用税の内容に関する部分。ただし、著者はカットして掲載された原稿がどのようなものになっているか見ていない。なぜかはわからないが、ソースの掲載紙は著者の手元へは送られてこないのである。これは、自分だからカットして、ソースの掲載紙は著者の手元へは送られてこないののである。これは、自分で買って読めということだと思っただけだが、スポーツ新聞は発行されたその日にしか買うことができないうからいちいち面倒だし、著者としての意地もあって今度一度も買ってこない。というような事情で、著者は、ソースの担当者から電話で「カットさせていただきます」と言ってきたから、そうなっていると判断しているに過ぎないということをお断りしておく。

カットの理由は、担当者が条例の名称などを確認するために滋賀県庁へ電話したところ、湖面利用税についてはまだ何も決まっていなかったからとのことであった。つまり、バスのリリース禁止条例のときのように入内容が決まって反対者が何か言ってきたも無視できるだけの準備が整い、いざ発表という段階になってからでないと扱えないと、そういう意味に著者は解釈したのだが、これでは記事にする意味なんかないではないか。そのことはリリース禁止条例の一件で明白である。しかしながら様々な理由から扱えないものは扱えないと、電話を受けた著者がそのように理解したところで話は終わった。だから、ここに書いていることはあくまで著者の解釈であって、電話の相手がそういう意味で言ったかどうかは著者の知るところではない。

産経新聞社という大きな組織の中のサンケイスポーツという一部の釣り欄という事情や立場もあるので、ここでこれ以上書いても意味がないと思う。もとより産経新聞社やソースのことを揶揄するのが目的でもない。皆さんにお伝えしたいのは、リリース禁止条例のときは要綱案に対する意見募集をきっかけに始まった反対活動のあまりの強さに県側も狼狽したが、そのときの経験から学んだこともあったであろう、湖面利用税に関しては県のやり方が一段と巧妙になってきているのを今回の一件で強く感じたということである。記事として

扱える、扱えないはメディアの側だけの問題ではない。扱えないように、あるいは扱いきいように県側が立ち回っていて、それが新聞なら最終的な記事の内容に皆さんが思っていないような影響を及ぼす。あらゆるメディアにそういう影響が及ぶということをご理解いただきたいのである。

そんな複雑な力関係の中で、自分が言いたい意見を少しでも有効な形で述べるのがプロのライターだと著者は思っている。言いたいことを言わせてくれないから、そのメディアとは付き合わないというのであれば、発言の場はほとんどん失われ、世の中への影響力もなくなっていく。それでは本末転倒というものである。ところが残念なことに、現在の釣り関係のメディアにおいては、言いたい意見を少しでも有効な形で述べることさえできない不自由さが厳として存在する。だから、著者は釣り関係の既存メディアでほとんど仕事しなくなってしまう。唯一、最後に残っていたのがSNSポだったが、それも最終回となった。

そこでインターネットである。ここで書いたようなことは、ネット上でなければ絶対に発表できなかったはず。その一方、著者の印刷メディアでの仕事は皆無になった。それでもかまわないと思うのは、ひたすらネットがあるからだ。著者ができたことは少なく、できていないことの方がはるかに多いが、これから先のことを考えれば、電波や紙誌面などの既存メディアを通じてできることよりも、ネットを通じてできることの方がはるかに多いという確信を持っているということをおきたい。

実はSNSポ連載の最終回には、もう一つ別の原稿があった。その内容のままでとはとても掲載されないだろうということで、一部書きなおしたものを原稿として送った次第。その最終回と読みくらべていただきたい。

今月のお手軽スポット最終回 改訂前の原稿

琵琶湖で釣ったバスのリリースを禁止する「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」が滋賀県議会9月定例会の最終日となった10月16日に可決成立した。

- 1 法律で指定されたバス、ブルーギルを含む外来魚の琵琶湖への再放流の禁止
- 2 2サイクルエンジンの2006年4月からの使用禁止（既所有の2サイクルエンジン付きプレジャーボートは2008年4月から使用禁止）

さらに加えて同議会2月定例会では「湖面利用税」についての審議が行われる予定。滋賀県から発表された湖面利用税の概要によると、琵琶湖での船舶利用者に届け出義務を課し、1隻あたり年間3000～30000円を徴収することになっている。

これらがすべて施行されると、バスアングラーは次のような影響を受けることになる。

まず、琵琶湖で釣ったバスをリリースできなくなる。釣り上げたバスは持って帰って食べるか、県が設けた回収用の入れ物に入れるか、そうでなければ他の生ゴミと一緒に捨てるかしないといけない。

ボート釣りに、さらに二重の制限が加わる。2サイクルエンジンは2006年4月か

ら使えない。すでに所有しているものでも2008年4月からは使えなくなるので、現在の愛艇を琵琶湖に浮かべて釣りをしようと思えば、4サイクルエンジンに載せかえるしかない。

湖面利用税については現段階で細かいところがどうなるかまではわからないのだが、県発表の概要通りだと、これまたやっかいなことだ。前もって登録しておかないといけないということは、「来週の連休は天気がよさそうだから、ひさしぶりに琵琶湖へボートを持って行って釣りをしようか」なんてことはできなくなる。年に数回しか琵琶湖で釣りをしないボートアングラーでも1年分の利用税を支払わないといけないということになったら、彼らは事実上閉め出されてしまっただろう。

リリース禁止についてのアンケートに回答したバスアングラーの70%は、リリース禁止の琵琶湖へは釣りに行かないと答えている。さらに2サイクルエンジン使用禁止などの影響も加わって琵琶湖のバスアングラーがガタ減りした場合のことを考えると、ちよつと恐ろしくなる。リリース禁止条例が施行された直後の来年4、5月だけでもバスアングラーが激減したら、バスが激増する可能性があるのだ。

写真はバスの産卵期である今年4月に撮影したものが(原文のまま)、このプレッシャーがなくなるのはたいへんなことだと思う。琵琶湖の漁師が捕獲して滋賀県が買上げている外来魚は、大部分がブルーギルであって、バスはその一部ではない。そのバスにかかるプレッシャーが激減する一方、バスの卵や稚魚を食べるブルーギルはあいかかわらず漁師が獲り続ける。その結果、いったいどんなことが起こるか。条例

が意図するのは正反対の結果にならないとも限らない。

同様の疑問が日本釣り振興会や滋賀県フィッシングボート組合から滋賀県に出された公開質問状や意見書の中にもあったが、県から具体的な回答は出てこずじまいであった。琵琶湖の将来が気掛かりである。

「琵琶湖はどつなるか」といふ質問への回答

Bassingかわら版Editorial(02/11/26)

「琵琶湖はいつたいどつなるんでしょつか」という主旨の質問を11月に入ってから何回も受けている。おそらく100回は越えてないと思うのだが、この件についてお話しした人は10人や20人ではない。グループでお話しした相手を1人1人カウントすれば、おそらく50人を軽く越えていると思う。

滋賀県議会の9月定例会に提出された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」が10月16日に可決成立して、2008年4月から琵琶湖で釣ったバスのリリースが禁止されるということがいよいよ本決まりになった。そのことをいろんなメディアを通じて知った人達が聞いてくるのだが、その聞き方に特定のパターンがあつて面白い。パターンは二通りある。著者の顔をまともに見て、大上段から刃を振り下ろすように聞いてくるか、あるいは著者の顔色をうかがいながら、話を切り出しにくそうに聞いてくるかのどちらかだ。

聞きにくいという気持ちもわからないではない。「こんなこと聞いたら気分を害するんじゃないか」あるいは「機嫌が悪くなるんじゃないか」と心配していただいているのだと思う。

のだが、そのような心配はまったく不要。こつこつ質問を著者は大歓迎である。Bassingかわら版などの文章には当たり障りがあり過ぎて書けない本質的な問題点や細かいディテールの部分、あるいは質問の主が聞きたい内容に合わせ、できるだけ時間を取ってお話しするようにしている。この文章を読まれた方も、これから機会があればどしどし質問いただければ幸いである。

質問の主はバスアングラーやバス業界の関係者だけでない。ルアー以外の釣りの愛好者や釣具店のスタッフ、釣り船の船頭さん、ソルトウォーターが専門のルアーアングラーなど、本当にいろんな方から質問を受ける。そのたびに、そういう人達が琵琶湖のバスフィッシングはどうなるのかと本気で心配していただいているということがよくわかる。

釣りとはまったく関係のない一般の方から質問を受けることもある。そのときに著者の意見を言つと、釣りのことをある程度知ってる人とはまったく違う反応が返ってくる。「バスというのは琵琶湖の魚をみんな食べてしまう悪い魚でっしやる。やっぱり退治せんとあかんのんちゃいますか」だいたいはこんな感じで、バスアングラーとの認識の違いがはなはだしい。

それにくらべると、バス以外の釣りをしてる人の意見は中間的なところか。「バスは害魚には違いないけど、いきなりリリースを禁止するのは無茶や。琵琶湖のまわりの釣具屋さんや貸しボート屋さんはいかがいそう」だいたいのところ、こんな感じだ。著者に対しては、「これからたいへんですな」というような言われ方をすることが多い。

このような質問に対して、著者は三通りの答を用意している。まず、何が何でもバスは駆除しないといけないという立場の人に対しては、「そういう意見もありますね」ぐらいで、それ以上何も言わないし、議論などしようとも思わない。そういうことを簡単に信じ込むような人に対して、こちらがいろんなことを具体例をあげながら説明しても、それは相手としては自分の無知をなじられてるのと同じことで、意見を覆すような結果になることは絶対ない。そのことは過去に何度も経験済みである。

バスフィッシングのことを心配して聞いて来る人には二通りの答がある。ごく一般的な立場、例えば海釣りをやってる人に聞かれた場合は、何が問題で、何がその問題をややこしくしているか、リリースを禁止するよつな条例がなぜいきなり出てきて成立してしまったのか、などといったことを説明し、これからどうなるかは蓋を開けてみなければわからないと答えている。

実際のとこ条例は成立したが、それがどう運用されるかはまったくわからないし、具体的なことは何も決まっていなくても当然だ。決めるための準備は進んでいるのだから、反対を恐れて提案も公表もされない状態だから、それに対してバスアングラーがどう出るかもわからない。何がどう決まったとしても、ことの成り行きからして相当の反対があるのは必至であろう。だから、どうなるかと聞かれても予想のしようがない。

つまり、線路だけは引いたが信号機は立っていないし、走る電車もまだできあがっていない。信号機を立てて電車をちゃんと走らせるめどなんかぜんぜん立たないまま強引に通した条例だから、電車がちゃんと走るのが不思議なぐらいである。そういう問題を抱えた条例であることをよく説明し、どうなるかについては何が起るかわからないし、場合によっては



深刻な事態も招きかねないと半ば脅しに近いことも含めて、中間的な立場の人に対してはどのように申しあげるようにしている。

もっとも慎重に答えないといけないのは、実際に琵琶湖で釣りをしているバスアングララーに対してである。彼らは、自分達が置かれた立場が来年4月からどうなるのかと真剣に質問してくる。その質問に対しては、1人1人がどんな場所でもんな釣りをしているかによって具体的な話をするようにしている。例えば港の岸釣りがメインのアングララーなら、滋賀県が設置するとしている外来魚回収用のイクネスがどうなるか。それについてどう思うか。それならどうするのが一番いいか。そういう踏み込んだことまで、1人1人を相手に話さないと役に立つ筈にはならない。

バスボートで釣りをしているアングララーなら、自分達がボートを置いているマリーナに回収用のイクネスを設置するように滋賀県に要望書を出してはどうかなどと、納税者の権利としてそういう提案をさせていただくこともある。アングララーに協力の要請をするなら、漁港の近くにイクネスを設置するなどという漁師の顔色をつかがうようなことばかりしていいないで、そういうこともちゃんとしろと発言してはどうかと、これはそついつ提案である。

来年4月から琵琶湖のバスフィッシングがどうなるかは、本当に蓋を開けてみなければわからないと思う。バスアングララーとしては、何が起ころうとも大丈夫なように準備しながら、慎重に様子を見守っていくしかないだろう。それよりも、今やらないといけないのは、自分はどうするかを考えることだ。「琵琶湖はどうなりますか」というバスアングララーからの質問には、「自分はどうするかを決めるために、どうなるかということを知る範囲で少しで

も知っておきたい」という気持ちが込められているのだと思う。その意味で、どうなるかを予想することは無駄ではない。

琵琶湖で釣りをしているバスアングララーから「どうなりますか」と聞かれたとき、自分はどうすればいいのかという必死の思いがひしひしと伝わってくる。それに対する明確な回答はない。しいて答えるなら、どうなるかは1人1人のアングララーがそれぞれどうするかのと和だということである。それに対して行政がどうしてくるかを予想し、ものごとを少しでも自分達が思う方向へ進めるようにしないといけない。そのために、どうなるかを考えると同時に、自分はどうするかを考えることが今大切である。

琵琶湖ですでに起きていること

Bassingかわら版Editorial (02/12/09)

滋賀県内の小学校で先生をしているバスアングララーと話をした。彼は自分が務めている学校の生徒と一緒にバス釣りをして、釣った魚をリリースする行為を通じて本来に自然を大切にすることはどうということなのかを教えていた。それが来年4月からは滋賀県条例に違反する行為になる。今まで生徒に教えてきたことが条例違反になるのをどのように説明すればいいのか。生徒と一緒にバス釣りに行くのをやめた方がよいのか。これは彼と彼の生徒にとってはすでに起きている具体的な問題である。

子供と一緒に琵琶湖へバス釣りに来ていたお父さんのうち、ある人は琵琶湖へ行くのをやめて他の釣り場へ行くという。別のお父さんは、子供と一緒に行くときは、できるだけバス

釣りを避けて、トラウトなどを釣りに行くという。それでも問題は残る。琵琶湖へバス釣りに行きたいと子供からせがまれたときはどうするか。琵琶湖へ行かない理由をどう説明するか。これもお父さんにとってはすでに起こっている問題である。

11月23日に南浜漁港で開催された第8回クリーンアップ琵琶湖に参加したときに、主催者である中部釣り場とマナーを守る会のメンバーに来年からの開催をどうするか聞いてみた。（ページ琵琶湖ホット情報2022/11/26に関連内容を記載）バスのリリースが禁止になる来年4月以降、釣り場がどのような状態になるか、まったく予想がつかない。何が起るかわからないし、今まで通りゴミ拾いができる保証もない。条例を守らないアングラーが続出して地元の人達の感情が悪化し、ゴミ拾いに協力してもらえなくなる可能性だってある。そんな最悪の事態にならないと誰が言えるだろうか。もしそうなったら、これまでのゴミ拾いの努力は水の泡だから、できるだけ続ける努力はしつつも、何が起るかわからないから慎重に様子を見続ける以外に方法はないし、今は何も決められない。とりあえずは、そういう方針で用心深く進めるとのことであった。

琵琶湖にはバスポートを何10隻も保管しているマリーナがたくさんある。バス釣り専門のレンタルポート店も多数ある。そのお客さんがバス釣りに出て、釣れたバスを条例に従ってリリースせずに持ち帰った場合どうするか。まとめて保管しておいて生ゴミの日に出すのか、あるいはお客さんの責任で処分してもらおうように言うのか。リリース禁止条例を制定した滋賀県は、自分達の都合のよい所に回収ボックスやイケスを設置すると言っただけで、マリーナやレンタルポート店の存在は無視したままである。これまでさんざん意見を無視し続けてきたアングラーに対して、あなた達の便利のよい所に回収ボックスを設置するから協力してくれなんて今さら口が裂けても言えないし、回収ボックスにしてもイケスにしても、どのみち回収業者や漁協の利権がらみだから、アングラーが望むところに設置される可能性なんかあるわけない。それならどうするか。マリーナ、レンタルポート店の経営者やスタッフにとっては、すぐにも対策を考えておかないとリリース禁止はすぐにやってくる。これまた当事者にとっては困った問題である。

琵琶湖周辺の釣具店の売り上げが落ち込んでいる。マリーナからは次々とポートが抜けていく。レンタルポートの利用も少ない。フィッシングガイドのお客さんが激減して、ガイドだけでは食べていけなくなってしまうた若いアングラーが何人も出始めている。もちろんバスポートなんか売れっこない。中古艇の価格もガタ落ちしている。これらすべて2023年4月からのリリース禁止の影響ですでに起こっていることである。バス釣りブームが去ったことや、2サイクルエンジンの使用禁止などの問題もあるから、リリース禁止の影響だけとは言えないかもしれないが、やはり最大の影響はリリース禁止から来ていると、普通に考えてそう判断せざるを得ない。そうじゃないと言うのは、リリース禁止の影響を過小評価したい人達だけである。

すでにこういう問題が起こっているにもかかわらず、そんなことはないと言いつけるのは、これはもはや詐欺、ペテンのたぐいである。無知な人達にしか通じない低次元の詐欺やペテンのために、すでに起こり始めている問題をないことにされている人達はたまったものではない。それなら、どうするか。できる限りの手段を使って一つ一つの事実を明るみに出す努

力をしなければならぬ。

例えば下のような写真。琵琶湖の漁港に廃船が捨てっぱなしにしてある。漁師が獲った魚のうち、いらぬものは捨てている。こういうのを見たら、その場で写真を撮って新聞や雑誌に投稿する。新聞や雑誌が簡単に味方になってくれるなんて甘い期待は持たない方がいいが、100回も送れば1回くらいは何かで引掛かって掲載されたり取材の対象になることがあるかもしれない。もし、そうならなかつたとしても、最低限の収穫として、そのメディアの正体はそういうものだということがわかる。こういう細かいことから大きなことまで大勢がやれば、少しは風向きをかえることができるのではないだろうか。

さて、前回のテーマであった来年4月からどうするかという問題からんで、著者自身はどうしようと思っているのかという質問を何件かいただいた。その回答を書いておこう。

琵琶湖で釣ったバスのリリース禁止が決まった以上、1アングラーとしての著者は来年4月以降、よほどの事情がない限り琵琶湖でバス釣りをすることはないだろう。著者は仕事でバスを釣る



立場にはなく、条例でリリースが禁止された琵琶湖で無理してまでバスを釣らなくても仕事上の影響は何もない。そういう立場にある著者には、ほかに選択肢はないと考える。ただし、だからといって仕事でバスを釣っている人達にもやめてほしいと言うつもりはまったくない。1人1人のアングラーがどうするかは、あくまでそのアングラーが自分の置かれた環境をよく考えて結論を出すべき問題であるというのが著者の考えである。

バスを釣らないだけでなく、著者はすでに滋賀県内でお金を使うことをできるだけ避けるようにし始めた。滋賀県にいるときにものを食べたり、車にガソリンを入れるのは仕方ないが、物を買うのはなるべく他府県に出でからにする。昨日も車のタイヤを入れかえたかったのだが、滋賀県内のガソリンスタンドではエアを入れ増しするだけにして、後日他府県で入れかえることにした。毎月5日発売の雑誌ポートクラブも滋賀県内にいた12月5日に買うのはがまんした。滋賀県内の地方銀行に預けていたお金を他府県の銀行に移しかえて、引き下ろすときに何か言われたら「バスのリリース禁止を決めた滋賀県の銀行にはお金を置いておきたくない!!」とか何とか言いたかったが、これは残高が移しかえるほどでもなくてできなかつた。

琵琶湖へバス釣りに来てた人が来年4月から来なくなったら釣具店やレンタルポート店などが困る。買い物をしなくなったらコンビニやお弁当屋さんも困る。ガソリンを入れなくなったらガソリンスタンドが困る。そんなことを言われるかもしれないが、今さら困ると言われても、こっちは困ってしまっただけである。困るというようなことを言うのは、来なくなつた人に対してではなく、来なくなる原因を作つた人達に向かつて大きな声ではっきりと言つ

べきだ。そういう努力を条例が成立する前に本気でしたかどうか、今になって困ると言っている人は胸に手を当ててよく考えていたきたい。

釣具店はどうすべきか。自分達の仕事が消えてなくなってもよいと滋賀県が判断したのだから、そんな県とはおさらばして、さっさと店を他府県へ移すべきだというのが正論であろう。こういうことを言うのと、「ひどいことを平気で言う」などとすぐに言われるのだが、あえて批判を恐れずに言つと、琵琶湖周辺に残ってほしいとアングラーが望む釣具店が何軒あるか。そういうアングラーに望まれるような釣具店は、特に困っていないのではないか。もし困つたとしても、そのときはアングラーが救いの手を差し伸べるのではないか。そういう釣具店だけが琵琶湖周辺に残れば、それでよいのではないか。

日本釣振興会滋賀県支部を支持したのはいったい誰か。その日釣振滋賀支部が大量に作つてばらまいてたゴミ袋には、バスはキャッチして食べようと書いてなかったか。「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を制定するための委員会にアングラーの代表として出たのは日釣振滋賀支部の幹部だったはずだが、前記のようなことをやっける日釣振滋賀支部から代表者が出ていったい何をしたのか。

琵琶湖に立地しているレンタルポート店はどうか。滋賀県に住んでいるバスアングラーはどうするか。琵琶湖でバス釣りをしたいがために関東から京都へ進学した大学生を知っているが、彼はどうしたらいいのか。簡単に結論を出せない問題は、ほかにもたくさんある。あるいは最初から正解なんかないのかも知れないが、それでも多少でも正解に近づく努力はしなければならない。そのために本連載が少しでも役に立てば幸いである。

今こそインターネットの精神に立ち返って、ウェブ上で利用できるものは皆で大いに利用し合うべきだ。そう思うつから、何かの役に立ちそうだと著者が思う情報については、なるべくアクセス制限をかけないでBassingかわら版内に掲載するようにしている。サポートメンバーの皆さんからすれば、自分達はちゃんと会費を払ってメンバーになっているのに、ただ読みしてる人が大勢いるのは納得できないとお思になるかもしれないが、事情が事情だけに、どうかご理解いただきたい。

それと、著者がサポートメンバーの皆さんにかわつて言いたいのは、釣りを仕事にしてお金を稼いでいる人がBassingかわら版を見てるんだつたら、ちゃんとサポートメンバーになるのが自分達のお客さんに対する最低限のマナーだということである。そんなことは何も考えず、サポートメンバーでもないのにBassingかわら版の情報を仕事に利用したり、メディア関係には無断転載するようなとんでもない輩がいる。業者やメディアがそんなレベルの低いことはかりやつてるから、琵琶湖の問題がこんなにひどいことになったのではないか。そのあたりのことも含めて、釣り関係のメディアについては改めて書きたいと思っている。これって、けっこう覚悟しないといけない人が大勢おられるんじゃないだろうか。まあ、そのときをお楽しみに……。

メディアリテラシーについて

Bassingかわら版Editorial (2002/12/12)

メディアリテラシー (media literacy) とは、わかりやすく言えば一般市民がメディアの

本質をよく知って、情報を賢く利用しようということ。様々なメディアが流す大量の情報に振り回されるのではなく、情報の価値や真偽を見抜き、正しく理解する方法を身に付けることで、みずからのコミュニケーションを創り出す力を獲得することも含む。欧米の多くの国ではすでに高校や大学にメディアリテラシーを教える講座があり、中学校や小学校からメディアや情報との付き合い方を教え始めている。そのために一つの学問分野ができるほど扱っ分野は多岐に渡り奥深い。

一例をあげよう。著者の知り合いのうち、ランドクルーザーに乗っていて車両盗難にあうケースが多発している。被害はランクルの200(この数字が何を意味するか著者は知らない)に集中していて、知り合いの中で半分は盗難にあっているんじゃないかと思うほどの被害率である。全国のランドクルーザー200におしなべれば、おそらく数%とか数%とかのたいへんな被害率になるだろう。これって、とんでもない事件じゃないのか。

盗難が特定の車種に集中しているのだから、「ランクル200の盗難が多発している」というニュースを流して所有者の注意を促せば被害はかなり減らせるはずだが、これを新聞や民放のテレビ局が扱つと、「レジャー用高級車の盗難多発」というようなことになってしまつのはなぜか。「ランクル200の盗難多発」なんてニュースを流せばランクルが売れなくなるから、メーカーがいい顔するはずがない。新聞やテレビにとって自動車メーカーは外すことのできない大スポンサーの一つだから、具体的に車種を出すことは逆立ちしてもできないのである。

もう一つの例を……。韓国製で元値は1足数200円の有名メーカーのスपोर्टシューズが数1000円の値段で売られている。そのメーカーは有名ススポーツ選手と高額契約していて、選

手はコマーシャルなどに出るだけでなく、そのメーカーのシューズを履いて競技会に出場する。ここでメディアがどのような働きをしているかは、今さら説明するまでもないだろう。さらにもう一つ、最新の非常に具体的な例を……。某ホームページで著者が不買運動をしていると紹介された。前回の内容を取り上げることだが、そこで著者は次のように書いて

だけだ。

前回からの引用――

パスを釣らないだけでなく、著者はすでに滋賀県内でお金を使うことができるだけ避けるように始めた。滋賀県にいるときにものを食べたり、車にガソリンを入れるのは仕方ないが、物を買うのはなるべく他府県に出でからにする。昨日も車のタイヤを入れかえたかったのだが、滋賀県内のガソリンスタンドではエアを入れ増しするだけに、後日他府県で入れかえることにした。毎月5日発売の雑誌ポートクラブも滋賀県内にいた12月5日に買うのがまんじだ。滋賀県内の地方銀行に預けていたお金を他府県の銀行に移しかえて、引き下ろすときに何か言われたら「パスのリリース禁止を決めた滋賀県の銀行にはお金を置いておきたくない!!」とか何とか言いたかったが、これは残高が移しかえるほどでできなかった。

引用終わり――

これは著者が個人的にやっていることであって、不買運動などではない。他の人にも呼びかけて協調して不買をしようとするのが、不買運動の「運動」という部分の意味ではないの

某ページの引用が不正確で、素人仕事としか思えない部分があるが、いちいち指摘しても仕方ないので細かいところは無視することにします。(ページ琵琶湖ホット情報2003/01/07に関連内容を記載)

現在のところBassingかわら版Editorialの各ページにはアクセス制限をかけずに誰でも見ることができるようになってある。その理由については、すでに書かせていただいた通りである(67ページ)。だから今のうちはいよいよのもの、アクセス制限がかかってリンク先の内容を見ることができなくなったら、某ページを見た人は著者が本当に不買運動をしていると思ってしまうのではないだろうか。リンク先の内容を確認するようめんどうなことはせず、某ページを見ただけでそこに書いてあることを信じ込んでしまう人もいるかもしれない。そういう人こそが、このたぐいの誤報に引っかけやすくて、もっともメディアリテラシーを勉強しないといけない人だと思つた。

某ページは数あるバスフィッシング関係のホームページの中では琵琶湖バスのリリース禁止に関してよくがんばっている方だと著者は思つたのだが、こういうことがあると、その内容の信憑性に疑いを持たれても仕方がない。せっかくながらがんばっているのに、これではもったいなさ過ぎる。メディアの本質を見抜き情報との付き合い方を知ることが、メディアや情報をどう扱ったらどういふ結果になるかを知ることと同義である。某ページのようなことをやっている人こそがメディアリテラシーについてしっかり勉強されることを老婆心ながらお勧めする次第である。

メディアリテラシーとは、まあそのようなこと。詳しく知りたければ、ネットに数あるブックストアで検索してみれば、たくさん本が引っかけかけてくる。その中には、わずかに数100円で本当に役に立つ情報を得られる新書や文庫本もあるから、ぜひ一読をお勧めしたい。Yahooなどのネット検索でも参考になるページが見付かるはず。ここでこれ以上詳しく書く必要はないだろう。

Yahooと言えば、Yahoo内の地域トピックスから琵琶湖レジャー規制のコーナーが姿を消した。滋賀県議会での議決成立から2カ月近くたって、情報が少なくなってきたからか。某ページが著者のことを取り上げたり、ちょっと前には関西発の月刊釣り新聞の編集長だった社長だったかのことをやはりプロフィール付きで取り上げていたのも、あるいは情報が少なくなっているから、その穴埋めかと思つたりもする。それならもうちょっとなんとかと思つてしまふのは、例えば著者のプロフィールについて、どこからの引用だと思つたのだが、本人に確認もしないでプロフィールを載せるのは、メディアとしてのルール違反じゃないのか。そういうことを気にしないメディアというのは、メディアリテラシーの観点からとても引っかけるのである。

それと、もう一つ。Bassingかわら版が会員制のシェアウエアだといふことは、ホームページの上の方にはっきり書いてある。その内容を知らんになって引用しておられる(敬語を使うのは相手がサポートメンバーだと思つてるから)といふことは、もちろん某ページのエディタなりライターの方はサポートメンバーのはず。その点、間違いないでしょうな。そういうことに関してのお願いも、すでに書かせていただいている(67ページ)ので、ぜひ一読のほどを……。



最後に情報というものについて書いておこう。右の写真は琵琶湖岸で見付けたカモの死体だが、一番上の写真を見る限り、ただの死体だ。

では、二番目の写真はどうか。カモの死体の嘴に吸い込み仕掛けのハリが掛かっている。つまり、カモが何かの間違いで吸い込み仕掛けに食いついてハリが掛かって死んでしまった。こういう事故は冬の琵琶湖でよくある。カモは琵琶湖岸にやって来て水中の藻を食べている。そこへコイの吸い込み釣り仕掛けが投げ込まれていると、吸い込み釣りのエサを食おうとするのか、間違つて食つてしまつのかはわからないが、吸い込み釣りでカモが釣れるというこ

とになってしまうのだ。

実は最初の写真は二番目の写真から吸い込み仕掛けの部分をAdobe Photoshopで消してあった。消すのにかかった時間はほんの数分。著者が荒っぽくやったから、よく見れば吸い込み仕掛けを消した部分の砂の状態がおかしいことがわかると思う。しかし、ていねいにやればわからなくすることは可能だ。ということ、その逆も可能だということである。

三番目の写真は著者の撮り方があまりよくないのでわかり難いのだが、カモの死体の向こう側遠くに写っているのはコイ釣りのアングラー。こういう風に写真を構成すると、わざわざコピーで何か言わなくても、コイの吸い込み釣りのアングラーがカモを殺したという内容になってしまふ。もしこれを雑誌の見開きで掲載したら、けっこう衝撃的な写真だろう。

では、最後の写真を……。手前にカモの死体、向こう側にはバスフィッシングのボート。これでカモの嘴に引っ掛かっているのがルアーだったら……。これがメディアの怖さだ。

メディアリテラシーには情報の正しい捉え方ということが含まれる。情報を発信するメディアの側が何を意図し、どういう狙いを持っているか。それによって情報というのは、同じ素材を扱ったとしても、その意味するところが180度とは言わないまでも、60度くらいは簡単にかわつてしまふのだ。だからこそ情報の受け手は、そのことを知らないといけない



のである。そして、情報の受け手は素人、送り手はプロである。

バスに関する情報が様々なメディアでどう扱われているか。それはおかしきと言つのなら、何がどうおかしいかを正確に言わなければならぬ。そのためには、メディアと情報に関する勉強が不可欠。メディアリテラシーを学ぶということは、つまりそういうこと。今からでも遅くはない。1冊の本、一つのホームページから始められてはいいかがだろうか。

琵琶湖バスのリリース禁止まであと100日

Bassingかわら版Editorial (02/12/22)

琵琶湖バスのリリース禁止まで、今日で残すところあと100日。「滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会」の初会合が12月19日に開かれ、具体的に何がどう行われるのかということだが、わずかずつではあるが提示されようとしている。

リリースを禁止される側としてはまったくもどかしきはあるが、これからジグソーパズルのチップが少しずつ並んでいくように、琵琶湖で何がどう行われるかということが次第に見えてくるだろう。現状は、そのジグソーパズルのチップがやっといくつか見付かって、それを使えるかどうか、ひょっとしたら別のジグソーパズルのチップを間違っって持ってきたんじゃないかと、皆が手を出すに出しかねている状態である。はまらないチップを間違いを承知で無理矢理はめ込んで、ほかのチップがはまらなくなるのはお構いなしなんて輩中にはいるという、そんな台本も配役もテラメだらけの舞台の二幕目がようやく始まったところだ。

その一方で、バスアングラーや釣り業界が訴えてきたことがようやく世の中に伝わり始めたきざしも見えてきた。国会の委員会質問でブルーギルの拡散について突っ込んだ質問があったり、新聞などの扱い方もこれまでとは微妙に表現がかわってきているのが、その好例である。リリース禁止に関する様々な問題を約半年がかりで訴えてきた結果、ようやく議員や新聞記者に「ちよっとおかしきぞ」と気付かせ、それが委員会での質問や紙面のちよっとした文章に表れるようになった。

それと同じことで、おそらくリリース禁止条例を提案した滋賀県や、それを満場一致で可決した県議会の中にも、「これってかなりまずいんじゃないか」という意識が出てきているのではないか。著者がそう感じるのは、来年1月に外来魚の駆除を肯定するためのシンポジウム、3月に駆除釣り大会などという、今さら何が目的でと言いたくなるような茶番をわざわざやるということを聞いてのことだ。それも、フォーラムの主催は駆除派のPCOで県はあくまで後援、あいかわらずバスアングラーの姿はない。駆除釣り大会の予算執行については対して県議会で疑問が呈されるといふ、もはや誰の目にも明かな泥縄ぶりである。

なぜこんなことをしなければならなくなったかと言つと、先に書いたように世間が「ちよっとおかしいぞ」と思い始めた、それを押さえ込むためにほかならない。つまり反対意見は芽のうちに積んでおこうということ、駆除派のお歴々が声を大にして叫ぶ場が設けられたのが1月のシンポジウムである。バスが嫌いなお魚の先生などには、これは願ってもない場であろう。ついでに謝礼が出たら、これほどありがたいとはいふのは気の回し過ぎか。

駆除釣り大会は、なんでも○○○人規模で行われるらしい。つまり、駆除するための釣り大会にこれだけ人が集まったのだからリリースを禁止しても釣りに来なくなることはないとい



うことを世に示しつつ、その一方で駆除そのものをデモンストレーションしようという狙いのようだが、そんなにうまくいくかどうか。どっちにしても関係者の家族、親戚、友人、知人、組織力をフル活用してのヤラセでないところ人なんて集まるはずないから、どういう人達が集まったか聞いて回るだけでも面白いと思うし、誰かその結果をホームページでも何でもいいから発表してくれないかと本気で期待してしまうほどだ。

それともう一つは、3月の琵琶湖というのは時期と場所が最悪。これは琵琶湖で釣りをしたことがあるバスアングラーなら誰でも知ってる通りで、3月の琵琶湖にド素人が200人集まるのが1万人集まるのが、バスを駆除なんかできっこない。釣れるもんなら釣ってみると言いたい。ここは一つ、日頃から駆除派アングラーを名乗ってる面々のお手並みをじっくりと拝見させていただくことにしようか。それにしても滋賀県は、こんな駆除はできず、湖岸を荒らしてゴミだけ残るような大会を何をもって開催するのか。滋賀県にとっては、こういう人達だけがアングラーであり、バスのことなんか本当に何もわかってない人達がものごとを動かそうとしているということが、この一件によく表れていると思う。そのことを世間が知るきっかけになるんだったら、まことにけっこつな企画と言つべきか……。

しばらく前になるが、滋賀県知事が大阪や京都の知事の所へリリース禁止条例に対する協力をお願いに行ったというニュースがテレビで流れていた。そのときに滋賀県知事の両脇を固めていたのは、一方が環境保護団体の代表、もう一方が県漁連の代表。つまり県知事にすれば、この両者を自分の味方に付ければ、もはや誰の反対もなく条例が成立し、琵琶湖にいいことをした自分は偉大な知事だと敬われこそすれ、誰にも悪口など言われることはない。

そういう絵を描いていたのではなかったか。両者を味方に付けるにあたっては、もちろんのこと選挙協力やそれに対する見返りなどの約束があったはず。それを守るために今やたいへんな苦勞をしないとイケないわ、一方からは思いがけない強烈な非難を浴びせられるわの、まったくもって苦勞さんであると同時に、おめでたい限りとしか言えない状況である。

リリース禁止条例に対してバスアングラーとバス業界がこれほど強く反対するのは知事も県も予想もしなかった。反対はあっても、バカな釣り師のことだから、もの数ではないだろうと踏んでいたはずだ。でなかったら、リリース禁止の当事者であるバスアングラーの意見をまともに聞かないまま条例の要綱案が出てくるなんてことはなかったはず。ところがいざ蓋を開けてみれば予想以上に強い反対にあい、しかも反対意見の中に核心を突いた事実がいくつも出てくる。これはまずいということ、なんとしても反対意見を押しさえ込もうとする。パブリックコメントに対して、ホームページでいちいち反対の反対意見を並べ立てたのもその一環である。

そういうするうちに、メディアもバカじゃないから、何かおかしいと疑いを持ち始める。言われたくないことを国会で言う議員も出てくる。万単位の反対意見を無視するという民主主義のルール違反をあえてしても条例を押し通した滋賀県知事の失政は、もはや誰の目にも明かである。無知蒙昧の数々をいくら覆い隠そうとしても、あちこちから綻びが見えてくる。駆除派はその失政をリカバリーしないとイケないから必死だ。もし失敗したら自分達の信用もなくすし、漁連は琵琶湖産アユの河川放流に影響が及びかねない。研究者は自分や近くの人達がブルーギルの拡散に自ら手を貸しまったことが世間にバレてしまう。一部の環境保護主

義者は自分達の無知ぶりを世にさげすむことになってしまふ。今はそういう状況だと解釈すれば、わかりやすいのではないだろうか。

バスアングラーにとっては、ここからが勝負所だ。知事や県がますますガードを固めて、アングラーの意見なんか聞くことなく頑なに反対意見を押しつづがそうとするのか。あるいは少しは意見を聞くようになるのか。相手が失政に気付き始めたところをどのように突いて有利な交渉に持ち込むのか。そのあたりのことをよく観察し、よく考えながら、慎重に行動しなければならぬ。琵琶湖バスのリリクス禁止まであと100日となったこの日に、改めてそのことを訴えたいと思う。

池原ダムでコイ釣りをしながら思ったこと

Bassingかわら版Editorial (2003/01/01)

「あけましておめでとございませう」などという決まりものごあいさつは抜きにして、Editorialはたとえ正月でもハードな話題をお届けする。

2003年1月1日に奈良県池原ダムのトボトスロープでコイ釣りをしながらこの原稿を書いている。トボトスロープでは元旦釣り大会が開催されていて、若いバスアングラー達は朝早くからボートで釣りに出て行った。大会のルールは、池原ダムで釣った魚なら何でもありの2尾長寸。ならば、ボートで走って寒いめをするよりも、スロープからコイの吸い込み仕掛けをブツ込んでおいて、まかり間違っても2尾釣れば優勝はいただきという周到な作戦を立てた。日本有数のコイ釣り場である琵琶湖畔の釣具店でエサと仕掛けを買い込み、年末まで

下野正希プロと一緒にイシダイ釣りに行ってたときに使ってた竿とリールをそのまま持ってきたのだが、1日1寸の寒コイはそんなに甘くないようだ。釣り始めてから1時間になるが、いまだアタリはない。

著者は池原ダム下のバンガローで大晦日の夜を過ごし、2002年最後の瞬間はトボトスロープのカウントダウンイベントに参加した。だからNHKの紅白歌合戦は見えていないのだが、なんでも同局のヒット番組「プロジェクトX」で流されて見事リバイバルした「地上の星」で中島みゆきが出場歌手に選ばれ、同番組の舞台の一つとなった黒部ダムで歌うのを生中継したとか。小林幸子と美川憲一の歌の本質とは何の関係もない衣装合戦もあきらめてきた頃だし、次なる見せ物としていかにもありそうな企画は年末恒例番組にふさわしいものと言えるだろう。

この中継については、中島みゆきが紅白にありがちなタレント仕事をさせられるのを嫌がったために、NHKホール外での出演になったという嘘が本当かわからない話を耳にした。NHKの看板とも言える大番組が、ここまであからさまに他の人気番組の力を借りて視聴率(ラジオでもやっているから聴取率も)かせぎをしなければならなかったり、一歌手の意向を入れたなどという噂が流れたり、まあそういう時代なんだとテレビが一般に普及し始めた頃から紅白を見てる著者などは痛心させられた次第なのだが、正月にBassingかわら版をごらんの皆さんの中で、いったいどれぐらいの方が黒部ダムからの中継をごらんなったのだろうか。また、何を思われたらだろうか。

というわけで、2003年最初のEditorialは年末年始の番組批評を……じゃなくて、そろそろ

本題に入ろう。

大晦日の前から気になってたのは、折に触れて黒部ダムがテレビの画面に登場してたことだ。なんで今さら黒部ダムが……、単なるプロジェクトXの便乗かと思っていたら、紅白歌合戦の当日、つまり12月31日の主要新聞に関西電力が黒部ダムの写真を使った1ページ広告を入れていた。関電の広告だから全国展開ではないと思うのだが、滋賀版の朝日と読売には入っていたから、かなり大規模な広告が撃たれたのではないかと思う。

NHKの黒部ダムからの中継は、関電の協力がなければ不可能。そして、その当日の関電の新聞広告。それ以前からのテレビでの露出。これって、用意周到に仕組まれたことではないのか。その標的は言うまでもなく、長良川河口堰から吉野川河口堰を経て長野県に至るダム反対運動であろう。年末から大晦日にかけてこのような大規模広告戦略を展開した電力会社と広告代理店、それに協力するテレビ局。これらが頭の中でつながったときに、「やるな!!」と思った。

「ダムは必要です」と正面切って言うんじゃないくて、プロジェクトX的な見せ方でダムというものが現に存在する事実とその必要性をすり込む。テレビ局が民放ではなくNHKというあたりも実に巧妙だ。このようなことをやる知恵と資金を持った会社や組織が情報を意図的に操作しようと思ったら、かなりの部分でそれは可能だということである。

今年4月1日からの琵琶湖バスのリリース禁止に関して滋賀県がやっていることは、これに比べれば子供が考えそうなレベルでしかない。しかしながら、それに対してバスアングラーやバス業界ができることは、資金力も動員力も明らかにそれ以下である。となれば、あとは知恵を使うしかない。

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」が10月半ばに滋賀県議会で可決成立してから1カ月半が経過し、バスアングラーの側からの意見や言い分がそろそろ出そろってきたところで、これからはそれに肉付けしたり枝葉を繁らせていく作業を進めなければならぬ。具体的には、証拠固めや方策の絞り込み、メディア対策、交渉のパイプの確保などといったことを3月をめどに進めなければならぬ。そのときに、相手のやっていることがたとえ子供が考えそうなレベルでしかないとしても、なめてかかるとひどいしっぺ返しをくらう恐れがある。琵琶湖のバスフィッシングは瀕死の状態かもしれないが、相手もすでに手負いの状態であることを忘れてはいけない。手負いだからこそ必死で反撃してくるから、用心してかからないといけないのである。

こういうことを書くのは正月にふさわしくない気もするが、新しい年を迎えて気のゆるみを正す意味を込めて、あえて書いておきたい。これからは、片や瀕死の琵琶湖のバスアングラーとバス業界、それに対する陣営も手負いの状態であるとすれば、お互いがとことん闘う気なら、その闘いは相手の弱点を狙ってパンチを打ち合うような、あるいは血みどろの傷口に塩や唐辛子をなすり付け合うような痛みを伴う真剣勝負になっていくだろう。

アングラーの側が本気で闘う気なら、相手は黒部ダムのメディア露出を利用してダム反対運動に対抗しようとする勢力と同質の強さを備えているから、それなりの覚悟はしてかからないといけない。そのための警告の意味を込めて紅白歌合戦と黒部ダムの話を書かせていただいた次第である。

最後にご報告するが、池原ダムの寒ゴイはなかなか手強く、原稿を書きながらでは釣れなかった。そのうち時期をあらためて再挑戦し、そのときはぜひ大物を釣り上げたいと思っている。

琵琶湖のバスアングラーはごつするべきか

Bassingかわら版Editorial (2003/01/07)

2003年4月以降、著者はよほどの事情がない限り琵琶湖でバス釣りをすることはないだろうということを一カ月ほど前に書かせていただいた(64ページ)。同時にその理由についても書かせていただいたのだが、その後、同様のご意見を多数メールでお送りいただき、また耳にする機会もあった。各個人によって、それぞれ立場や理由に違いはあるが、リリース禁止の琵琶湖でバス釣りはしないという行動面ではかわらない。その結果として生じること、つまり琵琶湖周辺の釣具店やレンタルポート店、マリーナなどが困るという事情を十分に知った上で、大人の判断として琵琶湖で釣りをするのをやめると言っているのである。

バスポートを多数保管している琵琶湖周辺の多くのマリーナからは、現在、会員が次々と抜け落ちて、その補充がままならない状態である。釣具店やレンタルポート店、フィッシングガイドなどは、オフシーズンの今はお客さんが少ないのがあたりまえなのだが、売り上げはすでに昨年から大幅ダウンしていて、中には「もう廃業しようか」という声も聞かれる。とりあえずは、リリース禁止以降の様子を見てから対策を考えるところが大勢か。

奈良県池原ダムの年越しイベントに参加し、大晦日の夜に下北山スポーツ公園のパンガロに10人ぐらゐのバスアングラーが集まって鍋を囲んだときもそうだったのだが、このところバスアングラーが集まると話題は決まって琵琶湖バスのリリース禁止のことになる。場所がどこであろうと、バスアングラーが集まれば琵琶湖バスのリリース禁止についてけっこう真剣な議論が繰り広げられるのである。その白熱の度合いは、リリース禁止が近付くにつれて増している。

琵琶湖周辺の釣具店やレンタルポート店、マリーナなどでも、お客さんと親しくしていらはいるほど、そういう話をする機会は少なくないようだ。なじみのお客さんにすれば、そのお店がどうなるのか気になるのはあたりまえだし、お店のスタッフや経営者はお客さんがリリース禁止になってからも来てくれるのかどうか心配している。そういうお互いの疑念や心配を少しでも解きほぐすための対話が今まさに必要であり、良心的なお店やアングラーはすでにまじめな情報交換を始めている。

琵琶湖のバスフィッシングを取り巻くそのような状況を知った上で、それでも来年4月以降は琵琶湖でバスフィッシングをしないとアングラーが多いようだ。メーカーや釣具店などが参加する日本釣用品工業会や大阪釣具共同組合、日本釣振興会は、2月のフィッシングショーの際にバスアングラーの動向を調査し、結果を早急に周知することが必須である。せめてそれぐらいの役には立ってほしいと思っただけ、準備は進んでいるのだろうか。

それでもバスアングラーが琵琶湖へ行くのをやめるといふ理由は、多くの意見を無視した条例に対する抗議の方法がそれ以外にないからである。リリースが禁止されたとき、バスアングラーの選択肢は三つある。そのままバスフィッシングを続けて条例違反を承知でリリ

ースも続けるが、条例に従ってバスを殺すか、あるいは琵琶湖でバスを釣るのをやめるかである。

条例を無視してリリースを続けるのは、たとえそれが立ちシヨンや自転車の夜間無灯火と同じレベルであっても、条例の改定を視野に入れた場合、罰則制の導入につながる恐れが大きい。あえてやるというのなら、それがテロ行為であることを自覚し、その効果を計算した上でやるべきであろう。意図的に条例違反をした上で裁判に持ち込んで言いたいことを言う。あるいはテロリストとして主義主張を述べた犯行声明を出す。それぐらいのこともできずに、ただバスをリリースするだけなら、それはただのバカが条例違反してるだけのことだから相手の思うつぼである。(注) ここでこのようなことを書いたからと言って、著者はテロ行為をおおったり勧めたりするつもりはないから、くれぐれも誤解なきように。「服部氏テロを勧める」なんてバカな引用もお断りする。著者が言いたいのは、あえて条例違反してまでリリースするのなら、それぐらいの主義主張と行動に対する自覚があるべきだということである。いちいちこんな断り書きをしないといけないなんて、なんとという時間と労力とネット資源の無駄づかいが……。なんて言いながら、この部分、けっこう楽しんで書いてるんだけどね)

バスを殺すのは、相手の主張を認めたことになるから、バスアングラーとしてはしたくない。ならば琵琶湖でバスを釣るのをやめた上で抗議行動を続けるしかないのではないか。これと同じ主張をあちこちで見えるようになったのは、一般のバスアングラーにとっておそらくそれしか選択肢がないからであろう。

ここで、「一般の」と書いたのは、仕事でバスを釣っているアングラー、例えばフィッシングガイドはレジャーでバスを釣ってるわけではなく、その点を突破口にすればリリースが認められる可能性があるからである。ならばトーナメントはどうかと言つと、レジャーの一端だからリリースは禁止。このあたりは、アングラーそれぞれの立場とバスを釣ってる状況によつて判断が分かれるところだ。昨日はトーナメントでバスを釣つてたからリリースは禁止で、今日はガイドだから同じアングラーがバスを釣つてもリリースはオーケー。同じポートに乗って釣りをしてても、ガイドのゲストはリリース禁止。メーカーの宣伝のために取材でバスを釣るのはレジャーが仕事か。これらすべて、漁師や漁協、漁連の既得権益への影響を避けるために、リリース禁止の網をレジャーとしてのバスフィッシングだけにかぶせようとする条例の大きな矛盾点である。

これからの話の持つて行きようによっては、特例としてガイドのゲストにはリリースが認められるなんて可能性もなくはない。そういう特例をたくさん設けさせることで、琵琶湖のバスフィッシングを存続させる方法が何かないか。これからは、そういうことも考えていく必要がある。つまり、具体的にガイドならガイド、トーナメントならトーナメント、遊びなら遊び、場所によって、季節によって、岸釣りかボート釣りによつてなど一つ一つの事例をどうしていくかということを皆で考え、何かよい方法を思い付いたら、それを実現する努力をしていかなければならない。

そのためには、琵琶湖でバスを釣ることをやめたアングラーはどうするべきか。バス釣りをしないけど琵琶湖へは行くというのはどうだろうか。10回のバスフィッシングのうち5回

は琵琶湖、5回は他の釣り場だったアングラーなら、他の釣り場へ行くのを8回ぐらいにして、2回は琵琶湖へ行つて釣りはしない。琵琶湖近くの行き付けの釣具店で買ひ物はする。そうすれば釣具店は大助かりだろう。レンタルボートは？ これはちょっと難しいが何か考える。ボートを借りてモロコでも釣るとか……。マリーナからもバスボートで出ることとは出るが、ポイントに着いたらアンカーを打つて釣るのはコアユやモロコ。

例えば4月1日からしばらくの間、ばりばりバスフィッシングの格好で琵琶湖へ行つて釣りをせずに湖岸に立つてるだけ、お弁当食べてるだけ。そういう人垣を作つたら面白いかもしれない。とにかく口で言つてるだけでなく、キーボードをたたいてるだけでもなく、琵琶湖で何が起つているか、何が行われているかを見届けるために現場に居続け、しかしバスフィッシングはしない。そういう行動も必要ではないかと思う。一つの提案として、バスアングラーのためのモロコ釣り大会なんか開催してはみてはいかがだろうか。

それでも残るアングラーはいる。何が何でも琵琶湖のバスフィッシングでないと嫌だというアングラーだ。本当に天地神明にかけてそんなのであれば、これは琵琶湖のバスと運命をもにしない。浅野大和君のように本気で裁判に訴えるなら立派。滋賀県の職員になつて内部から切り崩すという長期戦も考えられる。わずかな可能性に賭けて知事や議員を目指す方法もある。あるいは本物のテロリストになるか。そういうことをできませず、それでいて「自分には琵琶湖のバスフィッシングしかない」なんて言つてるのは、これつて「モーンング嬢。命!!」なんてのと同じレベルじゃないのか。

## 1.17 9.11 その4.1

Bassingかわら版Editorial (2003/01/17)

1995年1月16日に琵琶湖で下野正希プロの取材をしていた著者は、その夜に帰宅。17日未明は大阪府東大阪市の自宅2階の寝室のベッドの中にいた。

午前5時40分過ぎ、最初はフワフワと弱い揺れを感じて目が覚めた。その直後、今度はガタガタと今までに感じたことのない激しい揺れがやってきた。ミシミシッ、ドカン、ボカン、グシャッという大きな音が聞こえた。かろうじてベッドから落ちなかったのは、幸運にも大きな揺れがくる前に目が覚めていたので、ベッドにしがみつくことができたからだ。すぐに部屋の蛍光灯を点ける。一度点つた明かりが一瞬消え、停電かなと思つたら、すぐにまた点いた。

大きな揺れは数秒でおさまつたが、小さな揺れが何度か続いて、しばらく起きあがれない。揺れがおさまるのを待つてベッドから身を起こし床の方を見ると、本棚の上に乗せてあつたタックルボックスやコールマンのストープなどたくさん荷物、並び方はそのままベッドと本棚の間のカーペットとコタツの上にドカドカツと落ちていた。大きな音が聞こえたのは、ミシミシッというのは家のきしみか。ドカン、グシャッというのは荷物が落ちたときの音のようだ。3本並んだ本棚は倒れはしなかったものの、ガタガタにずれて、真ん中の1本は今にも倒れそうなくらい傾いている。もしベッドから落ちていたら、この荷物と本棚の下敷きになつたか、あるいは荷物の上に落ちていたかもしれないと思つてソツとした。

すぐ階下へ降りて居間と台所の明かりを点け、居間のテレビのスイッチを入れて音量を大

きくした。1階の自室で寝ていた母親は顔面蒼白。各室の被害を確認している間に、テレビのニュース速報が流れ始めた。最初に出た速報は「東海、中部で地震があったもよう」とのこと。大阪でこの揺れなら震源地の近くはかなりひどいことになってるんじゃないかと思いつながら、2階へ上がって本棚の中からポケットラジオを探し出してスイッチを入れた。間もなく、地震は神戸で起こったというニュースが伝わり始める。新幹線の高架が落ちた。阪神高速が倒れている。ラジオのニュースアナウンサーはそう言っているのだが、どうもピンとこない。何をバカなこと言ってるんだという感じだ。

夜がすっかり明けてあたりが明るくなって、まだ何が起こったのかはつきりわからない。それから徐々にニュースが神戸の街の様子を伝え始めた。これはたいへんだと早めに会社へ行くこととしたが、大阪市営地下鉄は駅まで行って動いてないことがわかった。近鉄も同じ。車で行くこととしたら、途中まで行ったところで大渋滞で前へ進まなくなった。脇道を通っていったん家へ帰り、テレビとラジオで情報収集をして、午前10時過ぎにふたたび車で出発し、なんとか昼過ぎに大阪市内の会社に到着することができた。

著者は当時、週刊釣りサンデーという釣り専門の出版社に務めていた。6階建ての建物に大した被害はなかったが、内部の様子は上へ行くほどひどく、ロッカーケースが倒れたり机の上がぐちゃぐちゃになったりしていた。筆者の机からパソコンのディスプレイとスクリーンが床に落ちたのを同僚が拾い上げてくれていた。なんとか元に戻して起動してみると、ちゃんと動いた。思わず「よかった」と声に出してしまったが、とても喜んでいられる状況ではない。すぐに締め切りが迫っている雑誌がある。それをどうするか。取材予定はキャンセル

しないといけない。進める仕事と止める仕事の交通整理も必要だ。社内の片付けをししながら、製版会社や印刷会社、デザイナー、イラストレーターなどと連絡を取り、できるだけ早く仕事ができる体勢を立て直すことが最優先課題となった。

何よりも困ったのは、電話が通じないことだ。最初のうちは5回に1回ぐらいは通じていたのが、次第にかからなくなり、翌日には10回に1回も通じなくなった。こうなると、かかればラッキーという感じである。そこで活躍したのが著者の携帯電話だ。当時、著者はセルラーのアナログ携帯電話を使っていたのだが、会社でほかに誰も携帯電話を使っている人はいなかった。それがなんとか通じたので、どうしても連絡を取らないといけない最優先の連絡先に限って、この携帯にかけてもらうことにした。こちらからかけるのも同じ携帯から。社員が自宅と連絡を取るのも、これしか手段がないとなったら貸さないわけにいかない。あつと言っ間に使う人がどんどん増えていった。

著者は地震から3日後の1月20日に神戸へ取材に行っている。普段は防波堤へ釣り人を渡している渡船が、被災地への補給や工事資材、人員などの運搬をしていたので、それに便乗して神戸の釣り場がどうなったか見に行ったのだ。

神戸港沖の防波堤はスズキヤチヌ(クロダイ)、グレ(メジナ)、メバル、ガシラ(カサゴ)、カワハギ、タチウオなど何でも釣れる好ポイントの連続。港内の岸壁もスズキヤチウオの好釣り場ぞろいだ。それが地震でどうなったか。海面から高さ5m近くあった防波堤が、小型和船の舳先から簡単に飛び上がれるぐらい低くなっている。波を防ぐために積み上げられた防波ブロックが水面下に沈んでしまっていて、知らずにその上をボートで走っていること

があった。きれいに一直線に並んでいたケーソンはことごとくガタガタにずれて、隙間が5cm以上も開いている所がある。港の岸壁は陥没していたり崩れていたりで、船を着ける所を慎重に探さないといけない。これがあの神戸港かと我が目を疑うほどの被害状況であった。その神戸港の沖の防波堤から携帯電話が通じたのである。さっそく会社に報告し、神戸港の被害の様子と渡船の活躍を伝える写真とレポートが最新の誌面に掲載された。

その後、日を追うにつれて経済、社会活動が徐々に回復していく一方、被害の大きさや現場の惨状が明らかになっていった。会社の仕事がほぼ元通りになった2月末に著者は辞表を出して3月末に辞職した。著者が会社を辞めたのと地震とは何の関係もないが、最後の印象的な取材として震災の神戸に行ったときのことは今でもよく覚えてる。

2001年9月11日夜、著者は和歌山県新宮市のワイルドキャット海の家にいた。下野プロが雑誌の取材に来ていて、その日の夕方は港の防波堤でイシダイ釣りをして何も釣れず。翌日はワイルドキャットで沖へ出てカジキ釣りをする予定だった。夕食をすませて、明日の釣りに備えて今夜は早く寝ようかというときに、下野プロの自宅から電話があり、アメリカでたいへんな事件が起きているという。すぐにテレビのスイッチを入ると、世界貿易センタービルから煙が上がっている中継画像が映し出された。それから午前5時前までテレビに釘付けになり、カジキ釣りは眠くて仕方なかった。6時からアフガニスタン爆撃に至るその後の展開は、皆さんもよくご存じの通りである。

東京オリンピック、ケネディ大統領の暗殺、アポロの月面着陸、大阪万国博覧会、オイルショックのパニック、キャンデーイズの解散、山口百恵の引退、長崎県男女群島で81.5cmのクチジロを釣ったことなど、著者が経験した出来事はほかにもいろいろあるが、中でも阪神淡路大震災と世界貿易センタービルへの自爆テロは、衝撃の大きさと人智の至らなさを点で双璧である。他の出来事に比して、ものごとに対する分別が付くだけの年齢に達してから経験したから印象深いということもあるかもしれないが、事実としての重さや意味深さはやはりこの二つの事件が飛び抜けていると思う。

2003年4月1日は、これら二つの出来事以上の衝撃として、著者の記憶に残る第3の日となるであろう。琵琶湖バスのリリース禁止は、バスアングラとバス業界に対する衝撃の大きさと大震災に匹敵する。こういいう言い方をすると亡くなった方に失礼だと言われるかもしれないが、それを承知で言わせていただくなら、リリース禁止によるアイデンティティーの喪失は、バスアングラにとって震災やテロによる死と同等である。バス業界に対する経済的な被害も同様。

さらに、民主主義のルールを犯してまでもリリース禁止を強行するという為政者による蛮行は、テロリストを生むに至った歴史をまさに目の前で見ているような気がする。自爆テロのような事件が琵琶湖で起こらないことを祈りたい。

## 事件の功罪

Bassingかわら版Editorial (2003/01/24)

地上波各局が全国二ニュースで流し、新聞も一面で報じるとなれば、これは大ニュースだ。ほかでもない、滋賀県漁連会長らによる恐喝未遂事件のことのだが、第一報が出たのがテ



レビは1月22日午後、新聞は同日の夕刊だった。(ページB.C.ホット情報2003/01/22)に関連情報掲載)それに続いて翌23日になっても全国紙の滋賀版や地元京都新聞などは、このときばかりという感じで出てくるわ出てくるわ。県や漁連のいろんな人達のコメントも伝えられていて、そのいずれもが思わず突っ込みを入れたくなってしまふものばかりである。

Kyoto Shimbun News 1月22日「また、滋賀県の浅田博之農政水産部長は『漁業者を代表し、琵琶湖漁業をリードする立場の人だけに、事実なら残念だ。漁業補償は漁業者にとって、正当に要求されてしかるべきものだが、恐喝という事件に用いられて遺憾。多くの漁業者や県民の信頼を回復できるよう、県漁連とも十分に協議していきたい』とコメントした。」

「多くの漁業者や県民の信頼を回復」というのは、官僚のものの考え方がよく表れた、とても面白い表現だ。問題点は二つ。

漁業者と県民がなんでここで一緒にくたにされないといけないのか。読みようによっては「多くの漁業者や県民が、それ以外の人達からの信頼を失った。それを回復できるよう……」と理解されてしまつてはいないか。本当は、多くの漁業者や県民からの漁連に対する信頼を回復できるよう……」と言いたかったのではないかと思つのだが、このコメントを何回読みなおしても、信頼を回復しないといけないのが漁連なのか、あるいは漁業者や県民なのかはつきりとはわからないという悪文の見本。漁連と協議するって言ってるんだから、やっぱり信頼を回復しないといけないのは漁連だろうって、なんでこんなフォロワーを著者がしないといけないんだ!?

この人が言いたかったのは「多くの漁業者や県民からの県漁連に対する信頼を回復できるよ」ように、県漁連とも十分に協議していきたい」ということだったとしても、読んだ人がそのように理解してくれたかどうかはわからない。どっちに取るかは、読んだ人の先入観として漁業者を信頼していたかどうかにかかっているのである。さて、あなたは最初に読んだときにどう理解されただろうか。

この人はつまり、多くの漁業者は漁連に対する信頼を失う側であつて、事件の影響をこうむる側であるということが言いたかっただけのこと。つまり、何よりもまず県の農政水産部長として一般の漁業者を庇護しようとしたわけ、その点は役人の鑑と言つべきか。それ以外に見るべき内容は何もなし空疎なコメントの中で、容疑者が会長を務めた県漁連の構成員である漁業者と県民をひとくりに並べてしまったのがそもそもその間違いである。ところが、「漁業者の信頼を回復……」とだけ言ったら、県民のことを考えてないなんてすぐに言い出す輩が大勢いる。そこで、「県民」を付け足したのだから、日頃考えてもいないことをやるうとするからボロが出てしまったというのが本当のところではないだろうか。

それともう一つ。信頼を回復するっていうのは、元々信頼されてたつてことが前提のはずだが、いったい誰が信頼してたのか。県農政水産部長が本当に信頼してたのだとしたら、アホだ。つて言うか、官僚としては、こう言うしかないということもよくわかる。しかし、それにしても、もうちょっと言い方があつたというもの。人前でものを言うときは、日本語の勉強をしっかりしないとけない。ひょっとしたら、京都新聞が記事にするときにコメントを端折り過ぎたのかも知れない。だとしたら、日本語を勉強しないとけないのは京都新聞の方なのだが……。

asahi.com滋賀1月23日「浅田部長は『県民から疑惑の目を向けられたことに対して、今後、漁業組織全体が県民からの信頼を回復するよう指導していきたい』という。」

だから、信頼なんかされてないってば。それはともかく、22日のコメントとは微妙に表現がかわってきている。前日の発言に対して早くも誰かが問題点を指摘したのか。であれば、改善は素直に認めよう。あるいは、同じ発言の内容が掲載紙でかわってるだけか。だけれどねー。今後、指導していきたい、ってことは今まで実効ある指導はしてなかったということになるんだけど……。あーあ、また一つボロが出ちゃった。こうなったら、あくまでも私は信頼してたで押し通すしかない。今後の発言に注目!!

Kyoto Shinbun News 1月22日「県漁連の北村勇副会長は『寝耳に水。21日に、県内の各漁連の組合長が集まる会議があり、会長も出席していたが、事件に関する話は一切なかった』とし、『まず詳しい状況を把握したい』と話した。また『県漁連という組織として(会長らの逮捕事実のようなことを)やっていたことは断じてない』といい、今後は近々にも緊急の理事会を開き対応策を協議したい、とした。」

本場に「寝耳に水」なら、この人の役回りはオウム真理教の上祐か。組合長が集まる会議で恐喝事件の話なんか出るわけないだろうが。「県漁連という組織としてやっていたことは断じてない、って？、ふーん。

asahi.com滋賀1月23日「県漁連の北村勇副会長は『県漁連としては全く関与していない。これから各組合に対して説明する必要があるだろうが、会長は容疑を否認している。今後の予定は決まっていない。外来魚に関する問題への波及が一番心配だ。漁業者だけでなく県民、

行政が一体となって外来魚対策を進めているときに大問題だ』と戸惑う。」  
22日の県水産課・課長補佐のコメント(ページに掲載)に続いて、外来魚問題への波及を心配する狼狽ぶりがよく出ている。ということは、心配しないとけないようなことが、やっぱりあるわけですね。環境保護団体の皆様に置かれましたは、さぞかし心配なこと……。心中、お察し申しあげます。ついでに國松県知事も。

asahi.com滋賀1月23日「県漁連青年会の戸田直弘会長も『外来魚の再放流を禁止した(条例施行に向けて、漁協全体がまとまっていないとだめな時期に、何を考えているのか。漁協や漁業者全体が疑いの目でみられる』と怒る。」  
だから、前から疑われてたんだって。滋賀県警には4年も前から不当要求対策室が設置されていた。元々疑いの目で見られてたのが、ごく一部沙汰になっただけ。それを県漁連青年会の会長が、本当に知らなかったのか。知らなかったですむ問題でもないけど、もし知らなかったふりしてるんだとしたら、この人、相当の悪党だ。って、今さらこんなこと書いても、何も目新しいことなくて、こっちが笑われるだけか？

Kyoto Shinbun News 1月23日「調べに対し、川森芳一容疑者らは『金は要求していない。誠意を見せろと言っただけ』などと供述している、という。」

この言い回しは、まるで暴力団かその筋のボロ。ああ、そうか、県漁連の会長ということ、補償金交渉のボロの中のボロだったかと納得。その県漁連の上が全国内水面漁業協同組合総連合会で、その親玉が自民党の参議院議員で外来魚駆除の急先鋒で、というようなことをついつい考えてしまったりして……。恐喝未遂事件が滋賀県漁連会長らの個人犯罪であっ

て、組織的事件に波及しないことを心底祈りたい。

Kyoto Shinbun News 1月23日「県琵琶湖レジャー利用適正化条例の4月施行を控え、県は外来魚駆除を担う県漁連に本年度、前年度の4倍の2億1800万円を助成している。この公金支出に『漁獲量の水増しがある』と釣り関係者が指摘し、県に監査請求している。(改行)県水産課は「チェック態勢は万全」と強調してきた。しかし今回の事件で、県の公金支出の信頼性が揺らぎかねない。」

県の公金支出の信頼性が揺らいでいると思った県民がすでにいたから、監査請求なんてことが行われたのではなかったか。漁連や漁協に警察の自宅捜査が入ったことだし、ついでに帳簿とかもチェックしてみては？ 助成金の使われ方って、チェックしたことあるのかね。「チェック態勢は万全」と強調するのは、強調しないといけない理由があるからではないのか。

「今回の事件で、県の公金支出の信頼性が揺らぎかねない」って、何も知らない人が普通に考えれば、恐喝未遂事件と外来魚駆除に対する助成金とは何の関係もないはず。それが今回の事件報道では、どのメディアもそろったように外来魚問題や助成金の方へ話が向かってしまうのはなぜか。そのあたりがこれから出てくるのかどうか、とても楽しみである。

これ以上突っ込み続けたら、あまりにも品がなくなってしまういそぎなので、本題に移そう。今回の事件が外来魚問題にどう影響するのだが、先の監査請求と同じで、何らかの不正があったとしたら、正される方向に進むであろう。つまり、外来魚駆除の漁獲量の水増しが行われているという申し立てが通る通らないに関わらず、監査請求をしたこと自体がそのような不正を防ぐ効果はあったはずだし、助成金を受け取るだけで駆除作業がちゃんと行われていなかったとしたら、今回の事件報道により、それがちゃんと行われるようになることもあるだろう。それはそれでよいことなのだが、その分、外来魚の駆除はきっちり行われることになるから、琵琶湖のバス達にとってはうれしくない事態である。

外来魚駆除のための予算というのはわからないところがあって、漁師が獲った外来魚を買い上げるのに、なぜ1年間の予算を最初に決めることができるのか。最初から漁獲目標値があるのだとしたら、その分を獲ったら漁はおしまい、先に獲った者勝ちなのか。あるいは漁業組合や個人に対する漁獲割り当てがあるのか。そのあたりのことままたく不明というか、何も決めずに適当にやっけるようにしか見えないのだが、それで年間の予算分の外来魚をどうやってきっちり獲ることができるのか、まったく不思議としか言いようがない。あるいは、漁獲目標値を超えた分については補正予算措置が執られるのか。そういうことに關する情報公開はぜひ必要だと思つた。

そうやって獲られた外来魚の中に安い外来魚をませて水増しを図る不正が行われているというのが監査請求の大きな理由であった。その監査請求がきつかけとなり不正が行われなくなったら、水増し分がこれからはすべて外来魚に置きかえられ、予算分の外来魚はきっちり駆除されることになるわけだ。それが本来あるべき姿だと言われればその通りなのだが、さて、今年4月から多くのバスアングラーが琵琶湖でバスを釣らなくなる分と相殺して、どのような結果とあいなるか。國松県知事が「琵琶湖の漁業は生態系と共存している」とうそぶ

いた、その琵琶湖の漁業者がどれぐらい外来魚を獲りつくせるものか。もし外来魚を獲りつくせるんだつたら、モロコヤフナを獲りつくすのむけないはずだから、在来種が減つた原因はやっぱり……と普通に考えてそういう結論になるのだが、そのあたり生態系と共存しているはずの琵琶湖の漁業者はどのようにコントロールしてるのか。いずれにしても外来魚が本当に減るのかどうか大いに気になるのである。

ところが残念なことに、琵琶湖で釣りをしない限りバスが増えるか減ってるかの主観的なチェックさえ不可能。その点がバスアングラーにとつて問題ではある。ならば外来魚が増えるか減ってるかを誰が調べるのか。駆除する側の県や漁業者に雇われた研究者が調べた結果がはたして信頼できるのか。減ってるにしろ増えるにしろ、現在値がわからないものをどうやって評価するのか。在来種への影響は？ 魚以外の生物への影響は？ 今まで、ほとんど何のデータもなかったものをこれからどうやって評価していくのか。そのために十分な研究者はいるのか。予算は組まれているのか。その予算が無駄になる心配はないのか。そういうことをきちんとせずに、とにかく外来魚の駆除だというのは、票のため、お金のため、利権のため、名声のため、自己満足のためと言われても仕方がない。そのことにメディアが気付き始めたから、恐喝未遂事件の報道が外来魚や助成金の問題につながっていくのではないだろうか。

それにしても解せないのは、なぜ今このときに恐喝未遂容疑で逮捕なのかということである。素直に考えれば、証拠が固まつたから逮捕に踏み切つたということなのだが、3月の世界水フォーラム、4月からのリリース禁止条例施行を控え、あまりにも影響が大き過ぎることとは誰にも目にも明らか。それでも、なぜ、今、このタイミングで逮捕しなければならなかったのか。次に、その理由を推測してみよう。

一番妥当な理由として考えられるのは、それだけ重大な事件だということだ。今回の恐喝未遂だけでなく、ほかにもたくさん余罪がありそうだから、逮捕できるときに逮捕して、それからじっくりと追求しよう。そのためには、影響があるのは致し方ない。司直がこのように判断したとすれば、よほどの重大事件だということになる。組織ぐるみ、あるいは行政や議会に追求が及ぶこともありうる。関係者のあわてふためきぶり、そのことをわかつているからか。

逮捕が今より遅かつたらどうなるか。県漁連会長は世界水フォーラムの委員でもあり、もし同フォーラムの直前や会期中に逮捕されるようなことがあつたら、環境先進県として世界に売り出そうとしている滋賀県としては恥さらしいところ。取り返しの付かない事態になる。だから影響の大きさだけなら今逮捕された方がましという考え方もできる。リリース禁止条例はすでに決まつたことだし、今まで通り反対意見は無視して力づくで押し切ればそれでなんとかなる。それよりも世界水フォーラムを乗り切るためには、今逮捕してもらつた方がよかつた。フォーラムの委員は県漁連の副会長か誰かに入れかえて、あとは何事もなかったような顔をしてやり過す所存か。

もっと奥深い理由も考えられる。例えば選挙とリリース禁止条例からんで知事と行政が漁連に借りを作つた。それに乘じて漁連からの要求はエスカレートする一方で歯止めが利かなくなる。例えば外来魚駆除の予算を来年度は10億円付けるだとか。その一方で、いわれの

ない補償金を脅し取るうとした一件だけでなく、駆除のために捕獲した魚の水増しなどが、助成金の不正流用だとか黒い噂が絶えない。このままでは足下をすくわれるとたまりかねたのが知事であったか、はたまた行政であったかは知る由もないが、言うことを聞かすにはどうすればよいかと考えた末、きつーい一撃をお見舞いすることにした。もとより知事や行政が止めることのできない逮捕であれば、令状の執行に異存はない。できるだけ派手にやれということになる。あと残る問題は、いつ逮捕するかという一点だ。

とまあ、フィクションを並べてみたところで見えてきたのは、次のようなことである。もちろん恐喝未遂なんてことがないに越したことはない。しかしながら、それが事実であって、いずれ逮捕されるのであれば、はたしてどのタイミングがよいか。外来魚のリリース禁止が決まって情勢がほぼ落ち着き、4月からの条例施行に向けての準備も始まった。しかも世界水フォーラムまではまだ1カ月余りある。まわりから見れば最悪のタイミングのようだが、もし逮捕を何カ月も先延ばしできないのであれば、今というタイミングはダメージを小さくするためにベストに近いのではないだろうか。

最後は23日の京都新聞に掲載された滋賀県警捜査員のコメントを紹介しておこう。

Kyoto Shinbun News 1月23日「4年前に『不当要求対策室』を設置した捜査二課の捜査員は『対策室の目的は当初、漁業関係者からの不当な補償要求対策だった。事件になるのは水山の一角』と話す。」

事件の根がどれほど深く、またどれほど広範囲に及んでいるかはわからないが、その説明はすでに司直の手にゆだねられた。できることなら、その内容を解明して、琵琶湖にかかった黒い霧を吹き払ってほしいと思う。しかしながら、そう簡単な事件でないことも事実だ。また、バスアングラーが望むような結果にはおいそれとならないとも思う。この事件がきっかけになって、外来魚のリリース禁止が撤回されるなんてこともまずないだろう。ならば何を望むか。事実を知りたいということだ。事実を知った結果、こんな人達のために琵琶湖でバスを釣ることができなくなったのかと悔しさが一段と募ることになるかもしれない。著者はそれでもかまわないと思う。それでも事実を知りたい。誰のためでもなく、自分達の将来のために。

事件の功罪・その2

Bassingかわら版Editorial (03/01/27)

堅田漁港を出た漁船が琵琶湖大橋をくぐり抜けて北湖へ向かう。堅田漁港を出て北東へ変針すると、左手側から大きくエリが張り出している。その先端をかわしてから、大橋が一番高くなった航路の所をくぐろうとすると、進路が大きく蛇行することになる。それを嫌ったのであろう。たいていの漁船はエリの先端をかわしてから、そのまま真っ直ぐ走って大橋の橋脚の間隔が狭くなった所をスピードを落とす素振りもなく通り抜けて行く。

琵琶湖の漁船の多くは、船体が細長くて舳先が鋭く尖った独特の形状をしている。その細長い船体にどんな強力なエンジンを積んでるのか、けっこうなスピードが出る。それが琵琶湖大橋の狭くて見通しの悪い橋脚の間を走り抜けて行くから、近くで見ていると迫力満点。その走りっぷりから察するに、琵琶湖は自分達のもの、釣りをしているボートは漁船をよけ

るのが当然と思っているじゃないだろうか。あるいは、わざと釣りをしている近くを走っているんじゃないかと思ってしまうこともある。こちらがバスボートならそれでも大して恐い感じはないが、カートのパーや小さなローボートなんかだと怖さは何倍にもなる。

バスの駆除とバス釣りの全面禁止を提唱した本の著者が以前、琵琶湖の漁の風景を描写した中に、高速のバスボートが漁船の近くを走り抜けていくシーンがあったが、バス釣りのボートの近くを精悍な白い船体の漁船が高速で走り抜けていくというのは見たことがない。しかしながら、事実は両方のことが琵琶湖で起こっていて、片方はメディアに取り上げられて、片方は取り上げられないのである。

琵琶湖でバスフィッシングをしている最中に近くを走っていく漁船を見て、「すごいスピードやけど、いったいどんなエンジン積んでるねん」と話し合ったことが何度でもある。コアコの沖すくい網の漁船は、コアコの群れを見付けると猛然と黒煙の排気を撒き散らしながらダッシュして行って、船先に装備したブルドーザーのショベルのような網でガバツと群れごとすくってしまふ。そのダッシュはド迫力もので、ビルフィッシュトーナメントのスタート時に轟音とともにダッシュするクルーザーに負けないぐらいだ。

この漁船の大きさと搭載するエンジンの最大馬力を規制したのが、滋賀県の漁業調整規則第49条である。

#### 滋賀県漁業調整規則第49条

次の各号に掲げる漁業には、上甲板下の船体主要部の容積が $10\text{m}^3$ 立方メートルを超える漁船（昭和57年7月18日以前に建造された漁船にあつては、旧簡易船舶積量測定規

程（昭和7年通信省令第12号）の規定に基づく総トン数が5トンを超える漁船）を用してはならない。

- (1) 小型機船底びき網漁業
- (2) あゆ沖すくい網漁業
- (3) えびたつべ漁業

2 前項各号に掲げる漁業には、馬力数が $25\text{kW}$ キロワットを超える漁船を使用してはならない。

（平3規則31・全改、平14規則11・一部改正）

馬力数 $25\text{kW}$ キロワットというのがちよつとややこしくて、旧漁船法の規定によると $35$ 馬力、通常の馬力数にすると何倍にもなって数字に幅が出てくるのだが、控えめにおよそ $150$ 馬力と置いていただければよい。 $150$ 馬力というとバスボートではぜんぜんめずらしくないエンジンサイズだが、漁船の大きさから考えて、しかもディーゼルエンジンであることも考慮すると、それであるスピードをどうやってたら出せるのか、すくい網のダッシュができるのか不思議だった。

その謎が一挙に解けたのであるから、頭の中のわだかまりが一つ取れた思いのバスアングラーは少なくともはず。1月24日にいっせいに報道されたところによると、琵琶湖で操業している約 $600$ 隻の漁船のうち約 $3$ 割が漁業調整規則違反の高馬力エンジンを搭載し、それをあつことかエンジンプレートなどを付けかえるなどしてこまかしていたという。先日の滋賀県漁業協同組合連合会長らによる恐喝未遂事件に続くスキヤンダルである。（ページB.B.C.

ホット情報2003/01/26に關連情報掲載)

こんな事件が続くと、監督する立場の県農政水産部や水産課はたいへんだ。その結果、わけのわからないコメントを連発することになる。そんなのに突っ込みを入れるのは品のないことだと思っただが、ついついやらずにはいられない。

asahi.com 滋賀1月25日朝刊「県では、高馬力のエンジンを搭載する背景について、漁獲量には関係ないものの、漁場に早く到着することや悪天時に安全に帰ることなどがあるとみている。」

高馬力エンジンを載せても漁獲量に関係がないんだったら、漁業調整規則による制限はいったい何なんだ。現状に合わない規則をかえるべき、あるいはそんな規則を守る必要はないと言いたいのか。「漁獲量には関係ない」っていうのは「琵琶湖の漁業は生態系と共存している」という県の立場から出てくる発言なんだろうけど、ことここに至っては嘘バレバレでお笑いではない。このコピーを考えた人には、ブラックユーモア大賞を贈呈したい。

今、面白い言いかえを思い付いた。「琵琶湖の漁連会長は土建業者と共存している」というのはどうだろう。オリジナルに習い、食う、食われるの關係をつまぐ皮肉っていいんじゃないかと、これは自画自賛。

Kyoto Shinbun News 1月24日「県水産課によると(中略)馬力を大きくするのは、漁獲を増やすのと荒天時に対応するためとみている。」

県は「漁獲量には関係ない」と言い、水産課は「漁獲を増やす」ためと言っ。あんたら、どっちやねん!! あるいは、同じコメントが掲載紙の違いで180度反対の意味になってしま

ったのか。ここは言った言わないの議論ではなく、なぜこういうコメントが出てくるのかをよく検証した方がよさそう。

普通に考えれば、大きなエンジンを積めば漁獲量も上がるはず。朝日新聞の記事が間違いでないのなら、「漁獲量には関係ない」と言った人物は嘘つきだということになる。外来魚のリリース禁止に関しても幾多の虚言、妄言の類を目にしているが、なかなかこんなこと抜け抜けと言えるものではない。このコメントの主って、「琵琶湖の漁業は生態系と共存している」っていうコピーを考えたの同一人物じゃないのか。「漁獲量には関係ない」っていう発言と「琵琶湖の漁業は生態系と共存している」というコピーは、國松政権下の滋賀県行政においては見事に共存している。

asahi.com 滋賀1月25日朝刊「県水産課は、担当職員3人で不正を見抜くのは困難だが、検査に問題はあった」と言っ。29日からの立ち入り検査で違法が分かれば、漁船の登録を抹消し、1カ月間の操業停止処分にする。」

担当職員3人で漁業調整規則違反の不正を見抜くのは困難だけど、公金支出に対する「チェック体勢は万全」(8ページ)っていつのは、どう考えても矛盾してると思っただけど、舌の根も湿かないうちによく言っわ。あの県知事あって、この職員ありか。

そんな職員が29日から立ち入り検査するって!? 大丈夫か。これで公金支出の不正チェックなんかますますできなくなるのは間違いない。4月1日ももうすぐだぞ。漁船の立ち入り検査と公金の不正支出のチェック、4月1日からのリリース禁止条例の施行は、水産課職員の仕事としてはたして共存できるのか。

asahi.com滋賀1月25日「県は『県漁連を通じた調査に対し、工学上の馬力と勘違いし、違法だと自ら申告した漁業者もかなりいるのではないか』とみている。」

例えばヤマハ発動機のエンジンカタログを見ると、漁船用のエンジンであるMDシリーズの馬力数には最大出力と連続定格出力、漁船法馬力数の三つの表示がある。著者がキャブテンをしているワイルドキャット(ヤマハUH33)のエンジンは直列6気筒インタークーラーターボのMD580KUH。最大出力は260馬力(3000回転)、連続定格出力は200馬力(2850回転)、漁船法馬力数は60馬力(旧法馬力)。つまり、何を言いたいのかというと、漁船のエンジンの馬力数ってとてまややこしいのだ。

それを勘違いして申告した。例えばヤマハMD202KUHの漁船法馬力数は25馬力だから、それを載せてる漁船なら問題ないのに、最大出力の89馬力っていうのが漁業調整規則に違反すると勘違いして、県漁連の調査に対して自ら申告した。そういう漁業者がかなりいるから、実際に漁業調整規則に違反する高馬力エンジンを積んでる船はそれほど多くはないから、上の記事はそういうことを伝えていたのだが、本稿の解説を読まずに記事だけ見た人は、漁業者が何をどう勘違いしているのか、それで県が何をどう見ているのか、はつきり言っただけでさっぱりわからないのではないかと思う。

著者は上記記事の県のコメントを読んだときに、最初のうちは次のように解釈していた。最大出力で言うところの馬力数と漁船法馬力を間違えて大きなエンジンを載せてしまってる漁業者が、そのことをアメリカ合衆国初代大統領のジョージ・ワシントンみたいに自ら正直に申告したのだから偉いでしょと県が言ったと、そういう意味にだ。ところが、それでは勘

違いの仕方が逆であって、著者が解釈した通りだと最大出力35馬力以下、漁船法馬力数で20馬力そこそこのノンターボエンジンを載せてないといけないことになってしまう。記事が間違ってるのか、あるいは著者の理解の仕方がおかしいのか、さんざん考えながらエンジンのカタログデータなども調べているうちに、記事が訴えたいのは先のようなことかと気付いた次第。それにしても舌足らずで人騒がせな記事である。なんでこんなフオロを著者がしないといけないんだ!? って、また言ってしまった。あるいは、こういうことがもしない。「ローカルメディアは地方行政と共存している」そのお互いの手抜きの一例がこの記事か。

だけど、それにしてもである。一般に最大出力を言うときの馬力数と漁船法馬力にはノンターボエンジンで2〜3倍、ターボチャージャー付きだと4〜6倍もの開きがある。それぐらいの違いがあれば値段だって何倍も違っし、大きさをだって一回りや二回りの違いではない。普通、そんなもん勘違いするか!?

Kyoto Shimbun News 1月24日「県水産課によると、昨年3月、登録申請のあった近江八幡市の新造漁船の検査をした際に、35馬力の届け出にもかかわらず、大型の90馬力のエンジンを積んでいるのを見つけた。彦根市内の造船業者が取り付けたという。これをきっかけに県内の漁業協同組合を通じて漁船を調べた結果、多くの船で偽装の疑いが強まったという。」

漁船法馬力で90馬力って言ったなら、最大出力400馬力ほどにもなる。海で使われている漁船なら40フィートクラス以上に搭載される大きなエンジンだ。それを35馬力と偽って搭載しているのを新造船検査のときに見付けた。そこでほかも調べてみたら多くの船で偽装の疑いが強まったという記事だが、ということとは検査を通っていた漁船が多数あったということに



なる。

例えば50馬力の船外機と100馬力、120馬力の船外機の違いって、誰が見たってわかるはず。漁船の船舶検査は5年に1回。そのときの担当者は何も見てなかったのか。2倍、3倍の出力のエンジンが載ってるのを一目見てわからなかったとしたらド素人だ。それがわからなかった人間や組織に、公金の不正支出のチェックなんかできるわけがない。もっと正確に言うと、チェックする気なんか最初からあるわけがない。なぜそう言えるかというところ、エンジンの出力を何倍もごまかしてる船の検査を通すなんてことは、まったくやる気がなくてまともな検査なんかしてないか、あるいは検査する側も最初からグルでないとできっこないからだ。その証明が次のコメント。

Kyoto Shinbun News 1月24日「同課は、これまでの検査で偽装を見抜けなかった理由について、『エンジンには馬力数を示す機関銘板（表示板）が取り付けられているが、これまでの検査は、届け出の馬力数と表示の照合を行うだけだった』と説明している。」

「届け出の馬力数と表示の照合」はしていた。つまり、検査時にエンジンは見ていた。にもかかわらず、一目見ればわかるはずのエンジンの大きさの違いに気付かず、数字の照合をしただけで検査に合格させていた。ということは、わざと見て見ないふりしてたとしか考えられない。あるいは、もしかしたら本当に見てもわからなかったのかもしれないが、それならなぜそんな人間に検査させたのか。いずれにしても行政の責任は重大である。水産課もそのことをよくわかっているから、漁業者に遠慮して押っ取り刀で1月29日から立ち入り検査を始めるなんて言っているのか。

これを公金の不正支出のチェックに置きかえると、支出した公金が振り込み口座からきれいさっぱりなくなっただけは確かめたが、それ以外のチェックは何もしていない、あるいは帳簿上の金額の足し算引き算が合ってるかどうかは確かめたが、何かあやしいところがあるかどうかは確認しようとしなかったということになる。「水産課は漁業者と共存している」か？

池原ダムは自動車専用道路なのか

Bassingかわら版Editorial (2003/02/01)

琵琶湖で1月29日から漁船の立ち入り検査が始まった。おりから猛烈な寒波がやって来て肌を刺すような強風が吹き荒れる中、まことに「苦労さんなことである。ほかに4月1日からの外来魚のリリース禁止条例施行や3月の駆除釣り大会の準備などで忙しい上に、漁業補償金の恐喝未遂事件もあるというのに……。おっと、失礼。恐喝未遂は県とは関係なかった。ついつい一緒にしたにしまつのは、根っ子のところは一緒にした事件ではないかと強く感じてるからで、それ以外に何か言いたいことがあるわけではない。

前々回、前回と2回続けて、琵琶湖で起きた事件報道の新聞記事を取り上げて深く突っ込んで解説してみた。ここしばらく、琵琶湖で起きた事件を伝える新聞やテレビニュースの報道はけっこうな量が流れたが、それをさらっと流して見ただけではわからない事件の複雑なありさまが少しでもご理解いただけたかと思う。

事件が起こると、いろんな所でいろんな発表が行われ、またいろんな人が意見を述べる。

その中には公式のものもあれば、非公式や個人的なものもある。その中に疑わしい点があれば裏付けを取り、どれが正しくて、どれが正しくないか、その意見はどういう意図で発せられたものかを慎重に吟味した上で、確認できた事実やなるべくたくさんの証拠と照らし合わせて事件の真相に迫っていく。このようにしてできあがっていくのが新聞記事やテレビニュースなのだが、それが事件のすべてを伝えているとは限らない。いや、むしろ、一面だけしか伝えてないことの方が多いのだ。

ということとは、欠落した部分が少なからずあって、それが事件の本質に大して関係なければ問題ないのだが、大いに関係あった場合はどうなるか。新聞社やテレビ局はたいいていの場合、自分達のミスを認めたがらないから、そういう重大な事実を見逃していたような場合でも、後になって「重大な事実発見!!」みたいな伝えられ方をすることが多い。

あるいは、次のようなこともある。事件に関わる多くの人達にはどうでもいいようなことであっても、一部の人達にとつて極めて重大な事実というのがあつた。それを見逃しているか、見逃しているわけではないけど、記事やニュースにするときに、そういう事実はなかなか取り上げられない。証拠や証言が十分でないために、ここまではニュースにできるけど、ここから先は伏せておこうというようなこともある。もちろん紙面スペースや放送時間の関係もあるなら、何から何まで出せるわけではない。

今回、琵琶湖で起きた事件に関しては、バスアングララーがもっと詳しく知りたいと思う情報が十分伝えられなかったのではないだろうか。中央からするとローカルにしか過ぎない琵琶湖で起きた事件であつたために、初期の取材体制が十分でなかったのが、記事やニュースすればどのようなことになるかをシミュレーションしてみた次第である。

ある出来事の真相に迫るには、その出来事に関わる何から何まですべて知っているのが理想であることは間違いない。しかしながら、世の中にはいろんな制約があつて、なかなかそうはいかない。すべてを調べつくそうと思つたら膨大な時間がかかるから、それで記事がものになったとしても、世に出たときにすでに事件が終わつてるかもしれない。小説やノンフィクションを書くならそれでもよいが、新聞記事やテレビニュースのための時間は限られているのである。もちろん予算の問題もある。あるいは間違いない事実であつても、商業誌や民放ではスポンサーの関係で出せないこともある。そういう制約の中で作られているのが記事やニュースなのだということを今回の一件で多少なりともご理解いただけたのではないかと思う。

さて、釣りの世界にもメディアはある。雑誌や新聞、テレビ番組、今ではインターネットで流れる情報も多い。それらが伝える情報にどれくらい信頼が置けるかと言つと、はっきり言つて釣りの世界ではメジャーなメディアでさえ先に書いたような制約が世間一般のメディアよりもはるかに多いのが現状だ。どれくらい制約が多いかという事例は、そのうちご紹介

できる機会があると思うので今回は置いておこう。それよりも問題なのは、そういう制約によって起こる不十分な取材や情報収集、その情報を処理する者の知識や経験の不足、さらにその足を引く張る様々な圧力などが重なった結果、アングラーにどんな不利益がもたらされるかということだ。

その一例をあげよう。奈良県の池原、七色ダムで岸釣りやフローターが禁止になるかもしれないという話がある。著者はその話をしばらく前から聞いていたので、どこかのメディアががんばって取材して、ちゃんと伝えてくれないかと思っていた。ところがその期待に反し、どこも取り上げないどころか、そういう規制をしようとする側に都合のよい方向にばかり話が伝えられてしまっているではないか。

岸釣りやフローターの禁止というのは、池原、七色ダムにおけるボート運用の安全管理を組織立ってきっちりやっていこうという動きの中から出てきた話だ。地元のレンタルボート店、昇降業者、ダムとダム湖の管理主体である電源開発株式会社、村、消防、警察、漁協、森林組合などが一体になってボート運用のルールを作ろうということで話し合いが始まったのだが、いつの間にかそのルールの中に岸釣りやフローターの禁止が盛り込まれる方向で話が進むようになった。事実上すでに決まっているのかもしれないが、まだそれが公表されたとは聞いていない。

なにしろ、こういう現場の当事者だけで行われる話し合いというのは、なかなか情報が出てこなくて、出てきたときには反対しようと思っても手遅れというケースが多い。琵琶湖八木のリリース禁止条例のときと同じだ。まあ、公式には情報が出てきてないわけだから、岸釣りとフローターの禁止はどちらか一方だけでもルールから外される可能性がなくなはないが、今のところそういう話も聞いてないので、やはり禁止されてしまう確率がきわめて高いと思う。

元々、岸釣り禁止というのは事故防止の観点から電源開発が望んでいたことだ。警察や消防は事故がなくなればそれに越したことはない。あえて岸釣りアングラーの立場から反対するとすれば、アングラーと接点のあるボート関係の業者なのだが、まわりに押し切られたのが最初から賛成だったのか、ごく一部を除いて強い反対はなかったようだ。

フローターの禁止は、岸釣りの禁止よりもっと降って湧いたように話が出てきた。電源開発は最初、フローターのことを知らなかった。それがいつの間にか禁止を口にするようになった。どこかの時点で誰かに教え込まれたかのようにだ。関係団体からの反対は特になく、ボート関係の業者も一部が抵抗したのを除いて大部分はフローターの禁止に賛成。その理由は、ボートとフローターの間で事故が起こったときは間違いなくボートの側が加害者になるから、それに巻き込まれるのを恐れてのことだ。

ということだ。池原、七色ダムはこのままでは岸釣りもフローターも禁止の自動車専用道路になってしまふ恐れがある。そのことを決める話し合いに、ここでもまた他の多くの釣り場と同じでアングラーの姿はない。アングラーの代表のような顔をしている人物の姿があるだけである。その人物の影を見ると、長くて太い立派な尻尾が生えてるとか……。日本のバスフィッシングを代表するメディアが、そんな人物の調子こいた話を聞いただけで、アングラーにとつて重大な事実を見逃して記事を載せてていいのかわかるか！

これって、きつと後になって、「重大な事実発見!!」っていう記事が続くんだろうね。気付いたときにはすでに事が終わった後で、手遅れの事後報道で体面だけは繕うなんてことにならなければよいと思うが……。その記事を載せる雑誌が、1カ月前には他のメディアの報道姿勢を問題にする記事を載せていた。この原稿を書くにあたって記事の内容確認をしていた著者が、1カ月前のその記事を見たときには背筋が凍り付くような感じがした。

なお、老婆心ながら付け加えるが、重大な事実というのは岸釣りやフローターの禁止のことだけを言っているのではない。ほかにいろいろあるもので、ぜひがんばって調べて、その結果をどんどん公表していただきたい。アングラーから集める協力金なんか、いったいどうなってるんだろかねえ。もっともらしい円グラフなんか作ってたって、実際には集まったお金のうちごく一部をコイヤフナなどの放流に回してただけだから、そんなの絵に描いた餅に過ぎない。そういうことを続けてると、しまいにアングラーから疑いの目で見られるようになってしまう。それを大きな声で言われないと気付かないようでは情けない限りだが、実際のところ、すでにそれに近い状況になってしまっているのではないだろうか。

釣り関係のメディアの仕事って、ギャラは安いし、時間はないし、各方面との付き合いもあるし、琵琶湖の方でも忙しいし、いろいろと難しいんだよね。問題を徹底追求していったら、商業メディアが触れたくない事実がたくさん出てきて、そのまま沙汰にしたら仕事にならないし、最後のところではなぜかいつもバスフィッシング関係のメディアにとっても強力な壁にぶち当たる。そこをどうかいくぐって少しでもアングラーの役に立つ報道をするかが問題だ。そういう圧力に迎合するばかりで、本当にアングラーのためになる仕事を

しないから、読者の信頼を失なう結果になっている。それがバスフィッシング関係の多くのメディアが抱え込んでしまっている最大の問題点ではないのか。

2003年4月1日もう一つの大問題

Bassingかわら版Editorial (2003/02/09)

2003年4月1日から琵琶湖バスのリリース禁止と並んでも、もう一つの大問題が起こる。バスアングラーにはピンと来ないかもしれないが、釣り業界にとっては、本当はこちらの方がよほど大きな問題かもしれない。改正遊漁船業法が施行されるのである。

遊漁船業法というのは、88年に東京湾で起こった海上自衛隊の潜水艦なしおと大型遊漁船第五富士丸の衝突事故をきっかけに急きょ制定された法律で、「遊漁船業の適正化に関する法律」というのが正式の名称。遊漁船の安全運行のための様々な規則を具体的に明記している。その規則の代表的なものをあげると、遊漁船業者としての届け出と登録、損害賠償保険への加入、乗船名簿の整備、安全講習の受講などだ。

この遊漁船業法が大幅に改正されて今年4月1日から施行されるのだが、その中で特に問題となる点が三つある。まず第一の問題点は、遊漁船の届け出と登録を大幅に制度変更したこと。改正前は都道府県知事に届け出た上で、保険に加入するなど安全基準を満たした遊漁船は全国遊漁船業協会に登録してマル適マークを受けるシステムになっていた。それが改正後は、保険加入などの条件を満たした上で都道府県知事の登録を受けなければならなくなる。つまり、全国遊漁船業協会やマル適マークは、改正遊漁船業法の施行後は有名無実で何の意

味もない存在になってしまつのである。

第二点として、知事に登録した遊漁船業者は新たに遊漁船業務主任者を選任し、案内する漁場での採捕規制を利用客に周知しなければならない。つまり、都道府県の漁業調整規則などで定められた違反漁法をしてはいけないと、遊漁船や磯釣りのお客さんに言わないといけなくなるということだ。

そして第三点として、違反者に対する罰則規定が強化された。無登録営業は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科、事業停止命令違反は1年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金またはこれらの併科など、かなりの厳罰になった。

なぜこのような改正が行われたかと言つと、一番問題だったのは、ちゃんと法律を守つて保険に入り、乗船名簿を整備し、安全講習を受けるなどの条件を満たし、全国遊漁船業協会に登録してた遊漁船が、都道府県によつて差はあるが、全体の10%台から20%台と著しく低い割合だったからだ。これでは、せっかく作った法律の実効がさっぱり上がらない。そこで厳罰主義の改正により、強制的に登録させよつたことになったわけだが、なぜそのようなことになってしまったのかを次に解説しよう。

改正前の法律通り全国遊漁船業協会に登録してマル適マークを受けるには、まず最低条件として保険に加入しなければならない。この保険に入らうと思つたら、漁業協同組合に入るか、釣船業共同組合に入らないといけない。マル適マークを受けるための全国遊漁船業協会への登録は、漁協が釣船業共同組合を通して申請することになっている。つまり、改正前の法律に従つて遊漁船登録をしてマル適マークを受けた場合、保険と申請を担当するのが漁協

と釣船業共同組合、登録とマル適マークの発行、安全講習を担当するのが全国遊漁船業協会という役割分担になってたわけだ。それ以外に、全国遊漁船業協会が認める団体に加入し、その団体を通して申請できるという規定にはあるが、こんな方法で登録してるケースはまずないので無視してよからう。

この登録には手間暇がかかるしお金もかかる。さらには、遊漁船を開業したいと思つても、誰でも登録できるものではない。様々な参入障壁を設けて敷居の高いものにしてている。そうすることで遊漁船登録に関する権益を全国遊漁船業協会と釣船業共同組合、漁協が独占してたわけだ。その結果、どういつことになったかと言つと、面倒でお金のかかる登録なんかしたくないという業者が続出し、登録率が異常に低いという事態を招いてしまった。そんな実効の上がない利権団体に過ぎない全国遊漁船業協会にはこの際退場してもらつて、都道府県知事の登録に切りかえたのが改正遊漁船業法の重要ポイントの一つである。この改正に伴つて、釣船業共同組合は各県単位で再編成されつつある。登録が都道府県レベルで行われるのだから、これは当然のことだ。

次に、もう一つの大きなポイントである遊漁船業務主任者の選任と採捕規制の周知について。これは、船長が1人で営業してる普通の遊漁船を例にあげると、遊漁船業務主任者は船長が兼ねるのが普通だ。ちゃんと安全講習を受ければ法律上はそれでよいのだが、問題は採捕規制の周知の部分である。ここで各都道府県の漁業調整規則が注目を集めることになる。海釣りの盛んな多くの府県では非漁民(遊漁者)のマキエサ釣りを漁業調整規則で禁止しているから、船長はお客さんにマキエサ釣りをしてはいけないと指導しなくてはならなくなる

のだ。近畿では和歌山、兵庫、京都がこの項目に該当するのだが、遊漁船業者にとつてこれは死活問題である。船釣りの大部分はマキエサを使う。磯釣りも、防波堤釣りも、イカダ釣りも多くはマキエサを使っている。漁業調整規則では禁止されていても、今までずっとマキエサを使って釣ってきたのだ。マキエサを使うから簡単に魚が釣れるのであり、大勢のお客さんが釣りに来てくれるのは、そういう誰でもよく釣れる簡単な釣りができるからだ。今さらそれを禁止だというのは、遊漁船や渡船を廃業しろと言ってるに等しい。従わなければ懲役か罰金だから、大問題になるのは当然である。

今回の改正遊漁船業法の施行にあたり、このマキエサ釣り禁止の規則を見なおすようにという通達が水産庁から出された。戦後間もなく決められたまま改正されず、誰も守らなかつた法律を今になって改正しようとするのは、いかにも泥縄と言っほかないが、これには事情があると思う。漁業調整規則というのは漁業調整委員会が審議し制定している。そのメンバーは漁業者の代表や学識経験者などが中心で、アングラーの代表も含まれているが圧倒的少数ではない。学識経験者はもとより漁業者などの利権の代弁者ではない。そのような委員会で遊漁者のマキエサ釣りを認めるといふような改正は、よほどの事情がない限り不可能。そこで、改正遊漁船業法が施行されて、このままでは遊漁船業者がたいへん困るといふ事情を逆手に取って見なおしをさせることにした。遊漁船業者には漁師も多く含まれているから、漁業者も一概に反対できない。そういう状況で、以前からの懸案であった遊漁者のマキエサ釣りを認めさせる方向に持つていこうとではいか。実はこれは水産庁が最初から用意してたシナリオ通りで、改正遊漁船業法が施行されたらマキエサ釣りができなくなつて

遊漁船業者が困るといふ騒ぎも、水産庁は最初から計画に織り込みずみだったのではないかと著者は思ったのが、はたして真相はどうなのであろうか。いずれにしても、そんな法律を今までほつたらかしにしてたといふ漁業調整規則の問題点があぶり出されたといふことは明記しておくなくてはならないだろう。

今までなら、遊漁船業法という法律はあつても、適当にごまかしてやってればよかった。それが改正後は、無登録で営業しているのが見付かつたら3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金なんてことになる。嫌でも登録しないとイケないとなると、例えば漁師のついでに年間に何回かお客さんに乗せて釣りに出た漁船などは、わざわざお金使つて登録したつて、それに見合うだけの収入はないから、これからは遊漁船はやめて漁に専念しようといふことになる。そういう船がけつこう多いので、休日には別船を手配してお客さんをさばっていた船宿などは、営業に支障が出るのが考えられる。

海釣りだけではない。琵琶湖や霞ヶ浦、北浦のバスフィッシングガイドも遊漁船業法が指定する遊漁船に該当する。水産庁の指導により各都道府県がホームページなどに掲載しているガイドラインによると、遊漁船とは海面と指定された湖沼で、船舶により利用客を漁場に案内し釣りなどの方法で利用客に水産動植物を採捕させる事業であり、いわゆる釣船、磯渡し、潮干狩り渡し、いかだ渡し、カセ釣りのほか、最近流行しているシーバス釣りチャーターボート、観光定置網、指定された湖沼でのバスフィッシングガイド等が該当するとなつている。指定された湖沼とはサロマ湖、風運湖、温根沼、厚岸湖、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海の10水域。わざわざシーバス釣りのチャーターボートやバス

フィッシングガイドという文言を入れている点は、水産庁がこういう釣りを明らかに意識しているという意味で注目する必要があるだろう。

滋賀県の広報誌である滋賀ブラスワン1月号に、「遊漁船業の適正化に関する法律」改正説明会開催のご案内」というタイトルで次のような記事が載っていた。

「平成15年4月1日から、施行される『遊漁船業の適正化に関する法律』の説明会を下記の日程で開催します。開催日時 2月20日(木)午前9時30分～11時30分 場所 県庁大津合同庁舎7B会議室 お申込・お問合せは下記まで 水産課 TEL077-528-3872 FAX528-4885」

バスフィッシングのガイドを対象に遊漁船業法の説明会を2月20日に開催するというお知らせである。遊漁船業法に従う限り、4月1日以降、琵琶湖と霞ヶ浦、北浦、外浪逆浦では遊漁船登録をしないとガイドができない。もし登録しないでガイドしてるのが見付かったら、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金である。おそらくこれで、アルバイトでやってる自称ガイドなどは一掃されるだろう。あるいは、遊漁船登録がいない池原、七色ダムなどへいつせいに移動するなんてことが起こるかもしれない。

著者が以前、「フィッシングガイドはレジャーでバスを釣ってるわけではなく、その点を突破口にすればリリースが認められる可能性がある」と書いたのは、この改正遊漁船業法の施行を踏まえてのことである。フィッシングガイドが遊漁船業法で指定された遊漁船業なのであれば、業としてバスを釣ってるガイドはレジャーではないから、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の「琵琶湖におけるレジャー活動として魚類を採捕する者

は、ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類を採捕したときは、これを琵琶湖に放流してはならない。」という規定の対象にはならない。つまり、ちゃんと法律に従って遊漁船登録したフィッシングガイドは、バスをリリースしてもよいのである。

それならトーナメントは全員が遊漁船登録してトーナメントに参加してはどうか。琵琶湖で釣ったバスをリリースしたい人は、全員が遊漁船登録すればよい。どうしても岸から釣りたければボートを岸に着けて釣るか、あるいはボートでどこかの岸に渡って釣ればよい。磯釣りの渡船は遊漁船なのだから、渡船の船長がお客さんを案内して岸に上がって釣りをすれば、これはフィッシングガイドだという理屈が成り立つはずである。

それにしても気になるのは、滋賀県釣船業共同組合がどうなるのかということだ。釣船業共同組合というのは、元々漁協と手を取り合って遊漁船の保険を独占的に取り仕切る利権団体だったはず。それが滋賀県ではどうなるかというのは、ちょっとした見ものである。

それと、もう一点。遊漁船業法はカセ釣りも遊漁船業だと定めている。ということは、レンタルボートを引っ張って行ってモロコ釣りのポイントまで案内するのも当然、遊漁船業だということになる。あれは、どう考えてもカセ釣りの一種だと思っただが、それならバスフィッシングのレンタルボートを引っ張って行ってポイントまで案内するのも、やはり遊漁船業になるのか。そのあたり、フィッシングガイドの件と合わせて滋賀県水産課はどう判断するのだろうか。

恒例のフィッシングショーOSAKAが2月14、16日に開催された。

大阪でフィッシングショーが始まったのは1954年のこと。当時は大阪釣り用品見本市という名称で、難波にあった大阪府立体育館で開催されていた。小学生だった著者が釣りの好きの叔父に連れられて初めて見に行ったのが第2回で、それから今年までたった1回欠かしただけである。つまり、第1回と、途中でもう1回抜けただけで、残りの38回はすべて見に行っているから、相場のフィッシングショーおたくだと言われても否定はしない。正直な話、著者はフィッシングショーが大好きである。ただし、その見方は大いにかわったが、それについては後述しよう。

最初の頃のフィッシングショーは大人も子供も入場無料。カタログや試供品もただでもらえたから、袋一杯集めて重いめをして家へ持って帰って、後でゆっくり目を通すのが子供にとってはたいへんな楽しみだった。それが会場を港区朝潮橋の国際見本市会場に移して数回たった頃から入場料を取るようになり、カタログも大きなメーカーは足並みをそろえるように有料になった。さらに会場を南港のインテックス大阪に移し、名称をフィッシングショーOSAKAにかえて今日に至っている。

名称をかえた理由は、最初の頃は業者相手の見本市の色合いが濃かったのが、回を重ねるにつれて一般の入場者がどんどん増え、途中からはそちらの方がメインになってしまった。そんな実状に合わせて、しかも入場料まで取って一般消費者を相手に見せるショーをやった

のだからと、年に1回のフィッシングタックルショーにふさわしい今風の名前にかえたわけだ。

もう一つのフィッシングショーの大きな転機は、80年台末から90年台にかけてのバスフィッシングブームとともにやってきた。それ以前はメーカーのインストラクターやモニターとして普通に参加してた有名バスプロが、ファンの急造とともに大勢からサインや写真撮影を求められるようになり、セミナーに駆り出されて大群衆を前に話をするようになったのだ。

その頃、著者は下野正希プロに依頼して、1日に何人サインしたか数えてもらったことがある。その答は確か200人台だったと記憶しているが、それでもずいぶんな人数だと思っただ。ところが、その翌年に同じ依頼をしたときには、とても数えられなくなってしまっていた。これが、まだブームが爆発する前の話で、それから数年のうちに空前のバスフィッシングブームとともにフィッシングショーの入場者が爆発的に増え、有名バスプロは一躍時の人になった。

その後の経緯は皆さんもよくご存じの通りである。朝早くから会場前に長い行列ができ、駐車場へ入るのは大渋滞。開場とともに人気メーカーのブース目指してファンが駆けだし、カタログ売り場は人波が途切れず、ブース内は身動きが取れないほどになり、通路さえ入てあふれかえった。有名バスプロは契約各社のセミナーやサイン会などに追われまくった。この時点でフィッシングタックルショーは、本当の意味でのフィッシングショーにかわったのだ。

フィッシングショーOSAKAは今回が第40回。その記念として小中学生が入場無料になっ



た。ところが、それにもかかわらず今年の会場には子供の姿がとても少なかった。ちょっと前なら場内をグルーブで駆け回っていた中学生や高校生の姿がうんと少なくなっていたのである。これはバスフィッシングブームの退潮とともに新規に釣りを始める子供が激減しているからのようで、入場者の年齢がそのまま全体に押し上がっているように見えたのは皮肉なことだ。

それともう一つの変化は、サインや写真撮影を求めて回るようなファン層が減ったことだ。特定メーカーの帽子やジャケットを身に着けてる人も、つい1、2年前にくらべて激減している。こういう人達が来なくなったのが、あるいは会場へは来ていても同じことをしなくなっただけなのかはわからないが、あきらかにフィッシングショーに来ていてる人に変化が見て取れる。その意味では、若年層の減少とともに、フィッシングショーが新たな転機にさしかかっているのかもしれない。

そんなフィッシングショーを40年近くに渡って見続けてきた著者は、最初の頃は一般のファンとして見るだけの立場だった。それが釣り関係の出版社に入ってからは取材する立場になり、一時はメーカーにも関わり、数年間はサインや写真撮影を求められたりもした。今は取材半分、一般の見学者半分の立場に戻り、去年と今年はずわざと業者日を避けて一般公開の土日に行くようにした。その理由は、ショーに展示される物を見るよりも、ショーを見に来てる人や、そんな人達に見られてるブースやメーカーの人達の様子を見てる方が、よほど面白いからである。

取材者にとって、フィッシングショーというのは、ネタの宝庫である。いろんな人に会えるし、いろんなことを見ることが出来る。そんなショーの業者日だけ見て帰って、一般のファンがやってくる土日に見えない取材者の気が知れない。これって、誰にでもわかる室の山が目の前にあるのに、気付かないで素通りしてるようなものだ。

例えば、アユ釣りの事情に詳しい人物に聞いた話。アユ釣りのために放流した琵琶湖産のコアユが冷水病で大量死する現象があちこちの川で起こっている。しかもそれが何年も続いたものだから、これは放置できない各河川漁協の死活問題だということだ。放流を人工産や海産などの小アユに切りかえるようになった。その結果、琵琶湖産のコアユが以前ほど売れなくなったというのだ。琵琶湖の漁業者が外来魚の駆除に力を入れるようになり、そのため補助金が年を追うごとに増額されてるのは、コアユが売れなくなったのをカバーするためではないのか。その話を聞いて、何人かのアユ釣り師に聞いたら、ほぼ全員が同じ意見だった。

著者は何年も前から、川にバスが増えた大きな原因は琵琶湖のコアユの放流にまじって広がったのではないかと思っていた。しかしながら、それを声を大にして言ったらアユ釣りに影響が出るのではないかと考えずにはいらなかった。ところが今回のフィッシングショーで意見を求めた多くのアユ釣り師は、「心配するほどの影響はない。どんどん言っべきだ」と明言した。中には、「琵琶湖のコアユを放流してくれない方が私達もうれしい」とまで言うアユ釣り師もいた。こういう意見をその場で聞いて回るのに、フィッシングショーというのは願ってもない場なのである。

例えばメーカー同士の力関係について、ファンの反応を見ようと思えば一般公開日に見る

しかない。朝一番からやって来る人達はどのメーカーのブースに集まるか。ゆっくりとお昼頃にやってくる人達はどうか。終わり近くまで帰らずに残ってる人はどのブースに多いか。その人達の服装は？ 年齢層は？ そういうことを見ようと思ったら、1日に何回も会場を回らないといけない。だから著者は、1日中、マグロのようにショー会場を周回し続けるのである。

そんな大勢のアングララーが集まるフィッシングショーであるにも関わらず、発表される新製品は雑誌などですでに紹介されているから、見るべきものは何も無いなどわかった風なことを言う。そういう声がメディア関係者に多いのは残念な限りである。そう言えば、今年のフィッシングショーOSAKAの一般公開日は、例年以上にメディア関係者の姿が少なかった。彼らの視野にあるのは有名アングララーや人気メーカーだけで、一般アングララーの立ち居振る舞いに目を向けるなんてことは、きつくないだろうか。

### 琵琶湖の遊漁船登録の行方

Bassingかわら版Editorial(2003/02/27)

琵琶湖バスのリリース禁止まで残すところあと一カ月。2002年6月に滋賀県が「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の要綱案を発表してからこれまで、リリース禁止をどう受け止めるかについて様々な提案や問題提起が行われてきた。Bassingかわら版でも様々な情報や提案をお伝えしてきたが、このまま考え続けていても何も解決しないことはあきらかである。これからは、実際にリリース禁止を迎えるにあたって何らかのアクションを起こさないといけない。そこで今回から数回に渡って、琵琶湖とその周辺ですでに始まっているバスアングララーの動きについてお伝えする。

滋賀県が琵琶湖のバスフィッシングガイドを対象に2月20日に開催した遊漁船登録に関する説明会には、約200人もバスアングララーが集まった。その中には、実際にガイドをやっているアングララーもいれば、そうではないアングララーもいた。最大の注目点は、遊漁船登録をした場合にリリース禁止がどうなるかということだ。

その結論は、遊漁船登録したアングララーは国から正式に認められた業としてバスを釣っているのであるから、レジャーとして釣り上げた外来魚のリリースを禁止する条例の適用対象にはならない。ガイド以外のときも、プライベートやトーナメント、取材などの目的に関わらず、この解釈は有効である。ガイドのための練習や下調べと、それ以外の釣りを線引きして区別することは不可能だから、遊漁船登録さえしてしまえば琵琶湖で釣ったバスをリリースするのは常時合法となる。ついでに言うと、2サイクルエンジンの規制対象にもならない。これはバスアングララーが遊漁船業法を勝手に解釈して言ってるのではない。滋賀県の遊漁船登録を担当する水産課の解釈であり、説明会のときに出された質問に対して、このような説明があった。

説明会の内容に従い、すでに遊漁船登録に動きだしたアングララーが多数いる。登録の手順は、まず改正前の旧遊漁船業法に従った遊漁船業の届け出を滋賀県知事に対して行い、4月1日に改正遊漁船業法が施行されてから正式の登録を行うことになる。正式の登録には6カ月の猶予期間があって、3月末までに届け出をすませた遊漁船については、その間に正式登

録をすませればよい。登録に必要なのは、乗客1人あたり300万円以上の補償金額を満たす保険への加入や10日間毎日5時間の実務経験の証明、安全講習の受講証明などだが、これらを実際にどうすればよいか水産課に問い合わせても、今のところ明確な回答は得られない。おそらく現時点では水産課もどう対応したのか決めかねているのである。なぜなら、滋賀県の水産課にそんなことやった経験なんかあるわけないし、頼みの水産庁からの指示もまだ来てないからである。

そこで、とりあえず旧遊漁船業法の規定に従った届け出をさせておいて、実際の登録手続きについてはこれから準備を整えていこうとしているところではないのか。だから、正式登録について何をどうすればよいのかと突っ込んだ質問しても何も答が返ってこない。水産課にすれば、決まっていけないものは答えようがないというのが本当のところであろう。その決まっていけないことに先回りして、実務経験や安全講習のからみで、早くも利権を確保しようという動きが垣間見える。琵琶湖の船舶関係の利権に強い人物や業者の動きには、十分な注意をしないといけないようだ。

法解釈上は、遊漁船登録さえしていればガイド業は赤字でもかまわない。誰もお客さんが来てくれなくてもガイドはガイド。世の中に赤字の会社はいくらでもあるのと同じである。その点を出して、ガイド以外のいろんな目的で遊漁船登録をしようとするバスアングラーが大勢出てきそう。中には、いっそのことマリーナの会員全員が遊漁船登録してはどうか、そのためにまず小人数で遊漁船登録して様子を見てはどうかという意見もある。すでに数軒のマリーナや数人のガイドが正式の手続きを開始していて、それが進めば、どんな書類をそろえてどんな手続きが必要かということが明らかになってくるだろう。遊漁船登録に興味があるアングラーの間で、そのような情報交換が始まったところである。

ここで一つ大きな問題が浮上してくる。同じ琵琶湖でバスフィッシングをしているのに、遊漁船登録したアングラーがバスをリリースするのは合法、そうでないアングラーのリリースは違法行為になるという矛盾だ。これは言い換えれば、ガイドに使える大きなボートを所有していて、しかも遊漁船登録に必要な費用や手間暇をかけられるアングラーならリリースしてもよくて、2サイクルエンジンの使用もオーケー。その登録にあたって、本当にフィッシングガイドをしているかどうかは問題にならない。リリース禁止条例と改正遊漁船業法の二つが、4月1日から同時に施行される結果、同じバスアングラーの中で差別が生じてしまうのである。

なぜこのようなことになるかと言うと、琵琶湖でレジャー活動する者だけを対象に外来魚のリリースや2サイクルエンジンの使用などを禁止しようとする条例が、元々矛盾だらけだからだ。琵琶湖の水質保全のために2サイクルエンジンを規制しようというのなら、なぜ漁業者もその対象に含めないのか。漁業者は別の条例で猶予期間を10年ぐらいに長くしてもよい。本当に環境のためを考えるなら、そうするのがバランスというものである。滋賀県は、そんなごく簡単に疑問にさえ有効な回答を示せないでいる。バスのリリース禁止にしても同様だ。そういう矛盾だらけの条例の最大の問題点が、たまたま同じ日に改正遊漁船業法が施行されることによって明らかになってしまったのである。

そんな条例を制定した滋賀県知事が、遊漁船業法では登録を受け付ける立場にあるといっ

これほど皮肉なことめつたにない。まさか知事本人が遊漁船登録証の判子を押すようなこととはないと思うのだが、できることなら皆でその場へ出かけて行って、目の前で判子を押し、直々証書を手渡してもらいたいくらいである。

これは法解釈の問題だから、遊漁船登録したアングラーが4月1日以降に琵琶湖で釣ったバスをリリースするのはあくまで合法である。その点に關しては文句の付けようがない。例えば岸釣りアングラーが、それは不公平でおかしいと思うのなら、そんなことを決めた条例が間違っているのだから、国民の法の下での平等を定めた日本国憲法第14条に違反しているとして違憲訴訟を起こし条例の差し止めを請求するのがもつとも効果的かもしれない。遊漁船登録したアングラーがガイド以外るときにリリースするのは条例違反だと思つたのなら、水産課の解釈が間違っていると訴えることもできるだろう。そのような訴訟で勝つか、あるいは世論に訴えて条例を改正させない限り不公平は解消しない。たとえどんな大きな矛盾を含んだ法律や条例であっても、日本という法治国家においては、それがいつたん成立して施行されてしまえば、不公平が生じようとしてしまうと決まりは決まりである。これを近來まれに見る悪法と言わないで、何を悪法と言つたろうか。

一般のアングラーにも何か同様の有効な突破口はないかと思つのだが、大勢のアングラーと一緒に知恵を出し合つても、なかなか簡単には見付からない。当分の間か、あるいは永久にはわからないが、琵琶湖のバスアングラーの間で不公平な状態が続くのは間違いないなさそうである。ならば、この状況をどう捉えるかだが、たとえ不公平ではあつても、合法的にリリースを許された一部のバスアングラーが琵琶湖に残るのなら、それは琵琶湖のバス

フィッシングを残していくために有効だと著者は考える。琵琶湖のバスフィッシングがすべて駆除につながるか、あるいはリリースを望むアングラーが誰も釣りをしないよりは、たとえ法律の不備の結果であつたとしても、リリースできるアングラーが少しでも残つた方がよほどましではないだろうか。

その先どうなるかは、遊漁船登録してリリースが許されることになつたアングラーの態度にかかっている。今までガイドしてきた実績のあるアングラーが法律に従い遊漁船登録して、お客さんに乗せて釣りをしているときに釣つたバスをリリースすることも納得できないアングラーはそれほど多くないだろう。それ以外の、自分が釣りをするのが目的で遊漁船登録するアングラーをどう評価するかだが、それが合法的であれば文句を言う筋合いのことではない。あくまで一般のアングラーがどう評価するかだ。

遊漁船登録のおかげで琵琶湖で釣ったバスを自分はリリースできるようになつたから、それでよしとして、あとのことはどうでもよいというのは言語道断である。もし有名アングラーがそのような態度に出たら、これは一般のアングラーに対する裏切り行為に等しい。琵琶湖のバスアングラーの代表として遊漁船登録し、琵琶湖のバスをリリースしながら釣り続けることができているのは誰のおかげか。バスをリリースできなくなつた大勢の一般アングラーのおかげにほかならない。そのことが理解できているのであれば、琵琶湖でバスフィッシングを続けると同時に、一般のアングラーのリリースもいつかは認められるように、一般のアングラー以上の努力をし続けることが必須である。それをしないのであれば、これはアングラーが少なくなつた琵琶湖の美しいところだけ持っていて、ほかのアングラーのこと

は何も考えてないということの証明だから、それなりの対処をするしかない」と著者は思っただが、はたして琵琶湖のバスアングラーにそんな評価能力や実行能力があるのだろうか。

琵琶湖のバスターナメントはどうなるか

Bassingかわら版Editorial(2003/02/28)

とあるマリーナのスタッフが、4月1日以降もバスフィッシングを続けるにあたって、マリーナの棧橋に隣接してイケスを設置し、お客さんが釣ってきたバスやブルーギルを一時キープすることを考えた。その処理についてリリース禁止条例の運用を担当する滋賀県環境政策課に問い合わせたところ、現時点では回収などの個別の要望には応じられないと言っ。それなら、集まった外来魚の処分はどうすればよいかとの重ねての質問に対し、「おまかせします」との返事だった。これは実際にそういう問い合わせをした人物から聞いた話だ。

「おまかせします」とは、いかにもお役人的な回答である。県としては、そういう要望に對する準備はまだできてないし、対応するつもりもないとも決まっていな。だから、こうしてくださいと具体的に答えることができない。どうなるか何の見通しもないものを「対応が決まるまでしばらくお待ちください」とは、担当者としても言えない。しばらく待たされたあげく、結局は何もしてくれなかったということになる可能性も大いにあるからだ。

ならば問い合わせを受けた担当者としては、「おまかせします」と言っしかたない。イケスからすくい取った魚を琵琶湖の各所に設置された回収ボックスの所までわざわざ持っ行って入れるか、どこかに穴を掘っ埋めるか、闇にまぎれて捨てるか、あるいは誰にも見られ

ないようにイケスから逃がすか、ここまですると条例違反だが、とにかく処置は「おまかせします」なのである。バスアングラーが釣った外来魚を県に引き取っほしいと言ってるのに、今なおこの対応では、県は外来魚の駆除をどこまで本気でやる気があるのかと思っしま。漁業者に何億円もの駆除予算を与える口実作りのために、琵琶湖の環境保全という錦の御旗を振りかざし、その一環としてリリース禁止を決めたと言われても仕方がない。

そういうバスアングラーの側からの要望や提案は体よく無視する一方で、メディアや一般市民向けのパフォーマンス的な事業計画は着々と進んでいるようである。県は4月から外来魚の回収と処理を障害者共同作業所に委託することを決め、それと同時に、外来魚を県の外郭団体が発行する商品券と引き換える実験事業も始める計画だそ。た。

外来魚を処理するのは、社会福祉法人が琵琶湖東岸に新設する共同作業所で、障害者を5人ほど雇用し、県が設置する回収ボックスやイケスから回収した外来魚を堆肥化し、当面は作業所周辺の農地で肥料として活用する。外来魚と商品券の交換は、レンタルポト店や漁協など数力所に引き換え所を設置し、県の外郭団体に業務委託して発行された引換券と交換する。外来魚1kgを200円相当の引換券1枚と交換し、県内約20力所の協力店などで利用できるようにする。引き換え所に持ち込まれた外来魚の回収は、共同作業所に依頼する予定だ。

こうなっけると、琵琶湖の外来魚駆除がますます公共事業の様相を帯びてきた。「社会福祉法人が新設する共同作業所」「県の外郭団体に業務委託」などなど、いよいよ正体が見えてきたという感じだ。これっ、天下り法人を新設したり、予算を増やすという話ではないのか。こういう話はトントン拍子で進むのに、マリーナがイケスを作って外来魚を集める

から、それを引き取りに来てほしいと要望しても、木で鼻をくくったような返事しか帰ってこない。それが滋賀県がやってくるこの実態である。

共同作業所に雇用された5人が外来魚を堆肥化し、作業所周辺の農地で肥料として活用したところで、年間何100トンと漁獲される外来魚のうちどれぐらいが処理できるのか。手間暇かけて発行した引換券を外來魚と交換するなんて無駄なこととするよりも、規模の大きなトーナメントではバスを駆除するかわりに一般のアングラーのリリースは認めるといって琵琶湖バス釣り人協議会の提案を受け入れた方がよほどよかったのではないかと。今さらこんな茶番が出てくるとは、滋賀県もよほど知恵がなく困っておられるらしい。とりあえず反対意見をかわすためにメディア向け、一般市民向けに何かしらないといけないうい意図がまる見えで、笑い話にもならないとはこのことである。

マリーナがイクスを作って外来魚をキープしようというのは、それでなんとかバスフィッシングを続けられないか、そのマリーナで開催しているプライベートトーナメントを続けられないかと思案してのことである。魚の処分をどうするかはさておき、なんとかしてバスフィッシングを続けよう、トーナメントを続けようと考えたときに、今まで通り釣れるだけ釣るといやり方は改めるにしても、最低限釣ってしまったバスやブルーギルは条例に従う限りリリースできない。それなら持ち帰ってイクスにキープし、それをなんとかできる方法はないかということで滋賀県に問い合わせた。その結果は、今のところ県では何の対応もできないという返事で、県に処理してもらおうという選択肢はなくなった。いつかは対応してくれるようになるかもしれないし、そのための準備はすでに始まっているかもしれないのだが、

今は県に何かを期待するのは無理なようである。

それならどうするか。キープした魚をどこか別の場所へ運んで放流するという方法が考えられる。それには、外来魚の県外への持ち出し許可が必要。その許可を出すのは滋賀県知事。もちろん、受け入れ側が外来魚を放流しても問題ない水域であることが必須条件である。例えばバスの漁業権が認められた山梨県の河口湖や山中湖、神奈川県芦ノ湖への放流を前提に琵琶湖で釣ったバスを運び出すことは、滋賀県知事の持ち出し許可を得れば可能だ。受け入れ先がブルーギルも引き取ってくれるかどうかはわからない。バスは移して、ブルーギルは処分することになるかもしれない。

この方法の最大の問題点として、外来魚駆除派の権化である県知事が持ち出し許可なんか絶対に出さないだろうと、ほんの少し前まで言われていた。そんな情勢が、リリース禁止に對するバスアングラーからの猛烈な反対や、各種団体による訴えかけによってかわりつつあるのではないかという見方がある。ある事情通は、リリース禁止で大きな影響を受ける業者が多数存在することは知事や行政もよくわかっているから、条件さえ整えば許可は出るのでないかと言つ。それなら、バスの運び出しを前提とすれば、トーナメントの開催が可能になる。プライベートの釣りも、マリーナやレンタルポイント店のイクスに魚をキープしておいて、まとまった時点で運び出す方法を取ることができる。やってみる価値はあるし、十分現実的な方法かもしれないのである。

ただし、これは琵琶湖という水域だけを考えれば、バスを駆除するのも、ほかへ運び出すのも、バスが減るといふ結果だけを見れば同じことである。いずれ琵琶湖でバスの放流が認

められたときに、持ち出した先から帰してもらおうというような約束事があれば、アングラーの気持ちの問題として殺したか殺さなかったかというだけで、琵琶湖のバスが減ることにわりはない。その点をどうクリアするかが問題だ。

リリース禁止の琵琶湖でバスフィッシングを残すためにやっていると言うのであれば、例えばトーナメントなら、今までと同じ頻度、同じ人数で大々的に開催して、釣れるだけ釣つてくるというのはいかがなものだろうか。リリースを禁止された一般アングラーの心情として、とても認められることではないと思う。これでは単にお金儲けや利権のためであって、バスの運び出しは体面を繕うためのまやかしと言われても仕方がない。

ならば、どんな方法を取るのが適切か。例えば、釣つたバスをリリースしても2割は死ぬというような確かなデータがあるのなら、その範囲内で今までの2割だけしか釣らないようにトーナメントの規模や回数、ルールなどを調整し、そのことをちゃんと説明してデータも公表する。または、釣ってくるバスの量が8割に相当するトーナメントをやめて、残り2割に相当するトップアングラーのトーナメントだけを残す。そんなやり方なら、一般のアングラーからも、ある程度は認められるのではなからうか。

そういう工夫を何もしないで、ただ今まで通りトーナメントを開催する。そのときに釣れたバスは、持ち出すか駆除するというのでは、あまりにも知恵がなさ過ぎる。リリース禁止後のトーナメント開催に関して様々な情報が流れ始めているが、リリース禁止の実状に合わせたトーナメントルールなど最小限のことが発表されているに過ぎない。開催者はとりあえずリリース禁止以降しばらくの間は様子を見て、実際に開催するときにどんな方法を取るの

がよいか見極めようとしているところだろう。持ち出し許可のことなど、まだ蓋を開けてみないとわからない要素が多いのだから、あわてて決める必要はない。注意深く様子を見続けながら、できるだけ多くの知恵を結集することが必要である。

参加者全員がフィッシングガイドとして遊漁船登録すれば、リリースも合法だから、何の問題もなくトーナメントを開催することができる。これも一つの方法だろう。しかしながら、リリースを禁止された一般アングラーが置き去りにされるといふ問題はあいかわらず残る。その点のケアを絶対に欠かしてはいけない。

知事の持ち出し許可を得てどこかへバスを運び出すトーナメントを開催するときは、同時に岸釣りアングラーを集めたトーナメントも行い、その人達が釣ってきたバスも責任を持って運び出す。それで釣りをするチャンスができれば、一般のアングラーも喜ぶかもしれない、それぐらいのことはしないと主催者の見識が問われるというもの。

著者はすでにリリース禁止の琵琶湖ではバスフィッシングをしないことを表明しているが、同様の考えのアングラーでも、こつこつチャンスがあれば、たまには琵琶湖で釣りをしてもよいのではないだろうか。今までの10回が1回になるかもしれないし、それぐらいのバスをほかへ運び出しても大勢に影響はなからう。これぐらいのことは許されるべきだし、そういう釣りを続けながらリリース禁止に反対する何らかの働きかけを続けていく方が、現実的に長続きもして効果上がるのではないだろうか。

そのための受け皿をトーナメントの場に設けるぐらいのことは、決して実現不可能でも難しいことでもないはず。有力なトーナメント団体がリリースを禁止の琵琶湖でトーナメント

を開催するのなら、一般アングラーのためにそれぐらいの努力はしてほしい。組織力や実行力のあるトーナメント団体が率先してそういうことをすれば、小規模トーナメントやプライベートトーナメントの開催をどうしようかというときの参考になるし、主催者を力付けることもできるはずである。

そのようにしてプラス方向の連鎖が広がっていけばよいのだが、実際のところは小さなトーナメントの主催者がまじめに考えているのに、大きなトーナメントの方は成り行きまかせだったりする。現実の物事は、なかなか理想通りには進まない。団体がでかくなればなるほど、上からの指示がないと何も動かないし、反応も鈍い。いったん決まったことが、ある日突然何かの都合でかわったりもする。そんな環境が長い間続くと、自然のうちに保身が蔓延するのは釣りの世界も大企業やお役所も同じである。バスアングラーの中にも往々にして「おまかせします」という態度が見られるのは、そういう長い物には巻かれる主義が連綿と続いてきた影響が色濃いのではないかと著者は思っている。

全釣り協をお忘れじゃありませんか

Bassingかわら版Editorial (2003/03/04)

全日本釣り団体協議会(全釣り協 <http://www.zenturi-jof.or.jp/>)という社団法人がある。バスアングラーの皆さんの記憶に新しいところでは、バスの完全駆除に反対し日本国内にバス釣りができるフィールドを残してほしいという100万人署名運動を日本釣振興会と協力して展開し、農林水産省に提出した。それ以外は、どこで何をしているのかさっぱりわからな

いというのが、一般のアングラーの皆さんのごく普通の認識ではなからうか。

全釣り協のホームページには次のような記述がある。

(社)全日本釣り団体協議会とは

農林水産省を主務官庁として昭和46年に発足。釣り人と行政をつなぐ唯一の窓口。釣りの健全な発展と漁場利用問題の解決、漁業関係法規の周知、自然環境の保全、水産資源の保護などを目的とする。行政と釣り人を結ぶ唯一の公式団体として全国的に釣り場清掃活動、稚魚放流活動、漁場利用知識普及講習会、青少年釣り大会などの活動を実施。あわせて、釣り人の地位向上、環境を守りながら釣りを楽しむための釣りの未来への方向付けなど、さまざまなムーブメントを展開している。

つまり、全国に「100万人」と言われる釣り人にかわって行政にご意見申しあげる唯一の代表組織として、農林水産省を主務官庁として発足したのが全釣り協だ。その名称の「釣り団体協議会」という部分が意味するところは、いろんな釣り団体の代表者が集まって協議し、そこでまとまったものを全釣り人の意見とするということである。

なぜこういう組織が設けられたかという点、ちょうどその発足当時、全国のあちこちの海域で漁業者と遊漁者のトラブルが起こっていた。具体例をあげると、漁師の船が集まって釣りをしてる所へ釣り人のマイボートが割り込んでいってトラブルを起こす、磯釣りをしている目の前で漁船が違法の網入れをするなどの事例が各地で頻発した。そこで水産庁が漁業調整規則を現状に合わせて整備する一方、話し合いの場を設けて漁業者と釣り人の調整を図るうとしたのだが、釣り人を代表して意見を述べる組織というのが全国どこを探してもなか



った。磯釣り、投げ釣り、船釣り、防波堤釣りなどのジャンル別に、それぞれの釣りクラブが組織化されて全国レベルの連盟ができていたが、その連盟が例えば磯釣りなら全日本磯釣り連盟と全関西磯釣り連盟、九州磯釣り連盟は別組織でつながりが無い。他の釣りジャンルにも、それぞれいくつかの連盟があり、その連盟同士の間係が複雑で、仲がよかったり悪かったりする。どこどことは言わないが、犬猿の仲の連盟もあつたりなんかして、それが大同団結して協議機関を作り代表者を送り出すというのは並大抵の技ではなかった。

一方の水産庁にも背に腹はかえられない事情があつた。各都道府県に漁業調整委員会を設けて漁業調整規則を審議するのに、釣り人の代表者を入れないといけない。その代表者をどこから連れてくるのかというときに、すべての釣り人が形の上だけでも一つにまとまって代表者を送り出してくれる組織が必要だつたのである。でないと、どこの連盟から代表者を引っ張ってきて、他の連盟に所属する釣りクラブの会員からすれば、そんな人は自分達の代表じゃないということになってしまう。そこで水産庁が、各釣り組織の代表者などと慎重な協議を重ねた末、各都道府県の釣り団体協議会を組織し、それを束ねて全釣り協とした。ホームページの説明に「釣り人と行政をつなぐ唯一の窓口」とあるのは、そんな組織がいくつもあつたらややこしいからで、まさにその唯一の釣り人の代表組織として存在するのが全釣り協なのである。

そのような設立の主旨から、全釣り協は漁業調整委員会に釣り人代表を出すための組織という役割が大きな部分を占める。それともう一つ、1988年から水産庁の助成金を得て始めた釣りインストラクター制度というのがあつて、その養成と資格試験の実施、登録、各地で

行われるイベントへの派遣という事業を運営している。この釣りインストラクター制度が始まったことで、釣り人の代表組織としての全釣り協の性格が大きくかわつたという問題があるが、その点は後述しよう。ほかに釣り場環境の保全や魚類資源保護、釣りに関する様々な啓蒙活動なども行っているが、これらは他の団体でもやっていることであり、全釣り協の活動としては補助的、派生的なものと考えられる。

つまり、全釣り協の大きな役割の一つが各都道府県の漁業調整委員会に釣り人代表を出すことで、滋賀県なら滋賀県釣り団体協議会が代表者を出しているはずなのだが、ここに大きな問題がある。滋賀釣り協はあるにはあるが、実際には活動停止状態で、漁業調整委員会に釣り人代表を出すという釣り協としてもっとも中心的な役割を果たせていないのである。

例えば、琵琶湖の漁船の多くが漁業調整規則に違反する高馬力エンジンを搭載していた事案に関して、現在の漁業調整規則は琵琶湖の漁の現状に合っていないという発言が一部にあつた。それなら漁業調整規則を改定して今より大きなエンジンを載せられるようにしようということになつたときに、漁業調整委員会に釣り人代表が出ていないと、その意見はまったく反映されないことになってしまう。ただでさえ漁業調整委員会というのは漁業者やその利権の代弁者でしかない学識経験者などが多数を占めていて、釣り人の代表というのは圧倒的少数でしかない。たとえそうだとしても、有効な役割を果たすことができる釣り人代表が出席し、一般の釣り人の意見を踏まえた上での議論が行われるのでなければ、そんな委員会なんかあつてもなくても同じこと。何でもかんでも漁業者の思い通りに決められることになってしまう。

そんな現状を受けて、滋賀釣り協を再整備しようという動きが出てきた。ところがである。滋賀県で圧倒的多数を占めるのはバスアングラーであるはずなのだが、その代表者は誰かとなったときに、バスアングラーの組織というのが本当に何もなくて代表者を選びようがないのである。

釣り協というのは、海なし県の滋賀であっても、磯釣りや投げ釣り、防波堤釣りなどのクラブや連盟があれば、その代表者が出てきてかまわない。もちろん、ヘラブナ釣りやコイ釣り、溪流、アユ釣りなども同様だ。全国規模のバスターナメント団体なら、まず滋賀支部が琵琶湖支部を設けて、その代表者を出席させることになる。岸釣りアングラーの組織の代表者も参加できる。マリーナの会員がクラブを作って、そのクラブがいくつか集まって連盟を組織し、代表者を送り込んでよい。ゴミ拾いのグループがいくつか集まって、その代表者が参加するのも歓迎されるだろう。そのような様々な釣り団体の代表者が集まり、釣り場できこるいろんな問題について協議する場が釣り協なのである。

滋賀県が「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の要綱案を作成したときの審議委員会に出していたのは、日本釣振興会滋賀県支部の役員であった。日釣振は釣り関係の業者の団体であり、その代表者は釣り人の代表ではない。本来なら滋賀釣り協が代表者を送り込むべきなのだが、先に説明した通り滋賀釣り協にはその能力がなかった。さらに問題なのは、もし滋賀釣り協の代表者が審議会に出席していたとしても、バスアングラーの代表が参加していない滋賀釣り協の代表では、リリース禁止の撤回につながるような何らかの有効な議論ができたとはとても思えないことだ。つまり、リリース禁止条例の要綱案が審議さ

れ、公表されてから県議会でも決成立に至るプロセスの中で、琵琶湖のバスアングラーや滋賀県の釣り人の代表が意見を述べる機会は無事上なかった。なぜなら、それにふさわしい機構や組織が存在しなかったからである。その結果、バスアングラーの意見を県側に伝えるには、加藤誠司プロが実行委員長を務める琵琶湖バス釣り人協議会が日釣振の下部組織であるという威を借りて意見書を提出するというような曲がりくねった方法を取る以外になかったのである。

アングラーの政治意識が盛り上がっている今というタイミングは、滋賀釣り協の再整備には悪くないかもしれない。リリース禁止条例が成立し、間もなく施行されようとしている今となつては、すでに手遅れの感はないが、こういうときでなければできなかったのも事実であろう。ただし、こういう組織をまとめ上げるには時間がかかる。バスアングラーの皆さんも、今からでも遅くはない。友人や知り合いとバスフィッシングチームや釣りクラブを作り、仲のよいチームやクラブが集まって連盟を結成して、代表者を釣り協に送り込んでほしい。そうしないと、皆さんの意見はいつまでたっても政治や行政に反映されないうままだ。数だけ集めて何の効果もなかった署名なんかよりも、こつちの方がよほど有効な手段であることを申し添えておこう。

その全釣り協が、滋賀釣り協の例に見られるように、このところ元気がない。だから日釣振に頼らないといけないようなことになるのだが、これには釣りインストラクター制度の導入が強く影響していると著者は思っている。釣りインストラクター制度というのは、詳しくは全釣り協のホームページなどをしらべたいのだが、まあ平たく言えば、農林水産

省から助成金をもらい、個人や釣り組織からは受講料、受験料、登録料などを集めて釣りインストラクターを養成、登録し、各イベントに派遣する事業だ。事業と言うからには、お金の動きと仕事が発生することになる。

全釣り協というのは、元々は各釣り連盟や釣りクラブの偉いさんが、好きな釣りと会員のためにボランティアで会議に出席したり、いろんなイベントに出かけて行って啓蒙活動を行ったりしていた。費用の多くは持ち出しで、損はあっても得はないという仕事である。そこへ釣りインストラクター制度が導入されたことで、一部で仕事や報酬が発生してくる。それを目当てに参加してくる人もいれば、利権や縄張り争いも起こる。それでも好きな釣りのために、しんどいばかりの持ち出し仕事でもがんばってる人達が今でもいるが、若いアングラーのクラブ離れやトーナメント指向などもあって、釣りクラブそのものが弱体化している現状の中では、釣り協の力が弱くなるのは当然のことである。

その結果、滋賀釣り協のようなことになるのだが、ひるがえってバスフィッシングの世界のことを考えると、最初からそんな組織もなければ、好きなバスフィッシングのために我が身を粉にして活動してるアングラーもほとんどいないではないか。そこにあるのはコマースヤリズムや名誉欲、利権など、好きなバスフィッシングのためやバスアングラーのために活動するのは~~80~~度正反対の人間の欲望そのものである。そんな欲望からめとられたバスフィッシングの世界から民主的手続きの元に代表者を出すことができるかどうか。滋賀釣り協の再構築というのは、日本のバスフィッシングの将来を占う上でとても意味のある一つの壮大な実験である。もし成功すれば、バスフィッシングの将来に少しは希望が持てるという

ものではないだろうか。

皇居のお濠と琵琶湖の関係

Bassingかわら版Editorial (2003/03/07)

どれだけ急進的な自然保護主義者でも、皇居のお濠には手を出せないだろうと言われている。天陛下のお膝元である皇居のお濠の水を抜いて大々的に外来魚を駆除することが何を意味するか。皇太子時代にアメリカからブルーギルをお持ち帰りになられた現天皇が、そのことにお気付きになったら、どうお思いになるか。あえて、それを承知の上でやるのであれば、よほどの覚悟であらう。

江戸時代からの環境を伝える皇居のお濠には、その象徴的な意味もあって、人の手により様々な魚が移植されてきた。その中には元々濠になかった魚も多く、公式に移植された数種類の外来魚も含まれている。濠という存在自体が江戸城を守るために造成された人工的な水域であり、そこに様々な人為的影響が加わった結果として現在の環境や生物相ができてきているのである。

そんな水域のことを書くのに、著者は自然環境というような言葉は使いたくないから、「江戸時代からの環境を伝える皇居のお濠」とした。2月17日のasahi.comの記事に出ていた「江戸時代の自然が残るお濠」という類の表現には抵抗を覚えてしまうのである。江戸時代に人間が造ったお濠の自然って、いったいどういふ自然なのか。拙稿の途中で出てくる先生が「琵琶湖を40年前の環境に戻す」と言うのと同類のうさん臭さをそこに感じるのは、一人

著者だけではなからう。つまり、すでに人間がいる場所で、人間が評価する自然については、様々なあり方の可能性が問われるべきで、唯一不変の理想的な自然環境なんてあり得ないということである。

牛ヶ淵という皇居のお濠で2月17日から3月7日まで、水を抜いてのゴミ掃除と外来魚駆除が行われている。まず濠の水門を開け放って水を落とし、落とし切れない水は水中ポンプを使って汲み出して、3月3日までに半分以上が干上がった。外来魚の捕獲がピークを迎えた3日だけでバスの56cmオーバー1尾、40cm級9尾、ブルーギルの10cm級10数尾など外来魚計59尾の成果があった。モツゴ、ワカサギ、アマチチブなど来種は2231尾。60cm以上のコイやソウギョ、ハクレンなども91尾いたそうだ。ここで言う在来種とは、外来魚に対する在来種であって、牛ヶ淵に昔からいる在来種という意味ではない。皇居のお濠にワカサギがたくさんいるのがバランスの取れた自然かどうかは、意見の分かれるところではないかと思う。それと、コイにソウギョ、ハクレンなどを加えた91尾が外来魚の549尾と重なり合っているのか別集計なのか、なぜそういう区分にしたかも不明だ。

2002年度に牛ヶ淵で行われた調査により1歳以上のブルーギルの成魚が2531尾、バスが105尾いると推定され、同年度に11回行われた捕獲作業で約200尾のブルーギルと75尾のバスを投網などを使って取った。今回はそれをさらに押し進めて徹底駆除する考えで、管理事務所の東海林克彦次長は「どこまでやれるか未知数だが最大限の努力をしたい」と話している。

この外来魚駆除作業中の牛ヶ淵を琵琶湖博物館の中井克樹主任学芸員が視察に訪れた。そこで言った言葉が「ブルーギルやブラックバスを根絶した例もある。この水域の事情はよくわからないが、環境省の事業だけに、根絶をめざした強い姿勢が望まれる」だつて。「事情はよくわからないが」と前置きした上で、それでも「環境省の事業だけに根絶をめざした強い姿勢が望まれる」と強引に持って行くのは、お得意の力エルの三段飛び的論理展開である。つまり、水域の事情なんかよくわからなくてもいいから、環境省などのお役所からのお墨付きとバックアップ体制を得て、根絶をめざした強い姿勢でやらなくてはならない。でないと、バスアングラーからの反対意見に対抗できないと、この人の言葉を力エル跳びを外してわかりやすく翻訳するとそういうことになる。これって、琵琶湖でやっていることそのままだと思うのだが、こんなことを日本の大新聞が批判も何もなしに載せていいのかが。

「事情がよくわからない」って言うのは、ブルーギルがどのようなプロセスで日本中に広がっていったかなんてことには頼被りしたいから、こういう言い方をするんだろうね。つまり、必死で皇居のお濠の外来魚を駆除してる先生方も、そこへ視察にやってきて、「この水域の事情はよくわからないが……」なんて言うてる先生も、つまるところは日本の国からブルーギルを完全駆除して、そんな外来魚がいたという痕跡をきれいさっぱり消し去りたいのではないのか。バスの駆除や釣り禁止を口やかましく言うのは、一つのアライワークではないのか。

池原ダムや琵琶湖でバスが釣れ始める以前、関西では野池のバスフィッシングがブームだった。今から20年以上も前のことだ。兵庫県東播地方の東条や社、滝野、小野、加西などの野池へ著者もよく釣りに行ったものだが、その野池が数年に一度、水抜きで魚が釣れなくな

つてしまうことがあった。よく釣れてる野池の水が抜かれることがあり、「ここは当分ダメかな」と思いながらも、あきらめ切れずに半年から1年くらいたつてから釣りに行くと、意外なことに水抜き前とぜんぜんかわらないか、前よりもよく釣れるようになっていた。そんな経験が何回もある。

東播の野池は、ほとんどが水田に水を引くための貯水池で、網の目のような用水路で複雑につながっている。その水路を通過してバスが他の池から移ってくるのか、あるいは誰かが連れてくるのか。それにしても、たった1年ほどしかたたない間に、水抜き前とかわからないままに釣れ方が回復するのは恐れ入った。そんな池が何年か後には爆釣のグッドコンディションになったりするから、「たまには水抜きもしてもらわないと……」なんて話し合ったものだ。

こういう経験をし尽くした身としては、「ブルーギルやブラックバスを根絶した例もある」なんて言葉を聞くと、「どこで?」「どうやって?」「それで何年もつたの?」と思ってしまうのである。しかも、今言われている完全駆除は、限られた釣り場も残さない完全駆除であつて、そのあかつきにはバスフィッシングというものは日本の国から消えてなくなるわけだ。それを納得しないバスアングラーが大勢いるのを無視して、完全駆除なんてことができるわけないのはEditorialで何度も書いてきた通りである。

皇居のお濠でこれだけのことをやりながらも、管理事務所の次長は「どこまでやれるか未知数だが最大限の努力をしたい」と言っている。この発言には注目する必要があるだろう。「お濠の水抜きまでして大騒ぎで外来魚を駆除してくけど、本当に根絶なんかできるの?」

と思つてるんだとしたら、この人が一番冷静かもしれない。さすが環境省皇居外苑管理事務所の次長だけのことはある。名前にこれだけ漢字が続く事務所の次長だから、さぞ偉い人なんじゃないかと思つてしまふのだが、「未知数」とか「最大限の努力」とか、わざわざこんな言い方するのは、自分達が管理してるお濠でやりたい放題やってる先生方への、せめてもの抵抗か。だとしたら、この次長、そこらの三流学者よりも一枚も一枚も役者が上だ。

あるいは、琵琶湖の先生が「この水域の事情はよくわからないが……」と言つたのも、皇居のお濠を大々的に水抜きしてまで外来魚の駆除に取り組んでる先生方に対して何か言いたいことがある、その思いの表れかもしれない。つまり、外来魚駆除派にもいろいろあるということ。それぞれの事情や主義主張があつても、完全駆除で一致するのは、やっぱりブルーギルのことが頭にあるからか。

漁業調整規則違反がバレて在来魚に一度きりの春 Bassingかわら版Editorial(2003/03/08)

毎年3月から4月にかけて、琵琶湖大橋北側一帯の湖面は握りこぶし大の発泡スチロール製のウキで覆い尽くされる。このウキは、漁師が入れた刺し網に取り付けられたものだ。刺し網は下側にオモリが付けられていて、上は数mの間隔で水面まで糸を伸ばしてあり、その先にウキが取り付けられている。このウキとオモリの力で湖底から立ち上がるようになっていくわけだ。網の両端のウキは、最近では空のPETボトルが使われることが多くなった。

この刺し網の入れ方が半端じゃない。4〜5m間隔で、まるでウキが湖面を正方形の升目

に仕切るかのように縦横にきれいに並んでいる。ボートで通り抜けるのに、どこをどう通ろうか、プロペラかららんでウキを切ってしまうんじゃないかと心配してしまっただ。

この時期の刺し網が狙うのは、主に漁獲量の激減が問題となっているニゴロブナやホンモロコである。春になって産卵のために浅場へ向かおうとするニゴロブナやホンモロコが、沖引き網やエリをかくぐって、やっと琵琶湖大橋の近くまでたどり着いた所で、この刺し網の大群が待ち受けている。それをすり抜けて、さらに浅い所へやってくる、アシ原の前にも刺し網があるという仕掛けで、これでどうやって産卵場所に無事たどり着けるのか、バスが食べるフナの子やモロコなど、漁師が獲り尽くした後のわずかな残りカスの中のさらにごく一部なんじゃないかと、毎年春に琵琶湖の湖面を覆い尽くす発泡スチロールのウキを見るたびに思うのである。

その刺し網が、この春は激減している。刺し網だけではない。沖引き網も沖すくい網も、何もかも激減している。ほかでもない。漁業調整規則に違反する高馬力エンジンを積んでいるのがバレて、軒並み立ち入り検査に引っかけられて漁船登録の抹消と漁業認可の取り消しをくらった結果だ。

なにしろ春の琵琶湖の刺し網漁というのは、浅い所へ産卵に来る魚を待ち伏せて獲ってるわけだから、その漁がこれからせめて1、2カ月でもなくなれば、ニゴロブナやホンモロコの資源回復にまたないチャンスだ。これが何年か続けばよいのと思うのだが、残念ながら理由が理由だけに今年限りの春となる。

それでもニゴロブナやホンモロコの資源量が回復すれば、それはいかに漁獲圧力が高いかあるいは、こういっつがった見方もある。ニゴロブナやホンモロコの漁獲量は減る一方で、毎年何億円も投入してる外来魚駆除の成果がさっぱり見られない。このまま続けても無駄な投資ということになってしまっ。そこで一策を講じた。漁業調整規則違反の摘発をわざとニゴロブナやホンモロコの産卵期の直前にして、産卵期に漁をできなくしたのでないかというのだ。これにより、一時的にも資源量が回復すれば、一般の人は漁ができてないことなんか知らないから、外来魚駆除の成果がやっとなって来たということにできる。おまけにリリース禁止の導入とピツタリのタイミングで、そっいつデータが出てくれば万々歳に違いない。もし何の変化もなかったとしても、違反は違反だから漁業者から抗議されることは何も無いという、これは著者のアイデアではなくて、人から聞いた話だ。

大事な時期に漁ができないのは気の毒な限りだが、それも身から出た錆だとすれば致し方ない。産卵期前の摘発が県の謀略だとしたら、いよいよ漁連や漁業者に対する締め付けが本格化してきたということか。これまで通り好きにはさせないぞと、わざわざわかりやすく宣言してるような気がしないでもない。漁連や漁業者とつるんで自然保護と環境保全の錦の御旗を振りかざしリリース禁止条例を成立させた県が、バスアングラーの必死の反撃で出てきた都合の悪い事実や漁連、漁業者の不祥事から自分達の身を守るために、悪いのは漁連と漁業者で自分達の知らぬ存せぬことに無理矢理でもしてクリーンなイメージを保とうとする。

その一連の作業の結果、たくさんのニゴロブナやホンモロコたちが無事産卵できたのだとしたり、まことに喜ばしい限りである。

これは未確認情報だが、とある漁業者から伝え聞いた話では、つい前日まで駆除派の先頭に立って活躍しておられた漁業者代表の方も、漁業調整規則違反で操業停止になってるとか。漁業調整規則違反が確定すれば犯罪歴にもなるので、ここは慎重にもう一度未確認だと言っておくが、本当かどつかはこれから先のメディアのこの人に対する扱いを見ればわかるはず。それにしても、これがもし本当だったら、そんな人物の言うことを大々的に取り上げてメディアはどう弁明するのか。あるいは弁明せず居直るのか。さぞお困りであろう。これも身から出た錆に違いないと言え、その心中察するに余りある。心よりお悔やみ申しあげます。あくまで、もし本当だったらの話だけど……。とある漁業者から伝え聞いた話だから、間違いないとは思っただけどね。

琵琶湖の外來魚駆除は何のためか

Bassingかわら版Editorial(2003/03/18)

琵琶湖の漁船の多くが漁業調整規則に違反する高馬力エンジンを載せていた事件の摘発により、漁船登録の取り消しや漁業認可取り消しの影響でニゴロブナやホンモロコの産卵時期が最盛期の刺し網漁が激減していることを前回ご報告させていただいた。これでニゴロブナやホンモロコが無事産卵できるんだったら、とてもいいことなんじゃないかと書いたのだが、なかなか物事はそう簡単にはいかない。そう思いなおさないといけないような新事実が出て

きたのである。

琵琶湖のあちこちに大小様々の新規のエリが設置されている。これまで新しいエリが設置されることはあつたし、古いエリの位置を少しずらして新しく設置しなおすこともあつたが、今年ほど一度にまとめて新しいエリがあちこちに設置されるのは記憶にない。本当にあそこにもここにもという感じで、こんなに一度に増えたのは今までなかったことだと、琵琶湖で10年以上パスフィッシングをしてきたアングラーが口をそろえてそう言うのだ。

定置網の一種であるエリを新しく設置するには、県知事の許可が必要である。小規模のものはその限りでないかもしれないが、そこその規模のものももちろん新規の許可を取って設置するのであろう。その目的は何か。今年の今の時期に急に新しくあちこちに設置されるとなれば、その主な目的は来年度から外来魚の買い上げ予算が大幅に増えることに狙いを定めて、バスやブルーギルを獲ることであろう。しかしながら、エリは魚が仕掛け網に入ったのを取り上げる待ちの漁法だから、特定の魚だけを狙って獲ることはできない。ニゴロブナやホンモロコなども混獲される。それが刺し網などが減った分を相殺してしまわないかどうか。物事はそう簡単にはいかないし最初に書いたのは、それを心配してのことである。

なぜ漁業者がこれほどまで熱心に外来魚を獲るのか。その理由は皆さんも推察される通り、滋賀県の予算付けにより外来魚を駆除することで安定した収入が得られるからだ。もはや琵琶湖の漁業は、その水揚げ高の数分の1を外来魚が占めているのがその実態である。食用になる魚の水揚げと、もっぱら駆除のために県が買い上げる外来魚の漁獲を一緒くたにするのもどつかかと思うが、漁業者が獲った魚介類の売り上げとして考えた場合には事実上そういう

ことになる。

在来魚の漁獲は、これは県や漁業者が問題にしているのが本当であれば、ニゴロブナやホンモロコは激減したあげくの下げ止まり状態。琵琶湖の漁業の最大の柱であり生産高の約半分を占めるコアユは、冷水病などの影響で評価が下がり、引く手あまたの売り手市場だった往年の面影もない。アユ釣りのための河川放流用に売れなければ佃煮など食用の消費に回すしかなく、同じコアユでも値段は大幅安となる。イサザやシジミなどは、漁獲量としては年間数10トンあるのだが、これが市場に回ると、どこで誰が食べてるのかと思ってしまうほどかすかな存在になってしまう。琵琶湖周辺で生活してる人以外が目にする機会はめったにない。リリース禁止に屈力された滋賀県知事や県会議員とその取り巻きの人達なら、京都祇園あたりの高級料亭で接待を受けたときに食されることがあるかもしれない。あるいは京都や大阪のデパートなどの地下食品売り場に入ってる高級川魚店で探せばかるじつて見付かるか。まあ、それぐらいのものだ。

もう一つの大きな柱であるスジエビは主な消費が釣りエサ用であり、生きたまま出荷し釣具店やエサ店に流通できるルートが限られているから、誰がやっても成立する漁ではない。さらには漁獲が非常に不安定で、これほどあてにならない漁もない。ここ数年は量的になんとか横這いを維持しているが、原因不明のまま漁獲が激減したことが過去に何度もあった。釣りエサ用だから需要がシーズンに大きく左右されるにもかかわらず、スジエビは死にやすく長期間生かしておくことができない。売れないときにどれだけたくさん獲れても、生かしておくことができないから、売れ残りは佃煮にでもするしかない。反対に、獲れば獲った

だけ高値で売れるときに、思うように獲れないこともある。そういう漁である。そのような漁による琵琶湖の漁業者の総漁獲高が、2000年の滋賀県の統計によると約15億円。これがどれぐらいの規模かというと、例えば和歌山県の単独漁協の漁獲高が年間に多い所だと10億円前後になる。カツオ釣りでも有名なさみ漁協の漁獲高は、このところ漁獲が低

迷して年間10億円を割っているが、多いときは10億円を超えていた。それとほぼ同等待、琵琶湖の方が多としても2倍ぐらいのもので、何倍も何10倍も多いということはない。琵琶湖全体の漁獲高というのは、それぐらいの規模なのである。

これをバスフィッシングによる消費とくらべると、琵琶湖へ釣りに来るバスアングラーが年間に延べ70万人で、滋賀県内で1人が200円遣ったとしたら全体で年間14億円になり、琵琶湖全体の年間の水揚げ高とほぼ同規模になる。ということは、1人3000円遣ったとして、リリース禁止になったら70%のアングラーが琵琶湖へ釣りに来ないというのが本当だったら、それで琵琶湖の漁業者が総がかりで獲ってる年間の漁獲高に匹敵する消費が消し飛んでしまうことになる。

さらに、もう一つの比較を……。中堅どころのルアーメーカーの年間売上高が数億円。大きなメーカーだと10億円を超える。そういうメーカーが滋賀県内にもある。そんなメーカーに社員が何人いるか。現在のルアーメーカーは外部生産化が進んでいて、少ない所だと10人以内でそれだけの売り上げをこなして収益を上げ、法人税を払えと言われれば喜んでかどうかはわからないが払っている会社もある。それと大してかわらない漁獲高を上げるのに、琵琶湖全体で何人の漁業者がいるか。こついつときの集計に、ろくに漁に出ないんじゃない



かと思つてしまふような色白の漁業者まで含めるのは納得できない気もするのだが、滋賀県の統計を参考にすると1000人台から10000人弱の範囲内で漸減傾向にある。

そんな漁業生産に対して、滋賀県が注ぎ込んでる税金は総漁獲高に匹敵するかそれ以上になる。こういう税金の流れには、出所がいろいろあり、いろんな名目があつて、集計がとてちややこしいのだが、一説には総額約20億円とも言われている。さらに、県水産課の職員が20人以上。つまり、生産者数1000人台、生産高10億円台の産業に10数億円から20億円もの税金を注ぎ込み、その面倒を見るのに20人以上の県職員を配置している。それが琵琶湖の漁業の実態なのだ。

これがルアーメーカーなら、水産課職員の人数だけいけば漁業者の総漁獲高とかわらない売り上げをこなし、収益を上げて税金を払ってくれる可能性もある。ルアーメーカーだけではない、釣具店もレンタルボート店もマリナーも、この不況の中、必死でがんばつて一般市民に良質の娯楽を与え、消費機会を生み出している。滋賀県はリソース禁止でそんな産業の足を思い切り引つ張る一方、漁連と漁業者には湯水のごとく税金を注ぎ込み続けている。その中には国からの税金も含まれている。同じ滋賀県内で働いているのに、その扱いには天と地の違いがあるから、某ルアーメーカーの社長が「やつてられないよ」と言うのも無理ないのである。

滋賀県がなぜそこまでして琵琶湖の漁業を支え続けるかという点、そうでもしないと漁業という産業を維持できないからだ。つまり、魚介類を獲つて売るだけでは琵琶湖の漁業は全体としてやつていけず、放つておいたら早晩のうちに破綻してしまうから、そうさせないためにいろんな名目のお金を注ぎ込み続けているのである。これはニワトリが先かタマゴが先かという話になるが、琵琶湖総合開発に代表される大小さまざまな開発に伴い、琵琶湖の漁連や漁協、漁業者に補償金が支払われてきた。さらには、漁業振興などの名目で多くの助成金が支出されている。先細りが続く漁獲をそれでなんとか補いつつうちに、そういうお金がないともはややつていけなくなつてしまつたのが現在の琵琶湖の漁業の実態なのである。これは漁獲高を漁業者の人数で割り算していただければ、それではたしてやつていけるものかどうか、およそ推測していただけたらと思う。

琵琶湖だけではない。海の沿岸漁業の多くも同様のジレンマに陥っている点でかわりがない。後継者不足という大問題とともに、漁業という産業全体が大きな悩みを抱え込んでしまつている。その結果、皆さんがスーパーから1尾800円で買つてきて晩御飯のおかずにしてるアジの塩焼きが、それに投入されてる税金まで計算したら実は500円にも1000円にもついてもたなどというところでもないことになつてしまつてるのである。

琵琶湖では1980年代に湖岸の開発がほぼ完了し、それまでは次から次へと繰り出されてきた漁業補償金の規模が大幅に縮小した。漁獲の先細り傾向はあいかわらずのところへ、それに追い討ちをかけるように河川放流用のコアラが以前のように思い通りに売れなくなつた。ならば、何を持ってそれを補うか。そこで目を付けられたのが外来魚である。県が外来魚駆除名目の予算を組んでバスやブルーギルを買ひ上げることになれば、それまでは網に入つても捨てるしかなかった邪魔者が立派な漁獲対象になつてお金にかわる。こういうことを考えた人物は、なかなかのアイデアマンだと思つ。

ただし、在来魚保護のための駆除と言うからには、それなりの成果を上げなければならぬ。つまり、駆除によって外来魚が減り、その結果、在来魚が増えてニゴロブナやホンモロコの漁獲量が増えた、あるいは資源量調査で在来魚が増えているというようなデータが出てこないと整合性が取れないのだが、いっこうにそういう数字は見えてこない。それでもなお、外来魚駆除の予算は投入し続けたいといけない。その理由は先に書いた通りである。

それならどうするか。いつまでたっても外来魚駆除の成果が上がらないのはバスアングラーがリリースしてるからに違いないということにして、とにかくリリースを禁止する。その結果が出てくるまでには何年もかかるから、とりあえずそれまでは時間かせぎができるし、その騒ぎにまぎれて外来魚駆除の成果が上がってるかどうか、在来魚が減った本当の理由は何なのかなんてことから市民の目をそらすことができる。

そんな謀略が本当にあったかどうかは知らないが、とりあえずバスアングラーを悪者にしておけということ、外来魚よりも先に良心的なバスアングラーが琵琶湖から駆除されることになってしまった。つまり、成果の伴わない外来魚駆除予算を行使し続けるのと、バスアングラーにリリース禁止を押し付けるのは、滋賀県にとって自分達の主張を通すためにはどちらでも外すことのできない抱き合わせ関係なのである。

リリース禁止に反対する日本釣振興会を初めとする諸団体が、滋賀県に対してリリース禁止の根拠となるデータの開示を要求し説明を求めた。それに対して何の回答もなかったのは当然である。そんなデータなんかあるわけないし、データがないものを合理的に説明することなんかできるわけがないから、要求は聞いてないふりするしかなかったのだ。琵琶湖の在

来魚が減ったのは外来魚が原因であるということを証明する確かなデータなんかあるわけない。もしそんなのがあるんだったら、こんな大騒ぎになる前に、とっくの昔に開示されていたであろう。

同様に、漁業者による外来魚駆除も何らかの将来的な見通しや計画があつて行われているのではない。とにかく何億円の予算を付ける、キロなんぼで買えということで行われているのであつて、これを何年、何10年続けたら駆除できるかなんて見込みは何もない。それどころか、本当に駆除してしまったら、そのための予算が降りてこなくなつて、たちまち困る人が出てくる。なぜなら、今や外来魚駆除は年間漁獲高の数分の1を稼ぎ出すなくてはならない大切な仕事だからである。

バスアングラーの多くはリリース禁止には反対だが、外来魚を一切駆除するなど言ってるわけではない。リリースしながらでも外来魚を減らすことは可能だし、バスとブルーギルをどんな割合で、どれくらいまで減らせば在来魚の資源量を回復させることができるか、そのときにバスフィッシングを楽しむことは可能かどうかということを説明してほしいと思つていいるはずだ。ある程度のところまで外来魚の量を押さえ込んで、そのときになかなか釣れなくてもバスフィッシングを楽しむことが可能なら、それで納得するバスアングラーは少なくないと思う。外来魚をゼロに近くなるまで減らさないと在来魚の資源量を保てない、そのときはバスフィッシングは成立しないと合理的に説明されれば、それは仕方のないことだから、そうなるまでの間だけでも今まで通りリリースすることを認めながらバスフィッシングを続けさせてほしいということになるかもしれない。

あるいは、最低限バスフィッシングが成立するだけの量のバスは残し、その分の在来魚の口又は稚魚放流などを増やすことで補つという方法も考えられる。そのための費用の一部を何らかの方法でバスアングラーから徴収するようになれば、その方が在来魚の資源量を回復させるのに役に立つし、よほど現実的な方法かもしれない。そういう方策は何もなく、おまけに納得できる説明もできないのでは、次から次へと環境と資源を食いつぶしていつて環境政策と漁業政策のスケープゴートとしてバスアングラーを悪者するためのリリース禁止だと言われても仕方ないのではないだろうか。

それでも滋賀県がリリース禁止を押し通すのは何のためか。あくまでバスアングラーを悪者にするためのリリース禁止であるなら、その裏側にあるのは何が何でも外来魚駆除予算を支出するという滋賀県政と漁連、漁協、漁業者に共通の目標にほかならない。つまり、在来魚の保護などは後から付いてくる二次的な目的であって、本来の目的は漁連や漁協、漁業者に外来魚駆除予算を与えることでしかない。滋賀県は民主主義のルールを犯してまでもバスのリリース禁止を強行した。その事実と照らし合わせることで見えてくる琵琶湖の外来魚駆除の本当の目的は、在来魚の保護などでは決してないのである。

琵琶湖のバスアングラーそれぞれの言い分

Bassingかわら版Editorial (2003/03/24)

前々回の最後のところでお伝えした未確認情報について、正確なことを確認できたのでこの報告させていただく。滋賀県漁連青年会長が所有漁船の立ち入り検査で引つ掛かったという

情報は事実であった。登録書類に記載されたエンジン出力と実際のエンジン出力に違いがあったことで漁船登録が取り消され、漁業調整規則で定められた出力制限を越えていたことから、アユ沖すくい網漁の漁業認可も取り消されている。これは噂や伝聞ではなく、滋賀県水産課がその事実を認めているから、間違いのない事実だ。

「ご注意いただきたい点が二つある。一つは、現在操業できない状態になっているからと言って、操業停止になつてゐるわけではないことだ。漁業認可の取り消しなどにより事実上操業ができただけで、水産課が操業停止処分にしたというような事実はない。それともう一点、漁業調整規則違反についても、例えばそれで検挙されたとかそういうことではない。漁業調整規則に違反した高馬力エンジンを載せた船で操業してるところを現行犯逮捕するか、漁から帰ってきたところを港で押さえるようなことをしない限り、高馬力エンジンを積んでるだけでは漁業調整規則違反にならない。そういう取り締まりを水産課や県警がしていないのだから、何の罰もという漁船が漁業調整規則に違反する高馬力エンジンを載せていたとしても、それだけのことで違反にならない。だから懲役や罰金をくらって前歴者になる漁業者は1人も出ないという、誰が考えたかはわからないが、そういうよくできた仕掛けになっているのである。なぜ取り締まりをしないか、その理由は今さら説明するまでもないだろう。このような事実をなぜ新聞やテレビは伝えようとししないのか。その理由も説明する必要はないと思う。外来魚駆除派の代表のような顔をして新聞やテレビに出まくり、おまけに公立派な著書まである人物が法律を無視して魚を獲つてたとなつたら、これは信用失墜もはなばなし。これから出さないと当然として、こんなことやってましたと正直に言っただけでも、

そんな人物を信用して相手にしてた自分達のバカさかげんを白日の下にさらすことになってしまう。それではたまらないから、なかったことにしておこう。それでバスアングラーに不利益があっても知ったことじゃないというのが大多数のメディアの態度である。

日本でもっとも人気のある「ニュー」ス番組のホームページに「琵琶湖で獲れる魚の8割を外来魚が占めている」という意味の記述があった。ということは、年間の全漁獲量が2000トンちょっとだから、外来魚は少なめに見積もっても1万トンは獲れることになる。これに対する外来魚駆除予算が年間3億円として、1kg200円で買い上げても最大2000トン。漁業者が獲った外来魚の買い上げに予算のすべてが遣われるわけではないし、実際はもっと高く買い上げてることも考え合わせれば、この試算はものすごく控えめなものであることがご理解いただけるはず。それでも6000トンの外来魚が行方不明になってしまっただが、それを漁業者は捨ててるのか、逃がしてるのか、どこかへ埋めてるのか。そういう小学生でもできる簡単な検算さえも某「ニュー」ス番組の製作スタッフはしなかったのだらうか。これを手抜きといわないで、何を手抜きというのか。あるいは、こんな簡単な詐術にも気が付かないほど、メディアにとって琵琶湖の漁業者や滋賀県政は神聖にして犯すべからざるものなのだろうか。

琵琶湖バスのリリース禁止に関して、有名バスアングラーにもっと発言してほしい、もっと積極的に行動してほしいという声があるが、前記のようなメディア状況を考えれば考えるほど、発言や行動に慎重になるのは理解できることだ。どこで何を言ったとしても、メディアの側に都合のよい部分だけをつまみ食いされて、自分達が本当に言いたいことをありのままに伝えてくれない。あるいは、まったく論理的でない揚げ足取り的な反論と抱き合わせでなければ取り上げてもらえない。そんなメディアを相手にするのは、審判が最初から敵の味方なのを承知で試合するようなものである。そんなところへ有名バスアングラーがわざわざ出て行って、相手に利用されることはない。

3月22日に大津市で開催された琵琶湖の外来魚問題を考えるシンポジウムには、例によって漁業者と研究者の代表らが参加していた。研究者が毎度おなじみの顔ぶれだったのとは対照的に、漁業者の顔ぶれはすっかり入れかわっていた。その理由は、今まで出てた人達が逮捕されたり摘発されたりで出てこれなくなっただからである。その意味では、少しはまともな顔ぶれに近付いたと言っべきか。それと、前例にもれずアングラー代表の姿はなかった。アングラー代表の出席については、主催者の滋賀県があちこちに打診したが、すべて断られたのである。世界水フォーラムに合わせたイベントらしく自然保護派の外国人タレントと小学生数人が出席し、琵琶湖のことをよくわかっているとは思えない外国から来た人が、外国から来た魚についての小学生からのありきたりな質問に答えるようなことをしていたが、リリース禁止の重要な当事者であるアングラーの代表がいらないフォーラムで何をやったとしても、これは無知な人達やメディア向けの茶番でしかない。

これまでも同様のフォーラムは開催されてきたが、すべてアングラー抜きであった。なぜなら、アングラーが出てきて本当のことを言ったら、漁業者や研究者、行政にとって都合の悪い事実が次々に出てきてフォーラムが成立しなくなってしまうからである。22日のフォーラムにアングラー代表が出てなかったのも、主催者の県は最初から断られるつもりで、いち

おう声だけはかけましたというたてまえ作りをしたのである。しかしながら、フォーラムという美名のもとに力づくで一方的なプロバガンダを行う県側のやり方の異様さが際立っていたという点で、県のやったことは成功とは言い難い。有名外国人タレントを呼んだことでメディアが注目したからなおさらである。その意味では結果オーライかもしれないが、県に声かけられて自分も大物になったものだと言子こいて出ていく有名バスアングラーが誰もいなくてよかった。

リリース禁止に反対するバスアングラーが問題にしているにもかかわらず、メディアや行政がまったく取り上げようとしない論点は多々ある。そのような問題点を踏まえて議論するなら琵琶湖の環境は回復に向かうだろうが、自分達に都合の悪い事実を蓋をしたままでは、何をどうやっても魚が喜ぶ自然環境なんか回復できっこない。何が問題かは、Editorialで何回も書いてきた通りである。さらに付け加えれば、ブルーギルのことに類被りしている研究者が、琵琶湖の環境を5年前に戻すなんて言っているのは、今やっている外来魚駆除が一段落したところで、次に漁連や漁協、漁業者に税金を注ぎ込むための露払いをしているんじゃないか。今ある護岸の前で環境回復をお題目にした大規模工事を始めて、その工事費と補償金を支出するための下準備を今からしているんじゃないか。それぐらい疑ってかからないといけないようなことを県や漁業者、研究者は過去から現在に至るまでグルになってやってきた。そのことをバスアングラーやバス釣り業界は知ってるから、論理的な説明もなく一方的に押し付けられるだけのリリース禁止には断固反対なのである。

主な問題は次の通り。

1▽外来魚の拡散ついて、そのプロセスが明らかにされないまま、すべてバスアングラーとバス釣り業界の責任であるかのように喧伝されている。これは、まったくの事実誤認であって、そのような間違った前提に立つた上でバスの完全駆除やリリース禁止を押し進め、反対する者の意見をまったく聞こうともしないのは民主主義のルールからの逸脱であると言っはかない。

2▽在来魚と外来魚の正確な資源量の把握、外来魚による在来魚への影響調査などの基礎データがないまま人為的に資源量をコントロールすることは絶対に不可能。何の計画も見込みもないまま多額の外来魚駆除予算を支出し続けても、効果が上がるかどうかわからないだけで、漁法によっては混獲による在来希少魚への悪影響すら考えられる。そのような外来魚駆除の成果が上がらないからといって、バスアングラーのリリースを禁止する合理的な理由にはならない。

3▽琵琶湖の外来魚に占めるバスの割合は小さく、本当はブルーギルの方が大きな問題である。外来魚駆除で捕獲されているのは、ほとんどがブルーギルなのに、県はバスとブルーギルを区別するデータさえ収集していない。バスとブルーギルの資源量、その割合などのデータもすべて推量でしかない。アングラーは圧倒的多数がバスを狙っており、リリースを禁止しても外来魚駆除としての適正な効果があるとはとても思えない。それどころか、アングラーが減ってバスもブルーギルも増えるか、あるいはリリース禁止によりバスが減ることでブルーギルがさらに増える結果となり、在来魚に悪影響が出る可能性さえある。

4▽リリースを禁止する条例の要綱案の審議から県議会での可決成立、施行に至るまで間、

一度もバスアングラーの意見が取り入れられる機会がなかった。その経過はきわめて不透明であり、内容はまったく公平性に欠ける。滋賀県は日本釣振興会など諸団体から出された質問に答えず、バスアングラーから寄せられたパブリックコメントには一方的に反論するだけで、最後までリリース禁止の効果について合理的に説明することはできなかった。それでもリリース禁止を押し進めようとするのは、バスアングラーに対する弾圧以外の何もでもない。

5 条例施行後の施策についてバスアングラーの希望や意見がまったく取り入れられていない。県は外来魚回収ボックスやイケスなどを設置すると言っているが、バスアングラーの利便はまったく考えられていない。リリースは禁止するが釣りにはほとんど来てほしいと表明しているのが本当なら、アングラーの利便を第一に考えるべきで、現状では釣りに来るなど言っているに等しい。そのような状態を放置したままの条例施行には問題があり過ぎる。

6 滋賀県の環境政策と漁政には問題点が数多くある。にもかかわらず外来魚の駆除を突出して押し進めようとするのは、他の問題点からメディアと一般市民の目をそらしたいからであり、リリース禁止はそのような政策上の狙いから出てきたものに過ぎない。合理的な裏付けのないままバスアングラーの自由を奪い、県内の釣り関係業者だけでなく多くのサービスマスの減収を招くリリース禁止は即刻撤回すべきである。

もちろん、ここに書いたことがすべてではない。ほかにも事実確認のできない黒い噂や封印された事実が数え切れないほどある。そういうことも含めて、琵琶湖とその周辺で起こっていることを本気で調べ始めたら出てくるわ出てくるわ。そんな情報のごく一部がやっと世の

中へ出始め、メディアもそのことに気付き始めたから、以前よりは外来魚問題の扱い方が慎重になり、表現の仕方もかわってきた。中には隠された問題があることを匂わせる記事も見られるようになったが、なかなか問題の核心に踏み込んではくれない。今はそういうところだ。

有名バスアングラーの中にも積極的に情報収集している人達が少なからずいる。問題は、それをどこでどう生かすかだが、メディアからの誘いに安易に乗るのは危険きわまりない。うかつに出ていったら、メディアに都合のよいところだけつまみ食いされて、「有名アングラーの　さんも外来魚を保護しないとイケないと言っている。琵琶湖のバスアングラーのマナーは悪過ぎると嘆いた」などと、その発言を曲げて伝えられる。そういうことが度々行われてきたから、事情をよくわかった有名アングラーほど発言や行動に関しては慎重になる。その結果、有名な　さんは何も言ってくれない、何もしてくれないと一般のバスアングラーから批判される結果になってしまったのである。

それならどうするか。加藤誠司プロがやったように、具体的な活動目標を持って、そのための行動グループを作り、日釣振のような組織を後ろ盾にして動くというののも一つの方法である。特に一般アングラーの問題意識を高めたり、署名を集めたり、そのきつかけとなるイベントの人集めをするには、有名アングラーの名前を使うのが一番手っ取り早くて効果が高い。そういう場には大いに出て、一般アングラーの意識を高めるための発言をするのが活動の初期段階にはもっとも効果的だろう。それが一般アングラーの行動につながり、メディアや一般市民の外来魚問題に対する認識をかえる力となる。そんな環境ができあがったところ

で、有名アングラーが一般メディアに出ていって世間に対して発言する。このような手順が必要だ。

言いたいことが言える環境を整えるためには、様々な努力が必要である。著者がここでのようなことを書いているのもその一環。釣り関係の他のメディアではなかなか出せないことを書いて、バスアングラーの皆さんに本当のことを知っていただくことから始めないと、問題は何も片付かない。そのためには情報テロのようなことも必要だから、著者は釣り関係の仕事すべて断ち切る覚悟で、表に出せることはすべて出すことにした。テロリストになるといふことは、表の世界からは姿を消すか、あるいは裏の世界では別人格で活動すると言ふことである。しかしながら、それでは潔くないので、今まで通りの立場と場所での活動を続けている。それでもし何らかの攻撃を受けることがあれば、それも計算の上で誰にも迷惑がからないようにしたいから、あくまで単独行動を旨としている。スポンサーに圧力がかかる心配があるからスポンサーは受けなと言いたいところだが、経済的な問題もあるので、そこところは絶対に信頼できるスポンサーとだけうまくやっていきたいと思っている。

現在はそのような手順の途中の所で、有名アングラーが一般メディアに出て行くには、まだ危険が大き過ぎる。おそらく出て行ったとしても、言いたいことは言わせてもらえないだろう。当たりさわりのない予定調和的なことを少しだけ言わせてもらって、それでバスアングラーの代表にも出てもらいました、ご意見はうかがいましたということにされるのが關の山だ。それだったら出ない方がまし、今はまだ出ないと判断した結果、3月28日の滋賀県のフォーラムのように梶側の一方的なやり方が際立つ結果になったのであれば、それはそれで成功だと評価してもよいではないだろうか。つまり、積極的に発言したり行動したりするだけが戦略ではないということである。

バスアングラーの皆さんの気持ちとして、有名アングラーにも積極的に発言してほしい、行動してほしいと期待するのはよくわかる。しかしながら、そのときに問題なのは、どんな発言ができるか、どんな行動ができるか、その内容である。言いたいことも言えないのなら最初から何も言わない方がまし、自分から動いて落とし穴にはまるのなら動かない方がましだまじというものだ。影響力の大きい有名アングラーほど、そのようなデリケートな判断が必要なケースがこれからも頻繁に出てくるはず。そのときに軽率な行動は慎まないといいな。判断ミスが致命的の結果につながるかもしれないから注意が必要である。

そのさらに先を読んでいるアングラーは、バスフィッシングや琵琶湖とは別の所で今できる努力をしている。下野正希プロがバスフィッシング以外の釣りに真剣に取り組み、各分野での影響力や発言力を強めてるのがその好例である。結果はどう出るかわからないが、今はこういう努力が必要なときかもしれない。もし近い将来、バスフィッシングに追い風が吹いてきたとき、現在の努力は決して無駄にならず、大勢の強い味方を得ることができたらいい。

こういう一般のバスアングラーからは見えにくい所での努力もあるから、一概に有名アングラーは何もしていないとは言えない。ただし、リリース禁止に反対する積極的発言や行動がごく少ないことも事実である。そこに何か事情があるに違いないと感じるのは著者だけではないだろう。その事情とは、有名アングラーが寄って立つ最大の基盤が信頼するに足るものかどうかということではないかと著者は思っている。つまり、例えば自分が参加している

トーナメント団体やスポンサーが自分の発言や行動を支持し続けてくれるかどうか、へたなことしたら君は明日から来なくていいなんてことになりはしないかという心配が、有名アングラの発言や行動を鈍らせているのではないかといいことだ。

もしこの仮説が当たっているとしたら、そのような状況を創り出している人達の責任はきわめて重大である。こういう人達こそ裏切り者と言われるべきで、表にいて目立っている人達に大した責任はない。やりたいことをやらせてもらえない有名アングラの責任を問うよりも、一般のアングラが今すぐやらなれないといけないのは、有名アングラの背後からその行動にしばりをかけ、結果的に一般アングラに不利益をもたらしている人達の責任を問うことではないのか。